

岐阜市国土強靱化地域計画

(令和5年度～令和9年度)

～安心の見える、強くて、しなやかな岐阜市へ～

岐 阜 市

目次

はじめに	1
第1章 強靱化の基本的考え方	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ等	2
3 基本目標	3
4 強靱化を推進する上での基本的な方針	3
(1)本市の特性を踏まえた取り組み推進	3
(2)効率的・効果的な取り組み推進	4
(3)防災教育・人材育成と官民連携の取り組み推進	4
5 計画策定の進め方	5
第2章 本市の地域特性	6
1 地理的・地形的特性	6
2 気候的特性	7
3 社会経済的特性	8
第3章 計画策定に際して想定するリスク	10
第4章 脆弱性評価	11
1 脆弱性評価の考え方	11
2 「起きてはならない最悪の事態」の設定	11
(1)事前に備えるべき目標	11
(2)起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	11
3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価	13
(別紙1) リスクシナリオごとの脆弱性評価結果	13
(別紙2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果	13
第5章 強靱化の推進方針	14
1 推進方針の整理	14
(別紙3) リスクシナリオごとの推進方針	14
2 施策分野ごとの強靱化の推進方針	14
(1) 行政機能	15
(2) 都市・住宅・土地利用	19
(3) 保健医療・福祉	21
(4) 産業	23
(5) 国土保全・交通	25
(6) 環境	26
(7) 横断的分野 1 リスクコミュニケーション/防災教育/人材育成	27
(8) 横断的分野 2 官民連携	29

(9) 横断的分野 3 老朽化対策	31
3 事業主体が市以外の団体であるなど、市のみでは対応が困難な課題	33
第6章 計画の推進	35
1 施策の重点化	35
(1) プログラムの重点化	35
(2) 個別施策の重点化	35
2 毎年度のアクションプランの策定	36
3 計画の見直し	36
(別紙1) リスクシナリオごとの脆弱性評価結果	37
(別紙2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果	68
(別紙3) リスクシナリオごとの推進方針	82

はじめに

日本はこれまで、東日本大震災、阪神・淡路大震災、数々の大型台風など様々な自然災害により、甚大な被害を受けてきました。そして、そのたびに、長期間にわたり、多くの人的、物的資源を投入し、復旧、復興を図ってきました。これを教訓に、いかなることが起きようとも、致命傷を避け、被害を仮に受けることがあっても、それを可能な限り最小化し、また、被った被害を迅速に回復することができる、「強さ」と「しなやかさ」、いわゆる強靱性を確保しようとする取り組みが、国土強靱化です。

平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、その後、国においては「国土強靱化基本計画」を平成 26 年に策定し、平成 30 年 12 月に改訂しています。また、基本法第 13 条において、都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「国土強靱化地域計画」を定めることができると規定されており、平成 27 年 3 月に、岐阜県では「岐阜県強靱化計画～強くて、しなやかな「清流の国」を次世代に引き継ぐために～（平成 27～31 年度）」を策定し、令和 2 年 3 月に第 2 期岐阜県強靱化計画を策定しています。

本市は、織田信長公ゆかりの岐阜城を頂く金華山、1300 年の伝統を誇る鶺鴒で名高い清流長良川など、歴史、文化、自然に恵まれながらも、高度な都市機能を有する県都、中核市です。しかし、自然の象徴である長良川は、過去に幾度も氾濫しており、近年、気候変動の影響による異常気象により災害が全国各地で頻発・激甚化しており、本市においてもいつ発生してもおかしくない状況にあります。また、近い将来発生する確率が高いとされている南海トラフ巨大地震では、市内でも大きな被害が予想されています。更に、災害ともいえる新型コロナウイルス感染症の脅威が顕在化しました。

このため、大規模自然災害や未知なる感染症拡大による致命的なダメージを回避するとともに、被害から迅速に回復できるよう、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進といった社会的背景も踏まえ、国土強靱化地域計画を見直し、強靱化の取り組みを計画的に進めていくこととしました。

計画に基づき、地域の強靱化に資する事業を推進し、いかなる災害からも市民を守るまちとして、市民の皆様へ「安心の見える化」を提供していきます。

第1章 強靱化の基本的考え方

1 計画策定の趣旨

平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行された。

基本法では、その第13条に「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されている。

本市においても、南海トラフ巨大地震等、いかなる災害が発生した場合でも、致命的なダメージを回避し、被害を仮に受けることがあっても、それを可能な限り最小化し、迅速に回復することができるよう、平成30年3月に「岐阜市国土強靱化地域計画」を策定・公表した。令和5年3月に計画期間である5年が経過するため、国や岐阜県の見直し状況を踏まえて、岐阜市国土強靱化地域計画(令和5年度～令和9年度)を策定する。

本計画に基づく事業実施を通じて、強く、しなやかな岐阜市の実現を目指す。

2 計画の位置づけ等

(1) 位置づけ

本計画は、本市のまちづくりの総合的な方針である岐阜市未来のまちづくり構想に沿って、強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定する。強靱化に関する内容については、市の様々な分野の計画等の指針となる性格を有するものである。

(2) 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和5(2023)年度から令和9年(2027)年度までの5年間とする。

(3) SDGs（持続可能な開発目標）

持続可能な開発目標（SDGs）は、平成27（2015）年9月に全193の国連加盟国の合意によって決められた2030年を達成の期限とする国際目標である。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残されない」ことを誓っている。

国土強靱化地域計画も、SDGsとの結びつきを念頭に置き策定し、計画を推進する。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 基本目標

基本法第14条において、国土強靱化地域計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されている。

これを踏まえ、岐阜市国土強靱化地域計画の策定にあたっては、国と県の計画と調和を図り、以下の4項目を基本目標として強靱化を推進することとする。

- 市民の生命の保護が最大限図られること
- 市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 迅速な復旧復興

4 強靱化を推進する上での基本的な方針

基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」のほか、強靱化の理念を踏まえ、以下の基本的な方針に基づき推進する。

(1) 本市の特性を踏まえた取り組み推進

- ・ 人口減少や気候変動、新型コロナウイルス感染症、DXなどの本市を取り巻く社会的背景を踏まえた取り組みを進めること。
- ・ 令和2年12月の南海トラフ巨大地震の被害想定調査や岐阜市未来のまちづくり構想等の各種計画の見直しを踏まえた取り組みを進めること。
- ・ 過去の災害から得られた教訓を最大限活用すること。なお、線状降水帯などによる豪雨災害の激甚化、頻発化など想定外の事態が常態化してきていることも常に念頭に置いて取り組みに当たること。

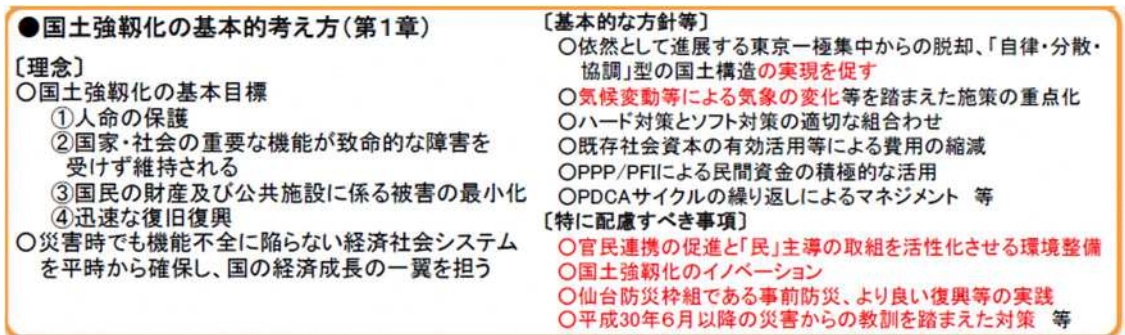
- ・それぞれの地域が有する潜在力を最大限活用するとともに、消防団員や水防団員、建設業者や介護人材といった地域の安全・安心を担う人材の育成・確保を平時から進めるなど、市民の協働によるつながり支えあう地域コミュニティを構築する視点を持って取り組みに当たること。

(2) 効率的・効果的な取り組み推進

- ・災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、民間施設等の耐震化などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ・「自助」「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。
- ・人口の減少等に起因する市民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、また、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ・既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつDX等により効率的に施策を推進すること。
- ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ・人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
- ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和3年度から令和7年度)を積極的に活用し、5か年加速化対策後においても必要となる予算・財源の安定的確保に取り組み、強靱な地域づくりを強力かつ継続的に進めること。

(3) 防災教育・人材育成と官民連携の取り組み推進

- ・強靱化の担い手は市民一人ひとりであるという視点に立ち、自らの災害リスクや防災気象情報、避難情報等を我が事として認識し身を守る行動につなげられるよう、学校や職場、自治会、自主防災組織等を通じた継続的な防災教育の取り組みを進めること。
- ・平時における防災教育の担い手として、また、災害時における避難誘導や避難所運営支援など地域防災力の要として、防災リーダーや消防団員、水防団員等防災人材の育成を男女共同参画の視点にも配慮しつつ推進すること。
- ・強靱化を実効性のあるものとするためにも、国、県、近隣市町村、企業・団体、NPO、ボランティアなど民間事業者等との連携による取り組みを進めること。

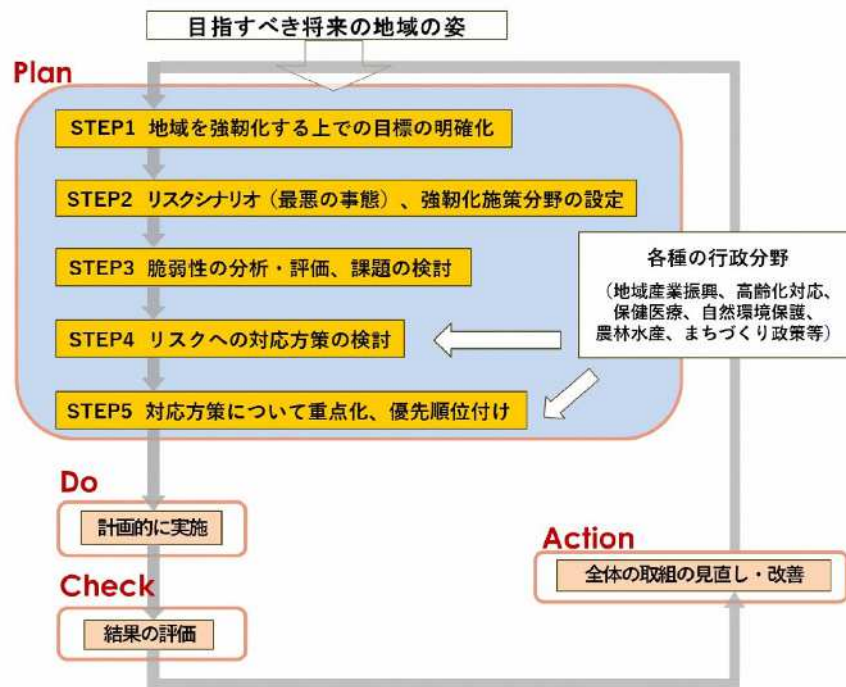


(出典：国土強靱化計画 H30.12)

図1 【参考】国土強靱化の基本的な考え方(概要版より抜粋)

5 計画策定の進め方

国土強靱化地域計画の策定に関しては、国(内閣府)より「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」が発行されており、本計画の作成にあたっては、同ガイドラインに記載の手順を踏襲する。



(出典：国土強靱化地域計画策定ガイドライン(第9版))

図2 国土強靱化地域計画策定手順

第2章 本市の地域特性

1 地理的・地形的特性

本市は、東京から約 270km、大阪から約 140km、名古屋から約 30km の距離にあり、わが国のほぼ中央の岐阜県西南部、木曾三川（木曾川、長良川、揖斐川）により作られた濃尾平野の北端に位置している。

市の東部及び北部は、古生層の上に洪積層・沖積層が累積し、南部は、一帯が新世層で第三期層とローム層を含む沖積層によって構成される。市の中央部から東北部にかけて、稲葉山系の山がそびえ、中央部を東西に貫流する長良川により南部と北部とに区分され、南部は、境川、荒田川、論田川、大江川などの支派川とこれらに注ぐ小河川、排水路がある。北部は、伊自良川、鳥羽川、板屋川、根尾川などの支派川とこれらに注ぐ小河川、排水路があり、地勢は 1,000 分の 1 の傾斜をなし、これら支派川等の流水は、平常時においては長良川に自然流下する。



図 3 岐阜市の河川

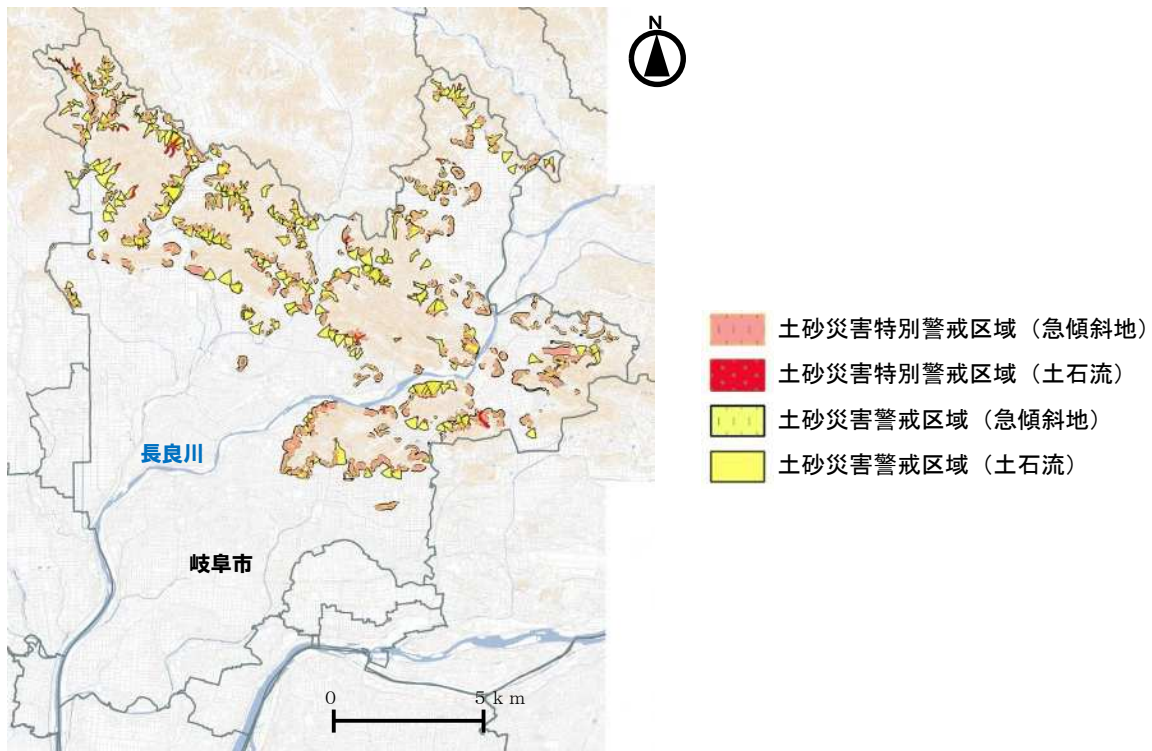


図 4 岐阜市内の土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域分布図

2 気候的特性

本市の気候は、東海型の気候を示し、冬季は北西ないし西よりの風が多く、降水量が少なく温暖であり、夏季は南よりの風が多く、著しく高温多湿である。

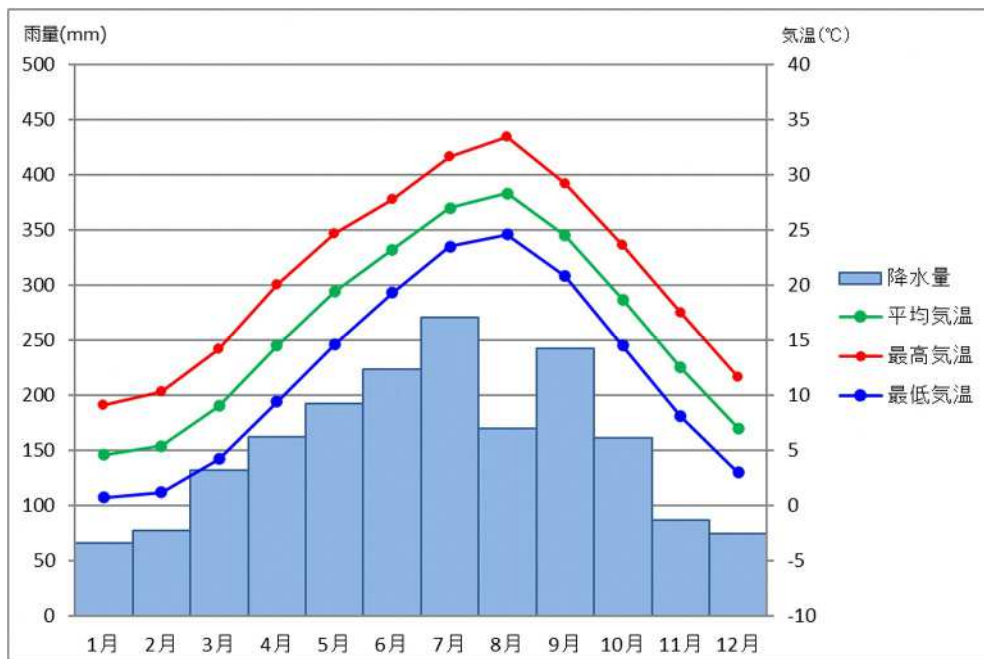


図 5 岐阜市における降水量及び気温の平年値(1992年～2021年気象庁統計資料より作成)

3 社会経済的特性

(1) 人口

本市の人口は402,970人、世帯数は185,187世帯(令和4年11月1日現在)であり、人口集中地区面積は62.62k㎡(令和2年)である。なお、外国人住民は、9,953人、6,031世帯である。岐阜県の市町村の中では最も人口が多く、約20%を占める。

また、1990年以降の30年間で高齢夫婦世帯や高齢単身世帯は、大きく増加している。

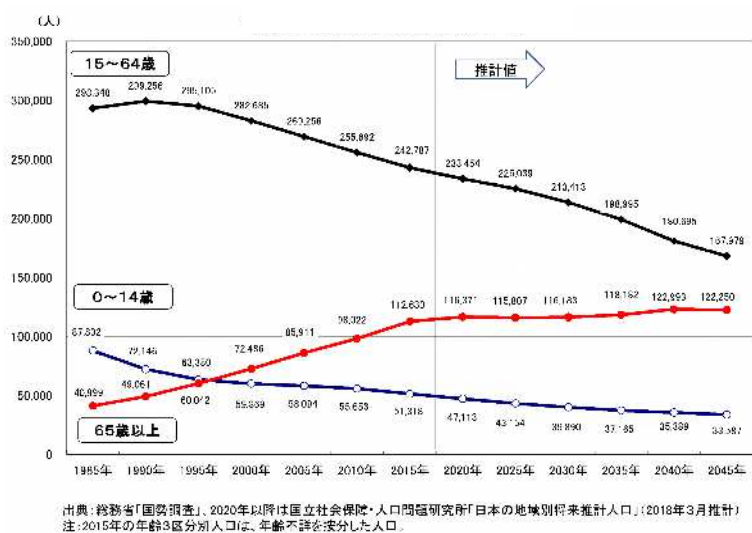


図6 岐阜市の年齢3区分別人口(男女計)(2018年度3月推計値)

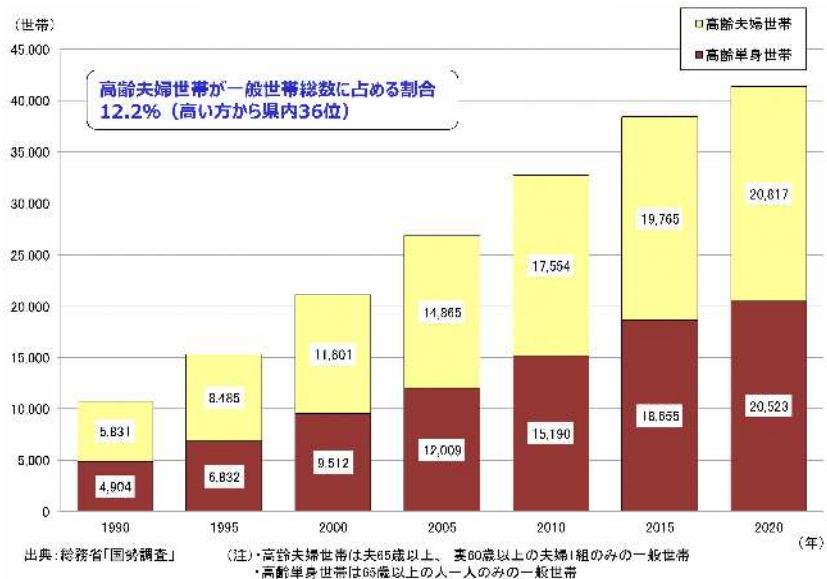
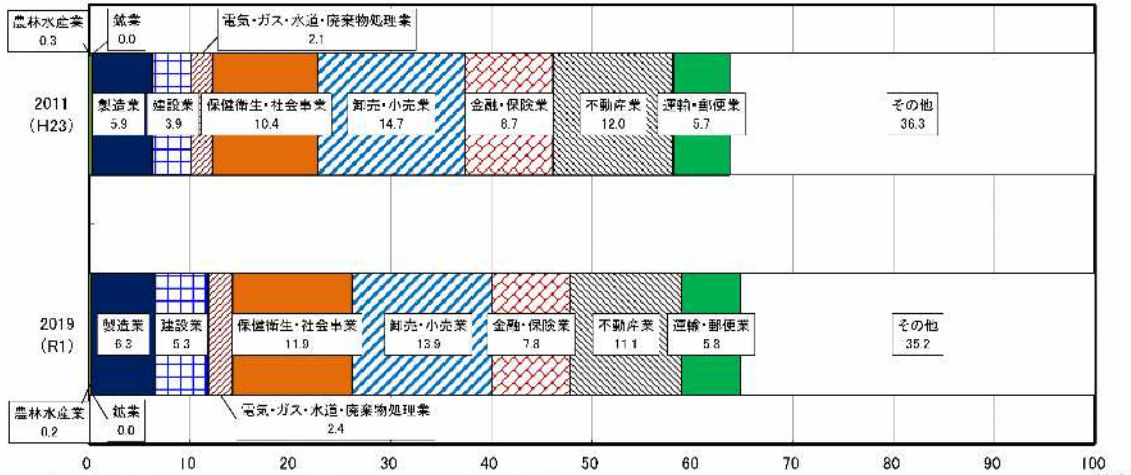


図7 岐阜市の高齢夫婦・高齢単身世帯数の推移

(2) 経済活動

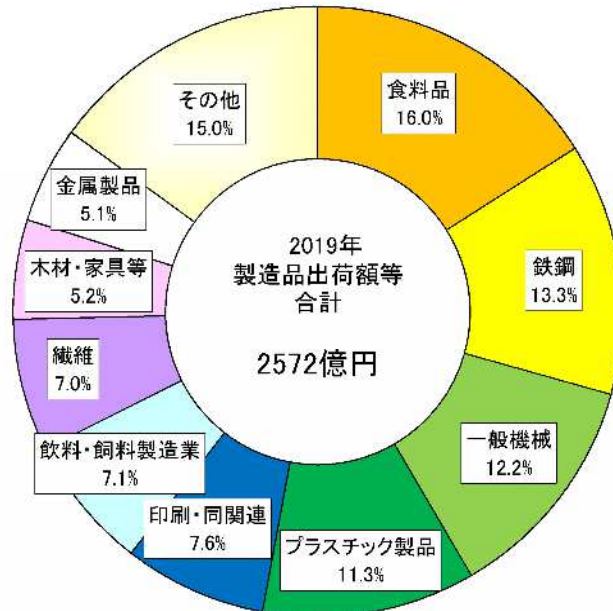
第2次産業が約12%、第3次産業が約88%を占める産業構造である。平成23年から令和元年の間において、製造業や建設業等の第2次産業が減少し、不動産業、運輸・通信、サービス業等の第3次産業が増加している。

製造品の出荷額は食料品が最も多く、次いで鉄鋼が多い。



出典：岐阜県統計課「令和元年度(2019年度)岐阜県の市町村民経済計算」
 注1:「不動産業」には、持ち家の帰属家賃を含んでいる。
 注2:「その他」は、宿泊・飲食サービス業、情報通信業、専門・科学技術、業務支援サービス業、公務、教育、その他のサービスの合計。
 なお、輸入品に課される税・関税等も含めている。

図 8 岐阜市内総生産の経済活動別構成比(2019年度)



出典：県統計課「令和2年(2020年)工業統計」(4人以上)
 注：一般機械＝はん用機械器具＋生産用機械器具＋業務用機械器具
 事業所数が少ないため製造品出荷額が秘匿となっている業種は「その他」に含む。

図 9 岐阜市の製造品出荷額等の業種構成(2020年度)

第3章 計画策定に際して想定するリスク

本計画にあたり想定するリスクは、発生が危惧される南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模な地震、本市において過去にも多くの被害を受けた風水害など、「大規模自然災害」全般を対象とする。

なお、特に本市に影響が大きいと想定される災害の代表例は以下のとおりである。

(地震) ①南海トラフ巨大地震

②養老-桑名-四日市断層帯地震

【被災履歴】明治24年 濃尾地震

(風水害) ③長良川等における大規模出水

【被災履歴】昭和51年 9.12豪雨、平成16年 台風23号

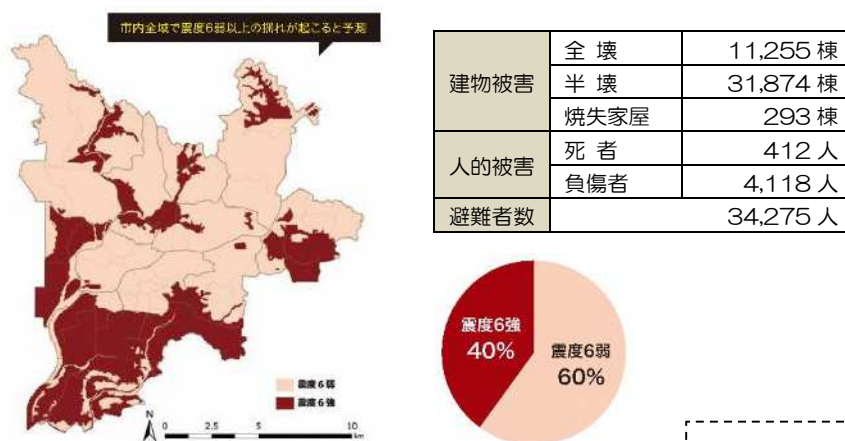


図10 南海トラフ巨大地震の被害想定調査結果

(出典：令和2年度調査)

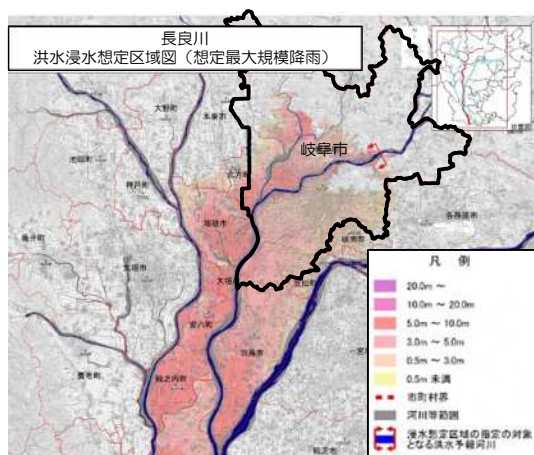


図11 長良川洪水浸水想定区域図

(出典：H28.12 国交省公表)



第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

「強靱」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、私たちの国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な障害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことである。

強靱化に関連する市の施策や現状のどこに課題があるのかを把握するため、「強靱性」の対義語である「脆弱性」について、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」に基づき分析・評価を行った。

2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

(1) 事前に備えるべき目標

前述した基本目標を達成するために事前に備えるべき目標について、国の基本計画に準じた8項目を設定した。

(2) 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定は、国の基本計画で設定されている45項目を参考にしつつ、県の地域計画との整合、市の実情を勘案し、27項目に整理した。

「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」

事前に備えるべき目標 (8項目)	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) (27項目)	
1 直接死を最大限防 ぐ	1-1	巨大地震による住宅・建築物の倒壊や大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生
	1-2	集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生
	1-3	大規模土砂災害による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生
	1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療 活動等が迅速に行われ るとともに、被災者等 の健康・避難生活環境 を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	消防等の被災等による救助・救急活動の遅れ及び重大な不足
	2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
	2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-6	劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政 機能は確保する	3-1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報 通信機能・情報サー ビスは確保する	4-1	情報通信の長期停止による災害情報が伝達できない事態
5 経済活動を機能不 全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
	5-2	幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
	5-3	食料等の安定供給の停滞
6 ライフライン、燃 料、交通ネットワ ーク等の被害を最小 限に留めるとともに、 早期に復旧させる	6-1	ライフライン(電気、ガス、上下水道等)の長期間にわたる機能停止
	6-2	地域交通ネットワークが分断する事態
	6-3	異常湧水等により用水の供給の途絶
7 制御不能な複合災 害・二次災害を発生 させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
	7-2	ため池、河川構造物等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-3	有害物質の大規模拡散・流出
	7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8 地域社会・経済が 迅速かつ従前より強 靱な姿で復興できる 条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ
	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
	8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価

27の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」それぞれについて、各分野の関係部局が実施している個別施策の取り組み状況、課題、重要業績指標（KPI）などから、脆弱性評価を行った。

また、複数の施策分野に関係するリスクシナリオが多数存在することから、施策分野ごとの脆弱性を的確に把握するため、施策分野ごとの評価も行った。

施策分野は、ハード・ソフト対策の適切な組み合わせにより、一体的・効果的な取り組みを推進するため、市の機構（部局構成）も鑑み、6つの個別施策分野、3つの横断的分野を設定した。

評価結果は別紙1、2のとおりである。

（別紙1）リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

（別紙2）施策分野ごとの脆弱性評価結果

【個別施策分野】

施策分野	主に関係する部局
①行政機能	行政部・都市防災部・消防本部・市民協働推進部
②都市・住宅・土地利用	まちづくり推進部・上下水道事業部・都市建設部
③保健医療・福祉	保健衛生部・福祉部
④産業	経済部・ぎふ魅力づくり推進部
⑤国土保全・交通	基盤整備部
⑥環境	環境部・市民生活部

【横断的分野】

①リスクコミュニケーション/防災教育/人材育成
②官民連携
③老朽化対策

第5章 強靱化の推進方針

1 推進方針の整理

脆弱性評価結果を踏まえ、本市における強靱化の施策の取り組み方針について、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとに、事態を回避するための施策の推進方針として整理した。

結果は別紙3のとおりである。

（別紙3）リスクシナリオごとの推進方針

2 施策分野ごとの強靱化の推進方針

1つの推進方針が、複数の最悪の事態の回避に資する場合が多いことから、重複を避けるとともに、対策を効率的に実行するため、個別施策分野（6分野）及び横断的分野（3分野）の合計9分野の施策ごとに、推進方針を再整理する。

これらの推進方針は、9つの目標に照らして必要な対応を施策分野ごとにとりまとめたものであるが、それぞれの分野間には相互に関連する事項があるため、施策の推進にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮する。

施策分野ごとの推進方針を次頁以降に示す。また、施策の推進にあたっては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和3年度から令和7年度）を積極的に活用し、緊急的に実施すべき対策を推進するとともに、5か年加速化対策後も、引き続き県と連携しながら、中長期的に地域の強靱化に資する対策を推進していく。

■個別施策分野

- ①行政機能、②都市・住宅・土地利用、③保健医療・福祉、④産業、
- ⑤国土保全・交通、⑥環境

■横断的分野

- ①リスクコミュニケーション/防災教育/人材育成、②官民連携、③老朽化対策

(1) 行政機能



【緊急地震速報時の対応強化】

- ・不特定多数の人が出入りするすべての市有施設において、緊急地震速報を導入し、各施設において年1回以上の対応訓練を行っている。引き続き、適切な維持管理に努めるとともに、各施設における緊急地震速報対応マニュアルを策定、必要に応じて見直す。

【避難施設の確保】

- ・災害に備え、指定緊急避難場所 564 施設を指定している。民間施設等との協定等により引き続き避難施設の確保に努めるとともに、ハザードマップ、総合防災安心読本の配布や防災アプリにより、避難施設の位置について周知強化に努める。

【避難所機能の充実】

- ・東日本大震災以降、避難所機能の強化を進め、新型コロナウイルス感染症対策資機材を含む備蓄品、設備等は一定の水準に達しており、整備した備蓄品、設備の適切な更新、維持管理に努める。
- ・避難施設の確保にあたっては、避難所として必要な機能、感染症への対応について、一定の基準に基づき判断していく。
- ・災害時に避難施設を効果的に活用するとともに、本来の用途での使用再開時に支障が無いようにするため、災害時に施設のどの部分を開放し、どのようなスペースを設定するかを定めた「施設利用計画」の策定を必要に応じて見直す。
- ・避難所環境を向上するため、小中学校体育館にエアコンを設置する。併せて避難所の熱源・電源の多重化を検討していく。

【消防力の強化】

- ・巨大地震発生時において、効果的な消防活動を実施し被害の軽減を図るため、大震消防対策を策定しており、効果的な消防活動を行うため、大震消防対策を定期的に見直す。また、現状の消防力を上回る災害が発生した場合は、岐阜県広域消防相互応援基本計画及び緊急消防援助隊を要請することで消防力を増強し対応するため、近隣の消防機関等と訓練を実施し、連携の強化に努めている。
- ・常備消防の庁舎の老朽化に伴い、倒壊危険の高い庁舎から、岐阜市消防本部消防庁舎整備計画に基づき順次建て替えを実施していく。また、消防広域化による消防力の不均衡を速やかに解消するため、岐阜市消防本部消防庁舎適正配置計画に基づき、岐阜北消防署及び消防本部整備工場移転建設事業を推進するとともに引き続き事業の進捗を図る。
- ・消防団施設の老朽化に伴い、倒壊危険の高い施設から、岐阜市消防団拠点整備事業計画に基づき順次建て替えを実施しており、引き続き事業の進捗を図る。

【消防人材・消防団員の確保・育成】

- ・令和3年4月に震度6弱以上の地震に限定して出動し、基本団員だけでは対応できな

い安否確認や避難誘導などの役割を担う「大規模災害団員」を導入した。

- ・消防団員の活動の対価である報酬額を見直す処遇改善を図るとともに、消防団の主な行事を見直し、負担を軽減することで消防団員の確保対策に取り組んでいる。また、インセンティブ制度、消防団協力事業所表示制度、消防団活動認証制度等により引き続き消防団員の確保対策に努める。

【初期消火対策】

- ・巨大地震発生時において、火災が発生した際に、地域住民が初期消火をするため、街頭消火器を市街地、準市街地を中心に 6,633 本設置し更新計画に基づき、定期的に更新するとともに、大規模地震が発生した場合、その効果について検証する。

【出火防止対策】

- ・平素の消防同意事務を通じて、建築物の防火に関する法令の規定を踏まえ、防火上の安全性及び消火活動上の観点から審査、指導を行なっているため、随時法令改正の対応を行う。
- ・防火対象物の立入検査を 3~5 年に 1 回以上実施し、消防法令等の違反について随時指導若しくは、行政処分を含めた違反処理の実施をしている。引き続き適切な消防検査、対応を行う。

【危険物施設及び高圧ガス製造施設等への立入検査】

- ・消防法及び高圧ガス保安法等による許可申請・届出に対し、適切に指導を行っている。また、各施設へ定期的に立入検査を行い、事故防止等を含めた法令指導を行っている。危険度・緊急性の高い違反については、行政処分を含めた違反処理の実施をしている。引き続き適切な検査、指導に努める。

【救命救急体制の充実】

- ・大規模広域災害の発災直後は、救急活動を停止せざるを得ないおそれがある。また、機動力の低下や被災による道路状況の悪化により、活動が困難となる。そのような場合に、消防団員、大規模災害団員及び自主防災隊等による救護や搬送の必要があるため、各種団体への救命講習を引き続き実施していく。

【防災行政無線】

- ・防災行政無線屋外子局を市内に 471 基設置し、運用している。雷対策や適切な維持管理を進めるとともに、設置から 10 年以上が経過していることから、計画的に更新していく。
- ・移動式無線 (MCA) について、市内の災害時の拠点施設や関係機関用に約 300 機を配備している。適切な維持管理を行うとともに、訓練時に活用し配備先の使用者が操作方法を把握しておく。

【情報伝達ツールの多重化】

- ・災害時に避難情報等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、SNS、緊急速報メールやコミュニティ FM への割り込みなど、複数のツールを一括して配信するシステムの導入している。引き続き更なる発信の迅速化に努めていく。

【総合防災情報システムの維持・更新】

- ・災害情報の発信、集約を効率的に行うため、防災情報システムを更新し、より円滑かつ迅

速な災害対応業務が可能となった。今後は、実践に即した研修等により、操作者の習熟度を高めていく。

【特設公衆電話の配備】

- ・被災者が安否確認に使用する通信手段として、特設公衆電話を市内 54 施設に事前設置している。特設公衆電話による安否確認は、災害用伝言ダイヤル（171）の使用を前提としていることから、地域防災訓練等で総合防災安心読本等による周知や特設公衆電話の体験利用コーナーを設けるなど、災害用伝言ダイヤル（171）の使用法の普及に努める。また、緊急時に確実に使用できるよう、通信試験を定期的実施する。

【公的備蓄の充実】

- ・南海トラフ巨大地震被害想定の見直しを行った。想定避難所避難者数は約 20,600 人であるが、想定以上の避難者が発生する可能性もあるため、これまでの災害で得られた教訓により、1.9 倍の約 39,100 人の 3 日分の食料、飲料水、新型コロナウイルス感染症対策資機材等を備蓄しており、引き続き定期的かつ効率的な更新に努める。
- ・市内 50 地域に発動発電機を 3 台備蓄しているほか、コミュニティセンター等に発電機を計 81 台備蓄している。適切な維持管理に努めるとともに、その使用方法について地域防災訓練等の場を活用し、より多くの地域住民に周知していく。

【災害用トイレ対策】

- ・災害時にトイレが不足する事態に備え、小中学校等に簡易トイレ、固液分離型トイレ、水が使用できない状況下でも除菌清掃ができる感染対策災害時清掃キット、汚物圧縮保管袋等の備蓄を行っている。また、小学校等各地域の拠点避難所にマンホールトイレを各 5 基設置している。必要に応じ、備蓄数の見直しや施設の追加整備を検討する。
- ・過去の災害においては、避難施設におけるトイレの使用マナーがたびたび問題となることから、トイレの適切かつ衛生的な使用方法について、避難所運営マニュアルへの記載や、平常時からの啓発により市民に意識付けしていく。また、災害用トイレの個人備蓄の必要性を、出前講座や地域の防災訓練等を通じての啓発を進めていく。

【帰宅困難者対策】

- ・南海トラフ巨大地震の災害被害想定調査に基づき岐阜駅周辺の帰宅困難者を 4,000 人、庁舎整備における帰宅困難者を 250 人とした。
- ・帰宅困難者用備蓄品の適切な維持管理に努めるとともに、帰宅困難者の誘導、受け入れ、備蓄品の配布等を明記したマニュアルにより関係機関と情報連絡訓練等を行う。

【業務継続体制の強化】

- ・岐阜市業務継続計画（BCP）を定期的に更新し、非常時優先業務のための職員の確保体制を維持する。
- ・岐阜市業務継続計画（BCP）において、非常時優先業務や、職員の安否確認について定めるとともに、毎年、職員の参集予測を実施し、部局間の職員派遣に関する計画を策定している。引き続き非常時優先業務の執行のための職員の確保体制を維持する。
- ・職員用食料、飲料水を確保し、庁舎整備により電気、ガス、水道、通信のライフライン対

策は完了しているが、引き続き非常時優先業務の執行環境の確保に努める。

- ・ ICT 部門の業務継続計画 (ICT-BCP) を策定し災害に備えているが、作成した ICT-BCP が形骸化しないよう、継続的な見直しを行う。

【受援体制の構築】

- ・ 災害時に、市外からの救援物資や、自衛隊、警察、消防などの応援部隊の受入れ体制を定めた「岐阜市災害時受援・支援計画」を策定している。災害時の支援物資の一時集積配分拠点として 4 施設を設定し、備蓄拠点を経て、各地域の防災拠点へと搬送する体制を確保している。県の施設や東海環状自動車道の開通、国道 21 号の立体化の進捗や、庁舎整備に伴う対応等を踏まえ計画の定期的な見直しを行い、実効性を高めていく。
- ・ 北部防災備蓄拠点施設の老朽化等を踏まえ、岐阜北消防署及び消防本部整備工場移転建設事業に併せて、敷地内に防災備蓄拠点施設を整備するとともに、その他の防災備蓄拠点施設を適切に管理する。

【協定締結の促進】

- ・ 民間企業等と協定を締結し、食料等の確保体制を構築している。引き続き体制を維持するとともに、平常時から協定締結先との「顔の見える関係」の構築、協定に基づく訓練に努める。

【ライフライン事業者との協力連携の強化】

- ・ ライフライン事業者の復旧活動拠点候補地として、災害時のオープンスペースの利用に関する協定を締結するなど、ライフラインの復旧への協力体制を整えている。平常時から岐阜ライフライン防災ネットワーク会議等を通じた情報交換や訓練に参加いただくなど、引き続き連携の強化に努める。

【道路等の復旧に係る協定締結】

- ・ 関係団体による被害状況の調査や、公共施設の応急復旧活動への協力について、協定を締結し、体制の構築に努めている。協定締結によるインセンティブを充実させるなど、締結先の拡大に引き続き務めるとともに、平時から連絡を密にし、連携の強化に努める。

【ボランティア対策】

- ・ 災害ボランティアに対し、大規模災害が発生した際、初期対応に遅れが生ずることなく円滑に活動出来るよう、岐阜市社会福祉協議会などの関係機関と連携し、岐阜市災害ボランティア計画等に基づき毎年「災害ボランティアセンター」の設置訓練及び運営訓練を行っている。実効性を確保するため継続して訓練を実施する。
- ・ 岐阜市社会福祉協議会及び岐阜青年会議所との災害時における協力体制に関する協定書に基づき、必要な資機材を調達・支援する方法等について連携強化を図っていく。

【地域の防災力の向上】

- ・ 被害を軽減するためには「自助」「共助」「公助」が重要であり、地域ぐるみで自分たちのまちは自分たちで守るための「共助」の取り組みを行っている自主防災組織が市内 50 地域すべてに組織され、訓練等様々な防災活動を展開している。平常時は防災知識の普及、防災資機材の点検、防災訓練の実施及び要配慮者、避難行動要支援者対応を行い、災害時には避難所の開設・運営、情報の伝達・収集、初期消火活動、救出、救護活動及び要配慮

者、避難行動要支援者支援を行う。市は、研修会や防災士育成支援等により、自主防災組織の取り組みの支援、フォローアップ等の継続教育の実施及び新たな人材の育成策を充実させ、地域防災力の一層の強化を図る。

- ・災害のおそれがあるときに、コミュニティバスを利用して避難した場合の利用料を無料とすることで、自家用車を持たない高齢者や障がい者など避難に時間や労力を要する方の早期避難を促し逃げ遅れを防ぐ。

【職員参集体制等の確立】

- ・職員やその家族が被災することにより登庁できない事態や、地域派遣職員が避難所に行けない事態等を回避するため、訓練への参加、研修等により職員の防災意識、自助実践率を高め、防災体制及び避難所の運営体制を確立する。

(2) 都市・住宅・土地利用



【民間建築物の耐震化】

- ・平成 30 年住宅・土地統計調査を基にした推計値によると、住宅の耐震化率は 81%。また、令和 3 年 2 月時点の多数の者が利用する建築物（1 号特定建築物）の耐震化率は 87%と推計している。いずれも岐阜市建築物耐震改修促進計画（第 2 期計画）で掲げた目標には至っていないが、耐震性が不十分な住宅等は減少しており、これまでの補助制度や啓発などの施策により一定の成果は得られている。今後も住宅耐震講座などの機会を活用して、耐震化率の向上を図る。

【空き家対策】

- ・空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、平成 29 年度に「岐阜市空家等対策協議会」を設置し、平成 30 年度には「岐阜市空家等対策計画」を策定した。現在、同計画に基づいて各種施策を実施しており、今後も継続していく。

【盛土対策】

- ・令和 3 年 7 月に発生した静岡県熱海市の土石流災害を踏まえ、県は不適正な盛土の未然防止を図るとともに、盛土に関する不適正事案に対し迅速かつ的確に対応するため、関係機関と相互に情報共有を行う岐阜地域の組織として岐阜地域連携会議を設置し、本市も連携会議の構成員である。庁内関係部局で情報共有を図るとともに、必要な対策を講ずる。なお、国から依頼のあった盛土総点検の結果、直ちに崩落等の危険のある箇所はないとされ、岐阜市において不適正事案はない。
- ・宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、「盛土規制法」という。）の公布に伴い、盛土等の規制を行っていく。
- ・大規模盛土造成地については、定期的に現地確認を行っており、引き続き、国の方針に基づき事業を遂行する。

【応急危険度判定士育成】

- ・令和4年4月1日現在、市職員による被災建築物応急危険度判定士の有資格者は86人、判定コーディネーターは24人、宅地危険度判定士の有資格者は19人。
- ・不足する場合は県へ派遣要請することとなるが、大規模な応援は見込めないため、市において判定士やコーディネーターを育成し、応急危険度判定体制の強化を図る。

【市街地整備の促進】

- ・都市の防災機能を向上させるため、老朽化又は非耐火建築物が密集している地区等において、建物の耐震化、不燃化等を図る市街地再開発事業を促進する。

【土地区画整理事業の促進】

- ・土地区画整理事業を促進することにより、狭あい道路の解消を行い、火災の延焼防止等、都市の防災機能を向上させる。

【公園整備の促進】

- ・公園・広場・緑地等は災害時に避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、「岐阜市みどりの基本計画」や「岐阜市地域防災計画」等の計画と連携し、防災機能の強化に努める。
- ・公園・広場・緑地等が安全・安心に利用できるよう、「岐阜市みどりの基本計画」や「岐阜市公園施設長寿命化計画」等に基づき、計画的な公園等の施設の改修・更新および適切な維持管理に努めていく。

【ブロック塀の除却推進】

- ・平成30年度から道路に面するブロック塀等を対象として撤去の補助制度を創設し、令和3年度までに668件の補助を行い、およそ11キロメートルに及ぶブロック塀等の撤去に補助を行った。今後も通学路、避難路に面するブロック塀等を中心に撤去の推進を図る。

【公共下水道（雨水渠）の整備】

- ・気候変動の影響により、豪雨が頻発化し、降雨量が増加すると予想される中、雨水を計画的に排水し、市街地の浸水被害を未然に防止するため、雨水排水・内水対策に係る計画を策定し、公共下水道（雨水渠）の整備の促進を図る。

【水道施設の耐震化】

- ・水源などの施設及び管路のシステム全体で耐震化を進める必要があるため、防災上重要な基幹施設として位置付けた施設のうち、耐震対策が必要な水源地、配水池、基幹管路及び防災上重要な管路について、優先的に耐震化を図ってきており、更なる耐震化を促進する。

【下水道施設の耐震化・耐水化】

- ・衛生環境の維持においては、下水道が機能することが重要である。耐震対策指針改定前に建設された施設について、重要な管渠、マンホール及び処理施設の耐震補強を進めているが、更なる耐震補強を進める。また、河川氾濫等の災害時においても一定の下水道機能を確保し、下水道施設被害による社会的影響を最小限にするため、施設浸水対策を進める。

【給水体制の維持】

- ・給水車や給水袋など地震災害等に備え配備した既存の資機材の活用を図るほか、渇水時の給水体制を構築するため、渇水対策マニュアルを策定した。引き続き、渇水時の給水体制を維持していく。

【立地適正化計画の推進】

- ・災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を図り、「コンパクト+ネットワーク」によるまちづくりを進めるため、立地適正化計画の適宜見直しを行うとともに、防災指針を定め計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組む。

【がけ地近接等危険住宅移転補助事業の推進】

- ・土砂災害により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域における住民の安全を確保するため、危険住宅の除却費や住宅の建設費又は購入費及び改修費（借入金利子相当額）の一部を国・県と協調して補助を行い、市内の安全な区域へ住居移転を促す。

【応急住宅の円滑かつ迅速な供給】

- ・建設型応急住宅については、必要戸数分の建設可能用地を確保するとともに、岐阜県と連携して、建設型および賃貸型応急住宅の提供体制の強化を図る。

【緊急輸送道路沿いの建物の耐震対策】

- ・緊急輸送道路沿いの建築物（3号特定建築物）は、地震によって倒壊した場合に多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を妨げるおそれがあるため、緊急輸送道路沿いの建築物のうち旧基準建築物の耐震化を重点的に図る。

【地域内交通の維持確保】

- ・現在 20 地区（デマンド型乗合タクシー1地区を含む）でコミュニティバスを導入しており、通院や買物など、日常生活の移動手段として利用されている。未導入地区について、コミュニティバスの必要性などについて、各地区に働きかけていく。

(3) 保健医療・福祉



【福祉施設の耐震化】

- ・民間の社会福祉施設に対し、施設の指導や監査の場などを活用して耐震化を促すなど、あらゆる機会を活用して耐震化率の向上を図る。
- ・社会福祉施設等の耐震化に関するフォローアップ調査を進めていく。

【医療救護体制の充実】

- ・災害時医療救護計画の更新や、三師会（岐阜市医師会、岐阜市歯科医師会、岐阜市薬剤師会）との連携強化などにより、災害時の医療救護体制の充実を引き続き進める。
- ・特に、被災後1週間を経過すると、継続的な治療が重要である慢性疾患への対応が必要となるため、避難所等への巡回診療、医薬品の備蓄、避難所の衛生・生活環境の維持、並びに診療等実施可能な医療機関、歯科診療所、調剤薬局等の情報共有に係る課題の解決に向け、岐阜市と三師会等関係団体との連携を進める。

【医療・介護人材の育成】

- ・要配慮者利用施設における避難確保計画を作成している医療施設や社会福祉施設では、大雨による浸水や土砂災害に備えるため、防災体制の整備、備蓄及び年1回の避難訓練を実施している。また、EMISで医療機関内の被災状況を入力できる体制を整えている。
その他、MCA無線を保有している19医療機関は、岐阜県並びに岐阜市と連携しながら毎月情報伝達訓練を行っている。今後も引き続きEMIS入力体制の確保およびMCA無線の訓練等を実施する。
- ・避難確保計画作成を推進するため、医療施設及び社会福祉施設については、各施設への計画策定の必要性を周知していくとともに、提出された計画内容等に助言を行い、今後も引き続き避難確保計画の作成を支援する。

【感染症対策】

- ・衛生環境の悪化による感染症等の発生及び拡大の防止のため、消毒液を備蓄しているが、備蓄箇所の増強や、配布体制の強化について検討する。
- ・予防接種により罹患を抑制できる感染症については、予防接種率の向上が被災地でのまん延の防止につながる。そのため、対象者への個別勧奨のほか、広報誌への掲載、医療機関の窓口へのポスターの掲示などにより接種を呼びかけ、接種率の向上に引き続き取り組む。

【被害認定調査の効率化】

- ・大規模災害時には、多くの住宅が被災し、り災証明書の交付申請が集中することが予想される。そのため「岐阜市り災証明書交付事務マニュアル」を策定し、担当部局内での研修等を実施し備えている。また、損害保険事業者と覚書を締結し、り災証明書発行業務の迅速化に資する取り組みも進めているが、り災証明書の交付の遅延は、復旧・復興の遅れにつながることから、更なる発行体制の強化を図るため、必要に応じてマニュアルを改正するほか、職員に対する研修を継続していく。
- ・被害認定調査に専門的な知識や経験を有する公益社団法人岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会との協力協定により、市民からの相談対応の補助作業の支援により、り災証明の迅速な発行体制の強化を図る。

【逸走動物対策】

- ・災害発生時、ペット等多くの動物が逸走することにより、混乱が生ずる恐れがあることから、逸走したペット等を収容するための被災動物救護所（岐阜市保健所、畜犬管理センター及び岐阜市畜産センター公園を想定）の設置・運営に向けた対策を講じる。

【避難行動要支援者対策】

- ・定期的に避難行動要支援者の把握、名簿の更新を行うとともに、災害リスク及び支援の必要性が特に高い避難行動要支援者の個別避難計画を優先的に策定し、その実効性を確保していく。

【指定福祉避難所の運営体制確保】

- ・指定福祉避難所が60施設指定されている。施設ごとにマニュアル等の理解や訓練の実施状況が異なるため、県が主催する市町村担当者向けの研修会への参加、施設にお

ける訓練の実施を通して、指定福祉避難所の運営体制の充実・強化に努めるとともに、施設数の増加に努める。

(4) 産業



【観光施設等の耐震化】

- ・平成 30 年度に岐阜城復興天守の長寿命化を視野に入れ耐震診断を行った結果、耐震上の課題が明らかになり、令和 2 年度より岐阜城天守閣耐震化検討委員会を設置し、令和 3 年度に岐阜城天守閣耐震化計画を作成した。令和 4～5 年度で耐震化工事の実施設計を行い、令和 6～8 年度で耐震化工事を実施する予定である。

【埋設ガス管の耐震化】

- ・ガスの事業者と連携し施設の建て替え工事等にあわせて埋設管の耐震化工事を進めていく。

【企業の事業継続支援】

- ・BCP は企業にとってハードルが高いと認識されており、計画の策定が浸透しにくかった背景があるため、「事業継続力強化計画」認定制度が創出され、比較的簡易な申請が可能となっている。引き続き岐阜商工会議所及び柳津町商工会と連携し、BCP 及び事業継続力強化計画の策定率向上に向け、啓発やセミナーなどを開催する。

【企業備蓄の推進】

- ・災害発生後で混乱する中、事業所が従業員を一斉に帰宅させることにより、交通結節点等各所で混雑が発生し、集団転倒の発生や、応急救助活動の妨げとなることが考えられるため、「むやみに移動を開始しない」という原則を引き続き広く周知するとともに、各事業所で従業員が待機することができるよう、事業所における備蓄を促進する。

【企業誘致の推進】

- ・市内産業の生産力・競争力向上に繋がる、製造業の工場や物流施設、研究開発施設の誘致を進める必要があり、その一環として、東海環状自動車道の岐阜三輪スマートインターチェンジが開通した三輪地域に、その受け皿となる「ものづくり産業等集積地整備」を推進する必要がある。しかし、三輪地域は、農振法上の農用地区域であり、農地以外の利用は不許可であることから、三輪地域の特性を活かした「農業の 6 次産業化事業」の実施に向けた可能性調査をしていく。

【農地の保全】

- ・農地は、延焼防止や緊急時の退避場所としての機能も果たし得るため、それらの機能が発揮されるよう努める。

【農業施設の排水機能確保】

- ・農業用施設の経年劣化等の進行に加え、近年、降雨が激甚化（ゲリラ豪雨等）してきており、水害（洪水・内水）のリスクが高まっている。機能保全計画（農業用水利施設保全対

策事業計画)の策定(3期目、R5~R9)を進め、限られた予算の中で施設の長寿命化を図るため、計画的に農業用水利施設保全対策事業(目地補修)を実施する。

【森林の保全・治山対策】

- ・山地における自然災害を最小限に防止するため、山地災害が危惧される箇所において治山施設(治山ダム・土留め工・流路工等)の設置を進めてきたが、治山施設がその効果を確実に発揮するよう、引き続き維持管理を適宜実施するとともに、必要に応じ災害に対する安全性の向上を図る。また、安心して森林浴、自然散策を行うため、登山道等の軽微な補修等を行う森林ボランティア団体を支援する。

【食料等の供給に係る施設の防災力強化】

- ・市民へ食料等を安定して供給するための施設の防災力強化が求められており、特に、要となる中央卸売市場は、開設から50年程度が経過し、老朽化等の課題が生じていることから、再整備を予定している。再整備により大規模災害発生時においても生鮮食料品や救援物資等の搬送拠点として業務を継続できる施設を目指す。

【ため池の防災対策】

- ・令和2年10月1日に「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」が施行されたことにより、令和3年3月に県が「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」を策定した。この計画に基づき、令和13年3月末までに、岐阜市内の農業用ため池のうち、浸水区域に存在する公共施設や福祉施設、住宅等の有無等から優先度を定め、劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価の実施、およびその結果を踏まえた防災工事の実施あるいは廃止工事の推進計画の策定を行う。

【地産食料品の普及】

- ・県産食品の普及拡大に向けて、衛生管理の認証取得及び新商品開発から国内外への販路拡大まで一体的な支援を行う。
- ・卸売業と県内食関連産業を主な対象として、市内卸売業と県内各都市の現地食品メーカーとの商談会の開催や首都圏の大規模な見本市への出展、セミナー等の開催を支援する。

【農村資源の保全・推進】

- ・農用地、水路、農道等の農村資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加が懸念されるため、地域ぐるみの共同活動を支援する。
- ・農業生産基盤に重要な農業用施設の老朽化による破損や不具合が顕在化していることから、施設の更新や長寿命化・耐震整備を図る。
- ・自然災害等による農作物被害を最小限に食い止めるため、被害状況の把握に努めるとともに、県やJAと連携する中で、技術対策について情報を共有し、生産指導の徹底を図る。
- ・食料の確保や地域コミュニティの存続を図るため、農地の荒廃化を防止する。
- ・農地の有効活用を図るため、新規就農者の確保・育成を行う。

【文化財の保護対策の推進】

- ・地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、防災・防犯対策の徹底、大規模災害に備えた老朽化対策や、耐震調査・耐震補強等への支援、また、後世への継承や資料の一元

管理を図るため、文化財の資料・写真などをデジタルデータとして収集しアーカイブ化を進める。

(5) 国土保全・交通



【輸送計画の策定・更新】

- ・災害時に、支援物資の円滑な輸送を行うための計画（岐阜市災害時救援物資輸送計画、岐阜市受援・支援計画）について、定期的な見直しを行い最新の状態に保つとともに、災害時応援協定締結済の関係団体との、平常時からの情報交換や訓練を通して、物資輸送の実効性を高めていく。

【道路ネットワークの確保】

- ・大規模な災害が発生した際に、道路施設が被災し、緊急車両等の通行が不能となることにより、生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じる事態を回避するため、防災拠点を結ぶ幹線道路の整備や、緊急輸送道路上の橋梁耐震対策、道路法面对策、無電柱化対策を進めていく。また、緊急輸送道路には指定されていないものの、避難施設への経路等、災害時の重要性が高い道路についても、橋梁の耐震化、道路法面对策、無電柱化対策等、災害対策を進めていく。

【幹線道路、東海環状アクセス道路整備】

- ・大規模な災害が発生した際に、道路施設が被災し、緊急車両等の通行が不能となることにより、生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じる事態を回避することが求められる。また、本市は沿岸部からは一定の距離があり、津波、高潮などの災害に際し、名古屋圏のゼロメートル地帯に位置する中枢機能のバックアップ機能を果たすことも期待される。そのため、東海環状自動車道、岐阜南部横断ハイウェイなどの高規格道路や、それらのアクセス道路の整備を促進し、道路の代替性や多重性の観点を踏まえつつ、市内の幹線道路ネットワークの構築を図っていく。

【河川・水路施設等の整備】

- ・気候変動の影響による水災害の頻発化・激甚化を踏まえ、河川、水路、貯留施設の整備など、氾濫をできるだけ防ぐための対策を一層加速させる。また、氾濫を防ぐための対策とともに、被害対象を減少させる対策や、被害の軽減、早期の復旧・復興のための対策を、流域に関わるあらゆる関係者が協働して行う「流域治水」の取り組みを進める。

【水防団員等の確保・育成】

- ・本市の水防団は、専任水防団として全国でも有数の大きな組織である。その組織力や技術力を保持していくためには、水防団の活動環境の向上、県で行われている「ありがとね！消防団水防団応援事業所制度」の協力事業者や地域からの協力など、さまざまな面から団員確保に努める。

【大規模工場における浸水防止】

- ・大規模工場は、災害時の機能停止が雇用やサプライチェーンの寸断に繋がることから、水防法において、浸水防止計画の作成、訓練の実施に努めることとされており、市内の大規模工場における浸水防止対策を促す。

【急傾斜地及び道路法面の崩壊対策】

- ・市内において、令和4年4月時点で616箇所（箇所）の土砂災害警戒区域が指定されており、土砂災害のリスクがある地域が多数存在しており、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な土砂災害対策を進めていく。
- ・土砂災害により人命等に危害が及ぶおそれがある、急傾斜地崩壊危険箇所（市内指定箇所192箇所）の対策工事を県と連携し計画的に進める。

【道路整備・狭あい道路解消】

- ・幅員の大きな道路は、火災の延焼防止に効果があることから、未整備の都市計画道路等の整備を促進する。
- ・狭あい道路は、消火活動や救急活動、あるいは災害時の避難の妨げになる可能性があることから、岐阜市狭あい道路拡幅整備要綱に基づいて、用地の寄附を前提に狭あい道路の拡幅を進めているが、市内には緊急車両が通行不能な狭あい道路が多く存在することから、引き続き事業を推進する。

【地籍調査】

- ・土地の境界等を明確にすることにより、発災後の円滑な境界確認が可能となり、迅速な復旧、復興に繋がるため、地籍調査事業を引き続き促進する。

【ICT技術を活用した情報収集等】

- ・被害情報の迅速な収集するため、遠隔監視可能箇所の拡大、協定等による小型無人機による情報収集体制確保など、ICT技術を活用した情報収集体制を進める。

(6) 環境



【合併処理浄化槽への転換促進】

- ・みなし浄化槽（単独処理浄化槽）やくみ取り便所を使用している家庭からの生活雑排水は、生活環境の悪化につながるため、下水道の整備が7年以内に見込まれない地域に合併処理浄化槽への切り替えを促進しているが、災害時には生活環境が悪化することが想定されるため、補助金や啓発活動を通じて合併処理浄化槽への更なる切り替えの促進に努める。
- ・現存するみなし浄化槽（単独処理浄化槽）は、平成13年度以前に設置されたものであり老朽化が進んでいるため、災害に強い合併処理浄化槽への切り替え促進に努める。

【災害廃棄物処理体制の充実強化】

- ・衛生的な生活環境を保持するためには、災害廃棄物を円滑に処理することが必要のため、災害廃棄物処理計画を策定し、仮置き場候補地を選定するなど、災害時でも速やかにごみを処理するための体制を整えているが、計画の更新、災害に強靱なごみ焼却施設の整備な

どにより、引き続き処理体制の充実を図る。

【火葬体制の確立】

- ・災害時の遺体の取扱い、埋葬を的確に遅滞なく行うため、関係団体との協定を締結するなど、体制の強化に努めており、引き続き体制の充実を図る。

【再生可能エネルギーの導入拡大】

- ・2050年度までに脱炭素社会の実現を達成するため、再生可能エネルギーを最大限活用することが必要であり、本市では、長い日照時間を活用した太陽光発電や、豊かな地下水を活用した地中熱システムの普及が可能である。避難所等を含む公共施設、住宅や事業所などエネルギーを使用するあらゆる建物に、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーを積極的に導入することで、エネルギーの地産地消を進める。また、こうした再生可能エネルギーを災害時にも有効に活用できるよう整備するなどして、地域のレジリエンス強化を図っていく。

【処理施設における排熱の活用】

- ・現在のごみ焼却施設は、排熱を場内・外の給湯、または電力の発電に利用しており、場内利用分を除く余剰電力は売電や他の市有施設に自己託送をしている。また、現在計画中の次期クリーンセンターは、災害時も安定して稼働できる施設であることは元より、災害時のエネルギー拠点として活用できる施設を予定している。

【環境中の汚染物質の測定体制の充実】

- ・大気・水環境中の汚染物質のモニタリングを行うとともに、化学物質の流出対策マニュアルを作成した。今後も汚染物質の環境中への大規模放出が発生した場合に、迅速に覚知し、拡散防止対策が取れるよう、モニタリング体制の維持・強化に努める。

(7) 横断的分野 1 リスクコミュニケーション/防災教育/人材育成



【適切な避難行動の周知啓発】

- ・避難とは、難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難する必要はなく、ハザードマップにより自宅周辺の災害の危険性を確認し、自宅で安全が確保される場合は在宅避難を検討することや、安全な地域に住む親戚や友人宅への早期避難など、避難所以外への避難を検討すること、また、避難所へ避難する場合は、マスクや消毒液、体温計など感染症予防に関する衛生用品などを各自で用意することなど、新型コロナウイルス感染症蔓延下での適切な避難行動の周知啓発を進める。
- ・台風の接近等による大雨によって河川の水位が上昇する時に自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のため、関係する水害リスクや防災情報を「知る」、避難行動に向けた課題に「気づく」、どのように行動するかを「考える」ため、マイタイムラインアプリを活用し、適切な避難行動の周知啓発を進める。
- ・土砂災害特別警戒区域では、一般住宅が土砂の力によって損壊するおそれがあるなど、早期の立ち退き避難が求められる災害種別であるため、総合防災安心読本のハザードマップ

プを活用し、土砂災害警戒区域の箇所と併せて、適切な避難行動について、一層の周知啓発を進める。

【要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進】

- ・高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、水防法及び土砂災害防止法に基づき、要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する。
- ・各施設へ避難確保計画の策定を依頼するとともに、計画作成の支援や、計画内容の確認を進めていく。

【ハザードマップの活用】

- ・緊急的に命を守るために避難する「指定緊急避難場所」と災害後に避難生活を送る「指定避難所」を指定しており、各種ハザードマップや総合防災安心読本により、一層の周知を図る。その際、両者の性質の違いや災害種別によっては使用できない場合があることについても、併せて啓発する。
- ・DXの推進として洪水の3Dハザードマップを閲覧できる環境を整備し、市民の防災意識の更なる向上を図る。
- ・多段階の浸水想定図と水害リスクマップ（国土交通省作成）の更なる周知に努める。

【防災教育の推進】

- ・子どもを通じて、親世代の防災意識の向上を図るため、学校において、これまで培ったノウハウや県の「学校安全指導者派遣事業」等を活用して、家庭や地域と連携した自主的な防災教育の取り組みを継続的に進めていく。

【緊急地震速報時の対応強化】

- ・緊急地震速報は、音声により通知することが目的でなく、受信した各個人が適切な身を守る行動をとることが重要である。防災教育、出前講座等により、緊急地震速報を聞いたときにとっさに身を守る適切な行動がとれるよう引き続き啓発を行うとともに「ぎふシェイクアウト」への参加を呼びかける。

【家具固定の推進】

- ・過去の地震災害における死傷者のうち、家具類の転倒・移動によるものの割合が高いことから、家具固定の必要性を、防災訓練や防災教育などを活用し、あらゆる世代に普及させるとともに、取り付けができない高齢者等向けに、引き続き家具固定器具の取付事業を周知し事業を推進する。

【個人備蓄の啓発】

- ・大規模災害発生後には、物資供給の停滞により、必要な食料等の入手が困難となる可能性があるため、家庭等において食料品など少し多めに購入し、古いものから使い使った分だけ買い足す日常備蓄（ローリングストック）により3日以上、できれば一週間の備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組む。

【外国人への情報伝達】

- ・外国人被災者へ災害情報を伝達することを目的として、平成 29 年 3 月に、(公財) 岐阜市国際交流協会と岐阜市災害時多言語支援センターの設置及び運営に関する協定を締結し、その円滑な設置・運営のため、毎年度、設置・運営訓練を行っている。令和 4 年度は訓練を 1 回実施し、マニュアルの見直しを行った。今後も、訓練等を通して、支援対策の充実を図っていくとともに、同センターの周知を図り、災害時に有効な情報伝達が出来るよう取り組んでいく。

【自主防災組織育成】

- ・市内すべての 50 地域で自主防災組織が組織され、防災訓練等積極的な防災活動に取り組んでいる。地域特性に応じ各組織が必要な資機材を配備できるよう、活動補助金などの支援を行っており、引き続き必要な支援を行うとともに地域派遣職員と連携し、訓練等を行い更なる地域の防災力向上を図っていく。

【防災士育成】

- ・地域が主体的に避難所の運営を行うことにより、平常時のコミュニティを活かした運営の円滑化、職員が他の復旧業務に従事することによる復旧の迅速化も見込むことができるため、高度な防災知識と技能を有する防災士を育成し、地域の避難所運営能力の更なる向上を図る。
- ・災害対応力を強化する女性の視点を取り入れるため、女性防災士の育成を図る。
- ・育成した防災士の更なる能力向上のためフォローアップを図る。

【防犯ボランティア団体の育成強化】

- ・ボランティア団体のリーダーを育成するため、防犯活動に関する情報提供等を行う研修会“ホッとタウン”カレッジを年に 2 回開催している。令和 3 年度は 36 団体が研修会に参加した。引き続きボランティア団体のリーダーを育成するため、研修会を開催するとともに、団体に対し研修会の参加を呼びかけていく必要がある。また、団体の活動に必要な物品の支給等により、ボランティア団体の活動を引き続き支援していく。

【内水ハザードマップの更新による内水氾濫リスクの周知】

- ・気候変動の影響により、水災害が頻発化、激甚化すると予測されているため、想定最大規模の降雨を対象とした内水による浸水想定を作成するとともに、浸水想定結果に基づく内水ハザードマップを公表することにより内水氾濫のリスクを周知し、市民の避難等の行動に繋げる。

【主要データ、プログラム減失対策】

- ・被災等による行政データの破壊及び消失に備え、主要データ、プログラムの保管方法について検討する。

(8) 横断的分野 2 官民連携



【支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化】

- ・生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における応援協定を各分野で締結しており、引き続き新たな協定締結先の検討を進める。また、災害時において確実に活動できるよう、各協定締結団体と平時からの「顔の見える」関係を構築し、実践的な共同訓練を行う。

【救出救助に係る連携体制の強化】

- ・大規模災害時、迅速かつ効果的に救出救助が行える様、岐阜市消防本部受援計画、岐阜県広域消防相互応援出場計画及び緊急消防援助隊出動計画に基づき、岐阜県内各消防本部との連携強化により災害対応能力の向上を図っているが、今後も継続して行う。
- ・救出救助に係る関係機関の連携体制を強化するため、自衛隊、警察、消防等の関係機関及び民間事業者等が相互に連携した実践的な救出救助訓練を引き続き実施する。
- ・消防本部が所有する、無人航空機（ドローン）を活用することで、早期に情報を収集が可能となり、市役所及び防災機関と情報を共有し、早期に救出救助が行われるよう、今後も連携訓練を行う。

【災害時における燃料確保体制の整備】

- ・災害時において燃料を確保するため、関係組合と締結している協定の実効性を高めるよう、平時より連携を高める。

【活動マニュアルの整備・見直し】

- ・各自主防災隊が作成した地域コミュニティ計画をはじめとする各種活動マニュアルを、状況に応じて見直しを行う。

【中小企業振興融資による資金繰りの支援】

- ・地震、風水害、火災等の災害により著しい影響を受け、資金調達が困難な中小企業者等の災害復旧のための融資を行う。

【小規模事業者の支援に関する法律に基づく支援】

- ・地域の防災を担う本市と商工会及び商工会議所が連携し、自然災害等に備える小規模事業者の取り組みを支援する計画を作成する。

【地域コミュニティ活動支援】

- ・少子高齢化や人口減少、個人の価値観の変化などにより、地域活動の担い手の高齢化や担い手の不足が大きな課題となっていることから、地域コミュニティ機能の維持・発展に向けた対策を行う。
- ・自治会をはじめ各地域の各種団体の活動が、将来に亘って持続可能なものとするために、市内 50 地域において、「地域と市長との懇話会」を開催し、現在の状況や課題について意見交換を実施している。
- ・協働の取り組みを通じ、将来を担う人材の育成を推進するとともに、地域コミュニティの DX を推進し担い手の負担軽減を図る。
- ・地域内にある自治会・各種団体等の連携及び意思疎通を促進し、「地域全体(まちづくり協議会)」の枠組みを共有化することで、各団体の得意分野を生かした協力関係により、活動の活性化につながる、あるいは活動に伴う負担を軽減するアイデアが生み出される環

境を育て、コミュニティ活動の維持を図る。

(9) 横断的分野 3 老朽化対策



【公共施設の総合的な管理計画】

- ・高度経済成長期に整備した公共施設等が一斉に耐用年数を迎えることが予想されることから、長期的な視点を持って施設の更新・長寿命化などを実施するため「岐阜市公共施設等総合管理計画」を策定しており、計画に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的なマネジメントを推進していく。

【河川・水路施設等の維持・長寿命化対策】

- ・浸水被害の防止、軽減のためには、河川・水路施設が効果を確実に発揮することが求められる。治水対策の推進により増加した河川・水路施設等の経年劣化等が進行しているため、排水機場や樋門等について、予防保全手法への移行を図りつつ、機能保全計画に基づき、計画的に施設の維持管理、長寿命化及び更新を進める。

【道路施設の維持・長寿命化対策】

- ・高度経済成長期以降の集中的な道路整備に伴い、多数の道路橋等が建設され、今後、それらの老朽化の進行が見込まれるため、舗装、トンネルなどの道路施設に係る長寿命化修繕計画に基づき修繕工事を進めるなど、引き続き予防保全的な対策を計画的に進め、健全な道路ネットワークの維持に努める。

【農業水利施設の老朽化対策】

- ・農業用施設の点検を進め、老朽化した農業用施設の更新を計画的に進める。

【上下水道施設の耐震化・老朽化対策】

- ・水源などの施設及び管路のシステム全体で耐震化を進める必要があるため、防災上重要な基幹施設として位置付けた施設のうち、耐震対策が必要な水源地、配水池、基幹管路及び防災上重要な管路について、優先的に耐震化を図ってきており、更なる耐震化を促進する。
- ・耐震対策指針改定前に建設された施設について、重要な管渠、マンホール及び処理施設の耐震補強を進めているが、更なる耐震補強を進める。

3 事業主体が市以外の団体であるなど、市のみでは対応が困難な課題

脆弱性評価で明らかにした課題のうち、以下に示す内容は、市以外の団体が主体となって行う事業に係る内容である。これらの課題については、国、県及び関係団体との議論、協力、事業主体への要望活動等を通じて、市の強靱化を推進する。

【幹線道路ネットワークの整備】

- ・大規模な災害が発生した際に、道路施設が被災し、緊急車両等の通行が不能となることにより、生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じる事態を回避することが求められる。また、本市は沿岸部からは一定の距離があり、津波、高潮などの災害に際し、名古屋圏のゼロメートル地帯に位置する中枢機能のバックアップ機能を果たすことも期待される。そのため、東海環状自動車道、岐阜南部横断ハイウェイなどの高規格道路や、それらのアクセス道路の整備を促進し、道路の代替性や多重性の観点を踏まえつつ、市内の幹線道路ネットワークの構築を図っていく必要がある。

(リスクシナリオ：5-2、6-2)

【河川・水路施設等の整備】

- ・気候変動の影響による水災害の頻発化・激甚化を踏まえ、河川、水路、貯留施設の整備など、氾濫をできるだけ防ぐための対策を一層加速させる必要がある。また、氾濫を防ぐための対策とともに、被害対象を減少させる対策や、被害の軽減、早期の復旧・復興のための対策を、流域に関わるあらゆる関係者が協働して行う「流域治水」の取り組みを進める必要がある。(リスクシナリオ：1-2)

【越境避難体制の充実】

- ・本市を東西に貫くように長良川が流れており、浸水想定区域図では市街地の大半が浸水する。市内で避難を完結させようとすると、増水した河川の対岸へ避難するケースも想定されることから、市域をまたいだ広域避難について、災害発生のおそれがある段階も含め、周辺市町村をはじめ隣県等と平時より協議し、円滑な越境避難を可能にしておく必要がある。(リスクシナリオ：1-2)

【急傾斜地及び道路法面の崩壊対策】

- ・市内において、令和4年4月時点で616箇所(箇所)の土砂災害警戒区域が指定されており、土砂災害のリスクがある地域が多数存在しており、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な土砂災害対策を進めていく必要がある。
- ・土砂災害により人命等に危害が及ぶおそれがある、急傾斜地崩壊危険箇所(市内指定箇所192箇所)の対策工事を県と連携し計画的に進める必要がある。(リスクシナリオ：1-3)

【流木対策】

- ・大量の流木が河川の流れを阻害するなどし、広範囲での氾濫や橋梁・家屋の破損などの被害をもたらす場合がある。そのため、大量の流木の流出が想定される流域など下流への被害の拡大が懸念される流域において、流木の捕捉効果を高めるための透過型砂防堰堤など砂防事業の促進を図る必要がある。(リスクシナリオ1-2、1-3)

【盛土規制に関わる連携の推進】

- ・盛土規制に関する連携会議を通じ、盛土に係る関係法令に基づく許可状況や不適切事案に関する情報を共有のうえ、適切な対応等を行う必要がある。
- ・通報等により、現場の状況把握や現地確認が必要な事案に対しては、情報を県及び庁内関係部局と共有し、盛土規制法をはじめ関係法令に基づき対処する必要がある。(リスクシナリオ：1-1、1-3)

【踏切対策事業の推進】

- ・都市交通の円滑化や安全性向上のため、踏切対策事業を推進する必要がある。このため、名鉄名古屋本線鉄道高架事業により、約 2.8km の区間を高架化し、影響する 13 箇所の踏切を除去する必要がある。(リスクシナリオ：5-2、6-2)

【TEC-FORCE の派遣体制確立】

- ・国土交通省の TEC-FORCE（緊急災害対策対策派遣隊）やリエゾンについて、派遣体制を確立し、応急復旧を迅速に行うための体制の充実に努める必要がある。(リスクシナリオ：8-2)

第6章 計画の推進

1 施策の重点化

(1) プログラムの重点化

限られた資源で効率的・効果的に本市の強靱化を進めるには、施策の重点化を図る必要がある。このため、脆弱性評価の結果を踏まえつつ、本市での関連災害種別の発生確率や、影響の大きさの観点から、優先的に取り組むべきプログラムを27から11に絞り込んだ。

(2) 個別施策の重点化

また、岐阜市の現状を踏まえて、「効果の大きさ」や「緊急度・切迫度」などを考慮して、特に重点化すべき28施策を設定した。

【岐阜市の重点化施策】

リスクシナリオ (11 項目)		重点施策 (28 施策)
番号	最悪の事態	
1-1	巨大地震による住宅・建築物の倒壊や大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間建築物の耐震化 ・ 家具固定の推進 ・ 市街地整備の促進 ・ 空き家対策 ・ 消防力の強化 ・ 出火防止対策 ・ 公共施設の総合的な管理計画
1-2	集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な避難行動の周知啓発 ・ 河川水路施設等の整備 ・ 公共下水道(雨水渠)の整備 ・ 要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進 ・ 内水ハザードマップの更新による内水氾濫リスクの周知
1-3	大規模土砂災害による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な避難行動の周知啓発(再掲) ・ 要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進(再掲)
1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線 ・ 外国人への情報伝達 ・ ハザードマップの活用 ・ 防災教育の推進 ・ 避難行動要支援者対策
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的備蓄の充実 ・ 水道施設の耐震化 ・ 個人備蓄の啓発 ・ 受援体制の構築
3-1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務継続体制の強化(職員参集等)
4-1	情報通信の長期停止による災害情報が伝達できない事態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動マニュアルの整備・見直し
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業の事業継続支援
5-2	幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路ネットワークの確保 ・ 幹線道路、東海環状アクセス道路整備
6-2	地域交通ネットワークが分断する事態	
8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織育成 ・ 防災士育成

2 毎年度のアクションプランの策定

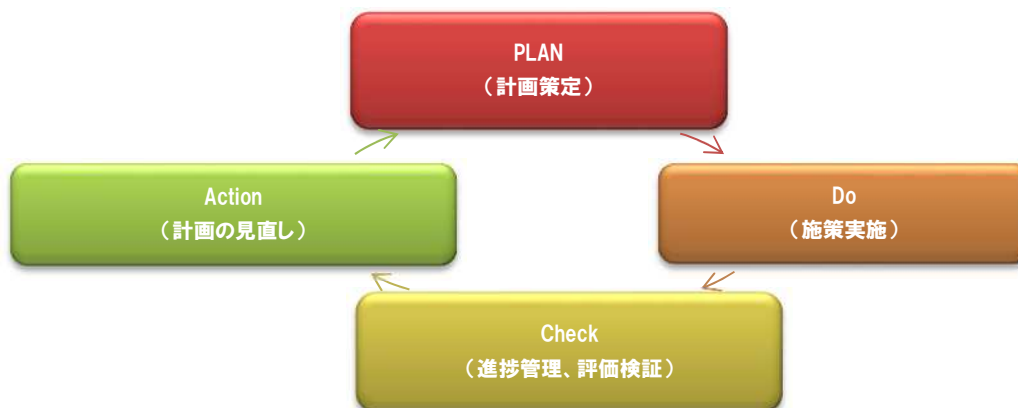
本市の国土強靱化推進のための主要施策を「岐阜市強靱化計画アクションプラン」としてとりまとめ、毎年度、進捗状況を把握する。

3 計画の見直し

本計画については、今後の社会経済情勢の変化や、国及び岐阜県の国土強靱化施策の推進状況などを考慮し、概ね5年ごとに計画の見直しを実施する。

ただし、計画期間中であっても、新たに想定されるリスク等を踏まえ、必要に応じ、計画の見直しを行うことができるものとする。なお、重点化施策項目についても、施策の進捗状況等を踏まえ、毎年度のアクションプランを策定する過程において、適宜見直しを行う。

地域防災計画など国土強靱化に係る市の他の計画については、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時等に所要の検討を行い、本計画との整合を図る。



1 直接死を最大限防ぐ

1-1) 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

【緊急地震速報時の対応強化】

- ・不特定多数の人が出入りするすべての市有施設において、緊急地震速報を導入し、各施設において年 1 回以上の対応訓練を行っている。引き続き、適切な維持管理に努めるとともに、各施設における緊急地震速報対応マニュアルを策定、必要に応じて見直す必要がある。
- ・緊急地震速報は、音声により通知することが目的でなく、受信した各個人が適切な身を守る行動をとることが重要である。防災教育、出前講座等により、緊急地震速報を聞いたときにとっさに身を守る適切な行動がとれるよう引き続き啓発を行う必要がある。

【避難施設の確保】

- ・災害に備え、指定緊急避難場所 564 施設を指定している。民間施設等との協定等により 引き続き避難施設の確保に努めるとともに、ハザードマップ、総合防災安心読本の配布や DX を推進し、避難施設の位置について周知強化に努める必要がある。

【民間建築物の耐震化】

- ・平成 30 年住宅・土地統計調査を基にした推計値によると、住宅の耐震化率は 81%。また、令和 3 年 2 月時点の多数の者が利用する建築物（1 号特定建築物）の耐震化率は 87%と推計している。いずれも岐阜市建築物耐震改修促進計画（第 2 期計画）で掲げた目標には至っていないが、耐震性が不十分な住宅等は減少しており、これまでの補助制度や啓発などの施策により一定の成果は得られている。今後も住宅耐震講座などの機会を活用して、耐震化率の向上を図る必要がある。

【家具固定の推進】

- ・過去の地震災害における死傷者のうち、家具類の転倒・移動によるものの割合が高いことから、家具固定の必要性を、あらゆる世代に普及させるとともに、取り付けができない高齢者等向けに、引き続き家具固定器具の取付事業を周知し事業を推進する必要がある。

【空き家対策】

- ・空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、平成 29 年度に「岐阜市空家等対策協議会」を設置し、平成 30 年度には「岐阜市空家等対策計画」を策定した。現在、同計画に基づいて各種施策を実施しており、今後も継続していくことが必要である。

【盛土対策】

- ・令和 3 年 7 月に発生した静岡県熱海市の土石流災害を踏まえ、県は不適正な盛土の未然防止を図るとともに、盛土に関する不適正事案に対し迅速かつ的確に対応するため、関係機関と相互に情報共有を行う岐阜地域の組織として岐阜地域連携会議を設置し、本市も連携会議の構成員である。庁内関係部局で情報共有を図るとともに、必要な対策を講ずる。なお、国から依頼のあった盛土総点検の結果、直ちに崩落等の危険のある箇所はないとされ、岐阜市において不適正事案はない。
- ・盛土規制法の公布に伴い、盛土等の規制を行っていく必要がある。
- ・大規模盛土造成地については、定期的に現地確認を行っており、引き続き、国の方針に基づき事業を遂行する必要がある。

【観光施設等の耐震化】

- ・平成 30 年度に岐阜城復興天守の長寿命化を視野に入れ耐震診断を行った結果、耐震上の課題が明らかになり、令和 2 年度より岐阜城天守閣耐震化検討委員会を設置し、令和 3 年度に岐阜城天守閣耐震化計画を作成した。

岐阜城天守閣耐震化計画により耐震化工事を実施する必要がある。

【市街地整備の促進】

- ・都市の防災機能を向上させるため、老朽化又は非耐火建築物が密集している地区等において、建物の耐震化、不燃化等を図る市街地再開発事業を促進する必要がある。

【土地区画整理事業の促進】

- ・土地区画整理事業を促進することにより、狭あい道路の解消を行い、火災の延焼防止等、都市の防災機能を向上させる必要がある。

【公園整備の促進】

- ・公園・広場・緑地等は、災害時に避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、「岐阜市みどりの基本計画」や「岐阜市地域防災計画」等の計画と連携し、防災機能の強化に努める必要がある。
- ・公園・広場・緑地等が安全・安心に利用できるよう、「岐阜市みどりの基本計画」や「岐阜市公園施設長寿命化計画」等に基づき、計画的な公園等の施設の改修・更新および適切な維持管理に努めていく必要がある。

【ブロック塀の除却推進】

- ・平成30年度から道路に面するブロック塀等を対象として撤去の補助制度を創設し、令和3年度までに668件の補助を行い、およそ11キロメートルに及ぶブロック塀等の撤去に補助を行った。今後も通学路、避難路に面するブロック塀等を中心に撤去の推進を図る必要がある。

【消防力の強化】

- ・巨大地震発生時において、効果的な消防活動を実施し被害の軽減を図るため、大震消防対策を策定しており、効果的な消防活動を行うため、大震消防対策を定期的に見直す必要がある。また、現状の消防力を上回る災害が発生した場合は、岐阜県広域消防相互応援基本計画及び緊急消防援助隊を要請することで消防力を増強し対応するため、近隣の消防機関等と訓練を実施し、連携の強化を図る必要がある。
- ・常備消防の庁舎の老朽化に伴い、倒壊危険の高い庁舎から、岐阜市消防本部消防庁舎整備計画に基づき順次建て替えを実施していく必要がある。また、消防広域化による消防力の不均衡を速やかに解消するため、岐阜市消防本部消防庁舎適正配置計画に基づき、岐阜北消防署及び消防本部整備工場移転建設事業を推進するとともに引き続き事業の進捗を図る必要がある。
- ・消防団施設の老朽化に伴い、倒壊危険の高い施設から、岐阜市消防団拠点整備事業計画に基づき順次建て替えを実施しており、引き続き事業の進捗を図る必要がある。

【初期消火対策】

- ・巨大地震発生時において、火災が発生した際に、地域住民が初期消火をするため、街頭消火器を市街地、準市街地を中心に6,633本設置し更新計画に基づき、定期的に更新するとともに、大規模地震が発生した場合、その効果について検証する必要がある。

【出火防止対策】

- ・平素の消防同意事務を通じて、建築物の防火に関する法令の規定を踏まえ、防火上の安全性及び消火活動上の観点から審査、指導を行なっているので、随時法令改正の対応が必要である。
- ・防火対象物の立入検査を3～5年に1回以上実施し、消防法令等の違反について随時指導若しくは、行政処分を含めた違反処理の実施をしている。引き続き適切な消防検査、対応を行う必要がある。

【公共施設の総合的な管理計画】

- ・高度経済成長期に整備した公共施設等が一斉に耐用年数を迎えることが予想されることから、長期的な視点を持って施設の更新・長寿命化などを実施するため「岐阜市公共施設等総合管理計画」を策定しており、計画に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的なマネジメントを推進していく必要がある。

【道路ネットワークの確保】

- ・大規模な災害が発生した際に、道路施設が被災し、緊急車両等の通行が不能となることにより、生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じる事態を回避するため、防災拠点を結ぶ幹線道路の整備や、緊急輸送道路上の橋梁耐震対策、道路法面对策、無電柱化対策を進めていく必要がある。また、緊急輸送道路には指定されていないものの、避難施設への経路等、災害時の重要性が高い道路についても、橋梁の耐震化、道路法面对策、無電柱化対策等、災害対策を進めていく必要がある。

(指標)		<現状値>	<目標値>
【緊急地震速報時の対応強化】	緊急地震速報導入施設における対応訓練	年1回以上(2022)	年1回以上(毎年)
	シェイクアウト訓練の実施	年1回(2022)	年1回以上(毎年)
【避難施設の確保】	指定緊急避難場所数	564(2022)	564[維持]
【家具固定の推進】	防災訓練等での周知啓発回数	50回/年以上(2022)	50回/年以上(2025)
【民間建築物の耐震化】	住宅の耐震化率	81%(2018)	95%(2025)
	多数の者が利用する建築物(1号特定建築物)の耐震化率	87%(2020)	95%(2025)
【盛土対策】	盛土規制法に基づく区域指定 大規模盛土造成地の調査	—	区域指定(2025) 第二次スクリーニング着手(2025)
【市街地整備の促進】	市街地再開発事業完了面積	4.75ha(2022)	—
【公園整備の促進】	一人当たり都市公園面積	9㎡/人(2022)	10㎡/人(2035)
【消防力の強化】	耐震診断結果に基づく岐阜市消防団拠点整備数	100%(2022)	100%
	緊急消防援助隊の登録数	46隊(2022)	[維持]
	防火水槽の耐震化率	19.7%(2022)	22.1%(2029)
	岐阜北消防署及び消防本部整備工場移転	—	岐阜北消防署及び消防本部整備工場移転(2025)
【初期消火対策】	街頭消火器更新(6,633本)	714本(2022)	毎年実施
【出火防止対策】	住宅用火災警報器の設置率	77.3%(2022)	80.0%(2023)
	岐阜市火災予防査察規程に基づく立入検査	100%(2022)	100%(毎年)
【道路ネットワークの確保】	事業中の幹線道路(都市計画道路)の完成数	0路線(2022)	1路線(2026)
	緊急輸送路を補完する補助ネットワークとしての橋梁の耐震補強数	108橋(2022)	130橋(2026)
	道路法面の対策箇所数(市整備区間)	12箇所(2021)	13箇所(2024)
	岐阜市管理道路の無電柱化整備済延長	11.74km(2021)	14.44km(2025)

1-2) 集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生

【公共下水道(雨水渠)の整備】

- ・気候変動の影響により、豪雨が頻発化し、降雨量が増加すると予想される中、雨水を計画的に排水し、市街地の浸水被害を未然に防止するため、雨水排水・内水対策に係る計画を策定し、公共下水道(雨水渠)の整備の促進を図る必要がある。

【農業施設の排水機能確保】

- ・農業用施設の経年劣化等の進行に加え、近年、降雨が激甚化(ゲリラ豪雨等)してきており、水害(洪水・内

水) のリスクが高まっている。機能保全計画（農業用水利施設保全対策事業計画）の策定（3 期目、R5～R9）を進め、限られた予算の中で施設の長寿命化を図るため、計画的に農業用水利施設保全対策事業（目地補修）を実施する必要がある。

【河川・水路施設等の整備】

- ・気候変動の影響による水災害の頻発化・激甚化を踏まえ、河川、水路、貯留施設の整備など、氾濫をできるだけ防ぐための対策を一層加速させる必要がある。また、氾濫を防ぐための対策とともに、被害対象を減少させる対策や、被害の軽減、早期の復旧・復興のための対策を、流域に関わるあらゆる関係者が協働して行う「流域治水」の取り組みを進める必要がある。

【河川・水路施設等の維持・長寿命化対策】

- ・浸水被害の防止、軽減のためには、河川・水路施設が効果を確実に発揮することが求められる。治水対策の推進により増加した河川・水路施設等の経年劣化等が進行しているため、排水機場や樋門等について、予防保全手法への移行を図りつつ、機能保全計画に基づき、計画的に施設の維持管理、長寿命化及び更新を進める必要がある。

【要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進】

- ・高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、水防法に基づき、要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する必要がある。
- ・各施設へ避難確保計画の策定を依頼するとともに、計画作成の支援や、計画内容の確認を進めていく必要がある。

【適切な避難行動の周知啓発】

- ・避難とは、難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難する必要はなく、ハザードマップにより自宅周辺の災害の危険性を確認し、自宅で安全が確保される場合は在宅避難を検討することや、安全な地域に住む親戚や友人宅への早期避難など、避難所以外への避難を検討すること、また、避難する場合は、新型コロナウイルス感染症蔓延下での適切な避難行動の周知啓発を進める必要がある。
- ・台風の接近等による大雨によって河川の水位が上昇する時に自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のため、関係する水害リスクや防災情報を「知る」、避難行動に向けた課題に「気づく」、どのように行動するかを「考える」ため、適切な避難行動の周知啓発を進める必要がある。

【内水ハザードマップの更新による内水氾濫リスクの周知】

- ・気候変動の影響により、水災害が頻発化、激甚化すると予測されているため、想定最大規模の降雨を対象とした内水による浸水想定を作成するとともに、浸水想定結果に基づく内水ハザードマップを公表することにより内水氾濫のリスクを周知し、市民の避難等の行動に繋げる必要がある。

(指標)	<現状値>	<目標値>
【要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進】		
浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画策定率	82.2%(2022.12)	100%[2027]
土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難計画策定率	87.2%(2022.12)	100%[2027]
【適切な避難行動の周知啓発】 防災講話回数	48回(2022)	50回/年[毎年]
【公共下水道（雨水渠）の整備】 社会資本総合整備計画に基づく都市浸水対策達成率 （整備完了面積／浸水対策を実施すべき面積）	68.6%(2022)	89.0%(2025)
【河川・水路施設等の整備】 都市基盤河川及び準用河川の改修率（事業中の5河川）	55.4%(2021)	59.4%(2027)
流域貯留施設の整備率	86.3%(2021)	88.5%(2027)
【河川・水路施設等の維持・長寿命化対策】 排水機場の点検及び長寿命化対策率	100%(2021)	100%(2027)

【内水ハザードマップの更新による内水氾濫リスクの周知】		
水防法に基づく内水ハザードマップ公表率	0% (2022)	100% (2025)

1-3) 大規模土砂災害による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生

【急傾斜地及び道路法面の崩壊対策】

- ・市内において、令和4年4月時点で616箇所の土砂災害警戒区域が指定されており、土砂災害のリスクがある地域が多数存在しており、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な土砂災害対策を進めていく必要がある。
- ・土砂災害により人命等に危害が及ぶおそれがある、急傾斜地崩壊危険箇所（市内指定箇所192箇所）の対策工事を県と連携し計画的に進める必要がある。

【要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進】

- ・高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、土砂災害防止法に基づき、要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する必要がある。
- ・各施設へ避難確保計画の策定を通知文により依頼するとともに、計画作成の支援や、計画内容の確認を進めていく必要がある。

【適切な避難行動の周知啓発】

- ・避難とは、難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難する必要はなく、ハザードマップにより自宅周辺の災害の危険性を確認し、自宅で安全が確保される場合は在宅避難を検討することや、安全な地域に住む親戚や友人宅への早期避難など、避難所以外への避難を検討すること、また、避難する場合は、新型コロナウイルス感染症蔓延下での適切な避難行動の周知啓発を進める必要がある。
- ・土砂災害特別警戒区域では、一般住宅が土砂の力によって損壊する恐れがあるなど、早期の立ち退き避難が求められる災害種別であるため、総合防災安心読本のハザードマップを活用し、土砂災害警戒区域の箇所と併せて、適切な避難行動について、一層の周知啓発を進める必要がある。

【立地適正化計画の推進】

- ・災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を図り、「コンパクト＋ネットワーク」によるまちづくりを進めるため、立地適正化計画の適宜見直しを行うとともに、防災指針を定め計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組むことが必要である。

【がけ地近接等危険住宅移転補助事業の推進】

- ・土砂災害により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域における住民の安全を確保するため、危険住宅の除却費や住宅の建設費又は購入費及び改修費（借入金利子相当額）の一部を国・県と協調して補助を行い、市内の安全な区域へ住居移転を促す必要がある。

(指標)	<現状値>	<目標値>
【急傾斜地及び道路法面の崩壊対策】 市内で対策済の急傾斜地崩壊危険区域	65 区域 (2021)	67 区域 (2024)
【適切な避難行動の周知啓発】 防災講話回数	48 回 (2022)	50 回/年 [毎年]
【要配慮者施設の避難確保計画策定推進】		
浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難計画策定率	82.2% (2022.12)	100% (2027)
土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難計画策定率	87.2% (2022.12)	100% (2027)
【立地適正化計画の推進】 居住誘導区域内の人口密度	50.1 人/ha (2022)	51.2 人/ha (2035)
【がけ地近接等危険住宅移転補助事業の推進】 がけ地近接等危険住宅移転補助事業	継続 (2022)	継続 [毎年]

1-4) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

【防災行政無線】

- ・防災行政無線屋外子局を市内に471基設置し、運用している。雷対策や適切な維持管理を進めるとともに、設置から10年以上が経過していることから、計画的に更新していく必要がある。
- ・移動式無線(MCA)について、市内の災害時の拠点施設や関係機関用に約300機を配備している。適切な維持管理を行うとともに、訓練時に活用し配備先の使用者が操作方法を把握しておく必要がある。

【情報伝達ツールの多重化】

- ・災害時に避難情報等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、SNS、緊急速報メールやコミュニティFMへの割り込みなど、複数のツールを一括して配信するシステムの導入している。引き続き更なる発信の迅速化を図る必要がある。

【外国人への情報伝達】

- ・外国人被災者へ災害情報を伝達することを目的として、平成29年3月に、(公財)岐阜市国際交流協会と岐阜市災害時多言語支援センターの設置及び運営に関する協定を締結し、その円滑な設置・運営のため、毎年度、設置・運営訓練を行っている。令和4年度は訓練を1回実施し、マニュアルの見直しを行った。今後も、訓練等を通して、支援対策の充実を図っていくとともに、同センターの周知を図り、災害時に有効な情報伝達が出来よう取り組んでいく必要がある。

【地域の防災力の向上】

- ・被害を軽減するためには「自助」「共助」「公助」が重要であり、地域ぐるみで自分たちのまちは自分たちで守るための「共助」の取り組みを行っている自主防災組織が市内50地域すべてに組織され、訓練等様々な防災活動を展開している。市は、研修会や防災士育成支援等により、自主防災組織の取り組みの支援、フォローアップ等の継続教育の実施及び新たな人材の育成策を充実させ、地域防災力の一層の強化を図る必要がある。
- ・災害のおそれがあるときに、コミュニティバスを利用して避難した場合の利用料を無料とすることで、自家用車を持たない高齢者や障がい者など避難に時間や労力を要する方の早期避難を促し逃げ遅れを防ぐ必要がある。

【ハザードマップの活用】

- ・緊急的に命を守るために避難する「指定緊急避難場所」と災害後に避難生活を送る「指定避難所」を指定しており、各種ハザードマップや総合防災安心読本による周知、DXを推進し市民の防災意識の更なる向上を図る必要がある。その際、両者の性質の違いや災害種別によっては使用できない避難場所等があることについても、併せて啓発する必要がある。
- ・多段階の浸水想定図と水害リスクマップ(国土交通省作成)の更なる周知に努める必要がある。

【防災教育の推進】

- ・子どもを通じて、親世代の防災意識の向上を図るため、学校において、これまで培ったノウハウや県の「学校安全指導者派遣事業」等を活用して、家庭や地域と連携した自主的な防災教育の取り組みを継続的に進めていく必要がある。

【避難行動要支援者対策】

- ・定期的に避難行動要支援者の把握、名簿の更新を行うとともに、災害リスク及び支援の必要性が特に高い避難行動要支援者の個別避難計画を優先的に策定し、その実効性を確保していく必要がある。

【ICT技術を活用した情報収集等】

- ・被害情報の迅速な収集するため、遠隔監視可能箇所拡大、協定等による小型無人機による情報収集体制確保など、ICT技術を活用した情報収集体制を進める必要がある。

(指標)		<現状値>	<目標値>
【防災行政無線】	避雷対策済の無線子局数	56基(2022)	471基(2027)
【外国人への情報伝達】	多言語化済の避難施設表示看板	463基(2022)	[維持]
【ハザードマップの活用】	防災講話回数	48回/年(2022)	50回/年(毎年)
	3Dハザードマップの公開	—	公開(2023)
【防災教育の推進】	小中学校(市立)における防災教育実施率	100%(2022)	[維持]
【地域の防災力の向上】	市の支援制度等により育成した防災士数(各地区 1人以上)	49地域(2022)	50地域(2027)
【避難行動要支援者対策】	避難行動要支援者名簿作成率	100%(2022)	更新(毎年)
【ICT技術を活用した情報収集等】	クラウド監視導入済のアンダーパス	11箇所(2022)	12箇所(2027)

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【公的備蓄の充実】

- ・南海トラフ巨大地震被害想定の見直しを行った。想定避難所避難者数は約 20,600 人であるが、想定以上の避難者が発生する可能性もあるため、これまでの災害で得られた教訓により、1.9 倍の約 39,100 人の 3 日分の食料、飲料水、新型コロナウイルス感染症対策資機材等を備蓄しており、引き続き定期的かつ効率的な更新に努める必要がある。
- ・市内 50 地域に発電機を 3 台備蓄しているほか、コミュニティセンター等に発電機を計 81 台備蓄している。適切な維持管理に努めるとともに、その使用方法について地域防災訓練等の場を活用し、より多くの地域住民に周知していく必要がある。

【個人備蓄の啓発】

- ・大規模災害発生後には、物資供給の停滞により、必要な食料等の入手が困難となる可能性があるため、家庭等において食料品などを 3 日以上、できれば一週間の備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組む必要がある。

【受援体制の構築】

- ・災害時に、市外からの救援物資や、自衛隊、警察、消防などの応援部隊の受入れ体制を定めた「岐阜市災害時受援・支援計画」を策定している。災害時の支援物資の一時集積配分拠点として 4 施設を設定し、備蓄拠点を経て、各地域の防災拠点へと搬送する体制を確保している。県の施設や東海環状自動車道の開通、国道 21 号の立体化の進捗や、庁舎整備に伴う対応等を踏まえ計画の定期的な見直しを行い、実効性を高めていく必要がある。
- ・北部防災備蓄拠点施設の老朽化等を踏まえ、岐阜北消防署及び消防本部整備工場移転建設事業に併せて、敷地内に防災備蓄拠点施設を整備するとともに、その他の防災備蓄拠点施設を適切に管理する必要がある。

【輸送計画の策定・更新】

- ・災害時に、支援物資の円滑な輸送を行うための計画（岐阜市災害時救援物資輸送計画、岐阜市受援・支援計画）について、定期的な見直しを行い最新の状態に保つとともに、災害時応援協定締結済の関係団体との、平常時から情報交換や訓練を通して、物資輸送の実効性を高めていく必要がある。

【水道施設の耐震化】

- ・水源などの施設及び管路のシステム全体で耐震化を進める必要があるため、防災上重要な基幹施設として位置付けた施設のうち、耐震対策が必要な水源地、配水池、基幹管路及び防災上重要な管路について、優先的に耐震化を図ってきており、更なる耐震化を促進する必要がある。

【道路ネットワークの確保】

- ・大規模な災害が発生した際に、道路施設が被災し、緊急車両等の通行が不能となることにより、生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じる事態を回避するため、防災拠点を結ぶ幹線道路の整備や、緊急輸送道路上の橋梁耐震対策、道路法面对策、無電柱化対策を進めていく必要がある。また、緊急輸送道路には指定されていないものの、避難施設への経路等、災害時の重要性が高い道路についても、橋梁の耐震化、道路法面对策、無電柱化対策等、災害対策を進めていく必要がある。

【総合防災情報システムの維持・更新】

- ・災害情報の発信、集約を効率的に行うため、防災情報システムを更新し、より円滑かつ迅速な災害対応業務が可能となった。今後は、実践に即した研修等により、操作者の習熟度を高めていく必要がある。

【支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化】

- ・生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における応援協定を各分野で締結しており、引き続き新たな協

定締結先の検討を進める必要がある。また、災害時において確実に活動できるよう、各協定締結団体と平時からの「顔の見える」関係を構築し、実践的な共同訓練を行う必要がある。

(指標)		<現状値>	<目標値>
【受援体制の構築】	岐阜市災害時受援・支援計画	更新(2022)	随時更新
	災害時応援協定の締結	104 協定(2022)	114 協定(2027)
	北部防災備蓄拠点の整備	—	北部防災備蓄拠点完成(2025)
【水道施設の耐震化】	水源施設の耐震化率(浄水施設能力ベース)	66%(2022)	67%(2024)
	配水池の耐震化率(容量ベース)	81%(2022)	90%(2024)
【道路ネットワークの確保】	事業中の幹線道路(都市計画道路)の完成数	0 路線(2022)	1 路線(2026)
	緊急輸送路を補完する補助ネットワークとしての橋梁の耐震補強数	108 橋(2022)	130 橋(2026)
	道路法面の対策箇所数(市整備区間)	12 箇所(2021)	13 箇所(2024)
	岐阜市管理道路の無電柱化整備済延長	11.74km(2021)	14.44km(2025)

2-2) 消防等の被災等による救助・救急活動の遅れ及び重大な不足

【消防力の強化】

- ・巨大地震発生時において、効果的な消防活動を実施し被害の軽減を図るため、大震消防対策を策定しており、効果的な消防活動を行うため、大震消防対策を定期的に見直す必要がある。また、現状の消防力を上回る災害が発生した場合は、岐阜県広域消防相互応援基本計画及び緊急消防援助隊を要請することで消防力を増強し対応するため、近隣の消防機関等と訓練を実施し、連携の強化を図る必要がある。
- ・常備消防の庁舎の老朽化に伴い、倒壊危険の高い庁舎から、岐阜市消防本部消防庁舎整備計画に基づき順次建て替えを実施していく必要がある。また、消防広域化による消防力の不均衡を速やかに解消するため、岐阜市消防本部消防庁舎適正配置計画に基づき、岐阜北消防署及び消防本部整備工場移転建設事業を推進するとともに引き続き事業の進捗を図る必要がある。
- ・消防団施設の老朽化に伴い、倒壊危険の高い施設から、岐阜市消防団拠点整備事業計画に基づき順次建て替えを実施しており、引き続き事業の進捗を図る必要がある。

【消防人材・消防団員の確保・育成】

- ・令和3年4月に震度6弱以上の地震に限定して出勤し、基本団員だけでは対応できない安否確認や避難誘導などの役割を担う「大規模災害団員」を導入した。
- ・消防団員の活動の対価である報酬額を見直す処遇改善を図るとともに、消防団の主な行事を見直し、負担を軽減することで消防団員の確保対策に取り組む必要がある。また、インセンティブ制度、消防団協力事業所表示制度、消防団活動認証制度等により引き続き消防団員の確保対策に努める必要がある。

【受援体制の構築】

- ・災害時に、市外からの救援物資や、自衛隊、警察、消防などの応援部隊の受入れ体制を定めた「岐阜市災害時受援・支援計画」を策定している。災害時の支援物資の一時集積配分拠点として4施設を設定し、備蓄拠点を経て、各地域の防災拠点へと搬送する体制を確保している。県の施設や東海環状自動車道の開通、国道21号の立体化の進捗や、庁舎整備に伴う対応等を踏まえ計画の定期的な見直しを行い、実効性を高めていく必要がある。

- ・北部防災備蓄拠点施設の老朽化等を踏まえ、岐阜北消防署及び消防本部整備工場移転建設事業に併せて、敷地内に防災備蓄拠点施設を整備するとともに、その他の防災備蓄拠点施設を適切に管理する必要がある。

【水防団員等の確保・育成】

- ・本市の水防団は、専任水防団として全国でも有数の大きな組織である。その組織力や技術力を保持していくためには、水防団の活動環境の向上、県で行われている「ありがとね！消防団水防団応援事業所制度」の協力事業者や地域からの協力など、さまざまな面から団員確保に努める必要がある。

【道路ネットワークの確保】

- ・大規模な災害が発生した際に、道路施設が被災し、緊急車両等の通行が不能となることにより、生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じる事態を回避するため、防災拠点を結ぶ幹線道路の整備や、緊急輸送道路上の橋梁耐震対策、道路法面对策、無電柱化対策を進めていく必要がある。また、緊急輸送道路には指定されていないものの、避難施設への経路等、災害時の重要性が高い道路についても、橋梁の耐震化、道路法面对策、無電柱化対策等、災害対策を進めていく必要がある。

【道路整備・狭あい道路解消】

- ・幅員の大きな道路は、火災の延焼防止に効果があることから、未整備の都市計画道路等の整備を促進する必要がある。
- ・狭あい道路は、消火活動や救急活動、あるいは災害時の避難の妨げになる可能性があることから、岐阜市狭あい道路拡幅整備要綱に基づいて、用地の寄附を前提に狭あい道路の拡幅を進めているが、市内には緊急車両が通行不能な狭あい道路が多く存在することから、引き続き事業を推進する必要がある。

【救出救助に係る連携体制の強化】

- ・大規模災害時、迅速かつ効果的に救出救助が行える様、岐阜市消防本部受援計画、岐阜県広域消防相互応援出場計画及び緊急消防援助隊出動計画に基づき、岐阜県内各消防本部との連携強化により災害対応能力の向上を図っているが、今後も継続して行う必要がある。
- ・救出救助に係る関係機関の連携体制を強化するため、自衛隊、警察、消防等の関係機関及び民間事業者等が相互に連携した実践的な救出救助訓練を引き続き実施する必要がある。
- ・消防本部が所有する、無人航空機（ドローン）を活用することで、早期に情報を収集が可能となり、市役所及び防災機関と情報を共有し、早期に救出救助が行われるよう、今後も連携訓練を行う必要がある。

(指標)		<現状値>	<目標値>
【消防力の強化】	耐震診断結果に基づく岐阜市消防団拠点整備数	100% (2022)	100%
	緊急消防援助隊の登録数	46 隊 (2022)	[維持]
	防火水槽の耐震化率	19.7% (2022)	22.1% (2029)
	岐阜北消防署及び消防本部整備工場移転	—	岐阜北消防署及び消防本部整備工場移転 (2025)
【消防人材・消防団員の確保・育成】	消防団員（基本団員）、大規模災害団員の充足率	93.6% (2,824 人) (2022)	100% (2027)
【受援体制の構築】	岐阜市災害時受援・支援計画	更新 (2022)	随時更新
	災害時応援協定の締結	104 協定 (2022)	114 協定 (2027)
	北部防災備蓄拠点の整備	—	北部防災備蓄拠点完成 (2025)
【水防団員等の確保・育成】	水防団員の充足率	96.5% (1,676) (2022)	100% (1,764 人) (2027)

【道路ネットワークの確保】事業中の幹線道路（都市計画道路）の完成数	0 路線 (2022)	1 路線 (2026)
緊急輸送路を補完する補助ネットワークとしての橋梁の耐震補強数	108 橋 (2022)	130 橋 (2026)
道路法面の対策箇所数（市整備区間）	12 箇所 (2021)	13 箇所 (2024)
岐阜市管理道路の無電柱化整備済延長	11.74km (2021)	14.44km (2025)
【救出救助に係る連携体制の強化】各種機関との連携訓練実施について	1 回 (2022)	1 回以上/年 (毎年)

2-3) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

【帰宅困難者対策】

- ・災害被害想定調査の再調査結果に基づき想定避難者数の見直しを行い、南海トラフ巨大地震の災害被害想定調査の基づき岐阜駅周辺の帰宅困難者を 4,000 人、庁舎整備における帰宅困難者を 250 人とした。
- ・帰宅困難者用備蓄品の適切な維持管理に努めるとともに、帰宅困難者の誘導、受け入れ、備蓄品の配布等を明記したマニュアルにより関係機関と情報連絡訓練等を行う必要がある。

【企業備蓄の推進】

- ・災害発生後で混乱する中、事業所が従業員を一斉に帰宅させることにより、交通結節点等各所で混雑が発生し、集団転倒の発生や、応急救助活動の妨げとなることが考えられるため、「むやみに移動を開始しない」という原則を引き続き広く周知するとともに、各事業所で従業員が待機することができるよう、事業所における備蓄を促進する必要がある。

【企業の事業継続支援】

- ・BCP は企業にとってハードルが高いと認識されており、計画の策定が浸透しにくかった背景があるため、「事業継続力強化計画」認定制度が創出され、比較的簡易な申請が可能となっている。引き続き岐阜商工会議所及び柳津町商工会と連携し、BCP 及び事業継続力強化計画の策定率向上に向け、啓発やセミナーなどを開催する必要がある。

(指標)		<現状値>	<目標値>
		随時	随時
【帰宅困難者対策】	帰宅困難者対応マニュアルの随時更新		
【企業の事業継続支援】	企業の BCP 策定率	策定済 24.1%(2022)	—
		策定中 18.1%(2022)	—

2-4) 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

【救命救急体制の充実】

- ・大規模広域災害の発災直後は、救急活動を停止せざるを得ない恐れがある。また、機動力の低下や被災による道路状況の悪化により、活動が困難となる。そのような場合に、消防団員、大規模災害団員及び自主防災隊等による救護や搬送の必要があるため、各種団体への救命講習を引き続き実施していく必要がある。

【医療救護体制の充実】

- ・災害時医療救護計画の更新や、三師会（岐阜市医師会、岐阜市歯科医師会、岐阜市薬剤師会）との連携強化などにより、災害時の医療救護体制の充実を引き続き進める必要がある。
- ・特に、被災後1週間を経過すると、継続的な治療が重要である慢性疾患への対応が必要となるため、避難所等への巡回診療、医薬品の備蓄、避難所の衛生・生活環境の維持、並びに診療等実施可能な医療機関、歯科診療所、調剤薬局等の情報共有に係る課題の解決に向け、岐阜市と三師会等関係団体との連携を進める必要がある。

【医療・介護人材の育成】

- ・要配慮者利用施設における避難確保計画を作成している医療施設や社会福祉施設では、大雨による浸水や土砂災害に備えるため、防災体制の整備、備蓄及び年1回の避難訓練を実施している。また、EMISで医療機関内の被災状況を入力できる体制を整えている。
その他、MCA無線を保有している19医療機関は、岐阜県並びに岐阜市と連携しながら毎月情報伝達訓練を行っている。今後も引き続きEMIS入力体制の確保およびMCA無線の訓練等を実施する必要がある。
- ・避難確保計画作成を推進するため、医療施設及び社会福祉施設については、各施設への計画策定の必要性を周知していくとともに、提出された計画内容等に助言を行い、今後も引き続き避難確保計画の作成を支援する必要がある。

【福祉施設の耐震化】

- ・民間の社会福祉施設に対し、施設の指導や監査の場などを活用して耐震化を促すなど、あらゆる機会を活用して耐震化率の向上を図る必要がある。
- ・社会福祉施設等の耐震化に関するフォローアップ調査を進めていく必要がある。

【道路ネットワークの確保】

- ・大規模な災害が発生した際に、道路施設が被災し、緊急車両等の通行が不能となることにより、生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じる事態を回避するため、防災拠点を結ぶ幹線道路の整備や、緊急輸送道路上の橋梁耐震対策、道路法面对策、無電柱化対策を進めていく必要がある。また、緊急輸送道路には指定されていないものの、避難施設への経路等、災害時の重要性が高い道路についても、橋梁の耐震化、道路法面对策、無電柱化対策等、災害対策を進めていく必要がある。

(指標)		<現状値>	<目標値>
【救命救急体制の充実】	救命講習実施状況（受講者数）	12,985人/年 (2022)	15,582人/年 (2027)
【医療救護体制の充実】	災害時医療救護計画作成率	更新(2022)	更新(毎年)
【福祉施設の耐震化】	社会福祉施設等の耐震化状況	92.4%(2019)	100%(2027)
【道路ネットワークの確保】	事業中の幹線道路（都市計画道路）の完成数	0路線(2022)	1路線(2026)
	緊急輸送路を補完する補助ネットワークとしての橋梁の耐震補強数	108橋(2022)	130橋(2026)
	道路法面の対策箇所数（市整備区間）	12箇所(2021)	13箇所(2024)
	岐阜市管理道路の無電柱化整備済延長	11.74km(2021)	14.44km(2025)

2-5) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【災害用トイレ対策】

- ・災害時にトイレが不足する事態に備え、小中学校等に簡易トイレ、固液分離型トイレ、水が使用できない状況下でも除菌清掃ができる感染対策災害時清掃キット、汚物圧縮保管袋等の備蓄を行っている。また、小学校等各地域の拠点避難所にマンホールトイレを各5基設置している。必要に応じ、備蓄数の見直しや施設の追加整備を検討する必要がある。
- ・過去の災害においては、避難施設におけるトイレの使用マナーがたびたび問題となっていることから、トイレの適切かつ衛生的な使用方法について、避難所運営マニュアルへの記載や、平常時からの啓発により市民に意識付けしていく必要がある。また、災害用トイレの個人備蓄の必要性を、出前講座や地域の防災訓練等を通じての啓発を進めていく必要がある。

【合併処理浄化槽への転換促進】

- ・みなし浄化槽（単独処理浄化槽）やくみ取り便所を使用している家庭からの生活雑排水は、生活環境の悪化につながるため、下水道の整備が7年以内に見込まれない地域に合併処理浄化槽への切り替えを促進しているが、災害時には生活環境が悪化することが想定されるため、補助金や啓発活動を通じて合併処理浄化槽への更なる切り替えの促進に努める必要がある。
- ・現存するみなし浄化槽（単独処理浄化槽）は、平成13年度以前に設置されたものであり老朽化が進んでいるため、災害に強い合併処理浄化槽への切り替え促進に努める必要がある。

【下水道施設の耐震化・耐水化】

- ・衛生環境の維持においては、下水道が機能することが重要である。耐震対策指針改定前に建設された施設について、重要な管渠、マンホール及び処理施設の耐震補強を進めているが、更なる耐震補強を進める必要がある。また、河川氾濫等の災害時においても一定の下水道機能を確保し、下水道施設被害による社会的影響を最小限にするため、施設浸水対策を進める必要がある。

【災害廃棄物処理体制の充実強化】

- ・衛生的な生活環境を保持するためには、災害廃棄物を円滑に処理することが必要のため、災害廃棄物処理計画を策定し、仮置き場候補地を選定するなど、災害時でも速やかにごみを処理するための体制を整えているが、計画の更新、災害に強靱なごみ焼却施設の整備などにより、引き続き処理体制の充実を図る必要がある。

【火葬体制の確立】

- ・災害時の遺体の取扱い、埋葬を的確に遅滞なく行うため、関係団体との協定を締結するなど、体制の強化に努めており、引き続き体制の充実を図る必要がある。

【感染症対策】

- ・衛生環境の悪化による感染症等の発生及び拡大の防止のため、消毒液を備蓄しているが、備蓄箇所の増強や、配布体制の強化について検討する必要がある。
- ・予防接種により罹患を抑制できる感染症については、予防接種率の向上が被災地でのまん延の防止につながる。そのため、対象者への個別勧奨のほか、広報誌への掲載、医療機関の窓口へのポスターの掲示などにより接種を呼びかけ、接種率の向上に引き続き取り組む必要がある。

【災害時における燃料確保体制の整備】

- ・災害時において燃料を確保するため、関係組合と締結している協定の実効性を高めるよう、平時より連携を高める必要がある。

(指標)		<現状値>	<目標値>
【災害用トイレ対策】	避難所運営訓練 (HUG) 実施回数 (通算)	40 回 (2022)	50 回/年 (毎年)
【合併処理浄化槽への転換促進】	合併処理浄化槽の補助基数	37 基 (2022)	60 基 (毎年)
【下水道施設の耐震化・耐水化】	下水道総合地震対策計画に基づく処理場・ポンプ場の耐震対策実施率	66.7% (2022)	77.8% (2024)
	処理場・ポンプ場の耐水化による揚水機能の確保率	0% (2022)	57.1% (2025)
	ストックマネジメント計画に基づく管路耐震化実施率	12.2% (2021)	100% (2025)
【災害廃棄物処理体制の充実強化】	災害廃棄物処理に必要な機能を要する施設の新規建設	0 施設 (2022)	1 施設 (2040)

2-6) 劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

【応急住宅の円滑かつ迅速な供給】

- ・建設型応急住宅については、必要戸数分の建設可能用地を確保するとともに、岐阜県と連携して、建設型および賃貸型応急住宅の提供体制の強化を図る必要がある。

【指定福祉避難所の運営体制確保】

- ・指定福祉避難所が 60 施設指定されている。施設ごとでマニュアル等の理解や訓練の実施状況が異なるため、県が主催する市町村担当者向けの研修会への参加、施設における訓練の実施を通して、指定福祉避難所の運営体制の充実・強化に努めるとともに、施設数の増加に努める必要がある。

(指標)		<現状値>	<目標値>
【指定福祉避難所の運営体制確保】	指定福祉避難所における防災に関わる訓練の実施	1 回以上/年 (2022)	1 回以上/年 (2027)
	指定福祉避難所数	60 施設 (2022)	63 施設 (2023)

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【業務継続体制の強化】

- ・岐阜市業務継続計画（BCP）を定期的に更新し、非常時優先業務のための職員の確保体制を維持する必要がある。
- ・岐阜市業務継続計画（BCP）において、非常時優先業務や、職員の安否確認について定めるとともに、毎年、職員の参集予測を実施し、部局間の職員派遣に関する計画を策定している。引き続き非常時優先業務の執行のための職員の確保体制を維持する必要がある。
- ・職員用食料、飲料水を確保し、庁舎整備により電気、ガス、水道、通信のライフライン対策は完了しているが、引き続き非常時優先業務の執行環境の確保に努める必要がある。
- ・ICT 部門の業務継続計画（ICT-BCP）を策定し災害に備えているが、作成した ICT-BCP が形骸化しないよう、継続的な見直しを行う必要がある。

【埋設ガス管の耐震化】

- ・ガスの事業者と連携し施設の建て替え工事等にあわせて埋設管の耐震化工事を進めていく必要がある。

【受援体制の構築】

- ・災害時に、市外からの救援物資や、自衛隊、警察、消防などの応援部隊の受入れ体制を定めた「岐阜市災害時受援・支援計画」を策定している。災害時の支援物資の一時集積配分拠点として4施設を設定し、備蓄拠点を経て、各地域の防災拠点へと搬送する体制を確保している。県の施設や東海環状自動車道の開通、国道21号の立体化の進捗や、庁舎整備に伴う対応等を踏まえ計画の定期的な見直しを行い、実効性を高めていく必要がある。
- ・北部防災備蓄拠点施設の老朽化等を踏まえ、岐阜北消防署及び消防本部整備工場移転建設事業に併せて、敷地内に防災備蓄拠点施設を整備するとともに、その他の防災備蓄拠点施設を適切に管理する必要がある。

【避難所機能の充実】

- ・東日本大震災以降、避難所機能の強化を進め、新型コロナウイルス感染症対策資機材を含む備蓄品、設備等は一定の水準に達しており、整備した備蓄品、設備の適切な更新、維持管理に努める必要がある。
- ・避難施設の確保にあたっては、避難所として必要な機能、感染症への対応について、一定の基準に基づき判断していく必要がある。
- ・災害時に避難施設を効果的に活用するとともに、本来の用途での使用再開時に支障が無いようにするため、災害時に施設のどの部分を開放し、どのようなスペースを設定するかを定めた「施設利用計画」の策定を必要に応じて見直す必要がある。
- ・避難所環境を向上するため、小中学校体育館にエアコンを設置する。併せて避難所の熱源・電源の多重化を検討していく必要がある。

【主要データ、プログラム滅失対策】

- ・被災等による行政データの破壊及び消失に備え、主要データ、プログラムの保管方法について検討する必要がある。

(指標)		<現状値>	<目標値>
【業務継続体制の強化】	職員参集予測の実施	1回/年(2022)	1回/年(毎年)
【受援体制の構築】	岐阜市災害時受援・支援計画	更新(2022)	随時更新
	災害時応援協定の締結	104協定(2022)	114協定(2027)
	北部防災備蓄拠点の整備	—	北部防災備蓄拠点完成(2025)
【避難所機能の充実】	施設利用計画作成施設数	71施設(2022)	[維持]

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1) 情報通信の長期停止による災害情報が伝達できない事態

【情報伝達ツールの多重化】

- ・災害時に避難情報等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、SNS、緊急速報メールやコミュニティFMへの割り込みなど、複数のツールを一括して配信するシステムの導入している。引き続き更なる発信の迅速化を図る必要がある。

【特設公衆電話の配備】

- ・被災者が安否確認に使用する通信手段として、特設公衆電話を市内54施設に事前設置している。特設公衆電話による安否確認は、災害用伝言ダイヤル(171)の使用を前提としていることから、地域防災訓練等で総合防災安心読本等による周知や特設公衆電話の体験利用コーナーを設けるなど、災害用伝言ダイヤル(171)の使用法の普及に努める必要がある。また、緊急時に確実に使用できるよう、通信試験を定期的実施する必要がある。

【活動マニュアルの整備・見直し】

- ・各自主防災隊が作成した地域防災コミュニティ計画をはじめとする各種活動マニュアルを、状況に応じて見直しを行う必要がある。

(指標)		<現状値>	<目標値>
【特設公衆電話の配備】	地域防災訓練等における体験利用実施回数	54回(2022)	54回[毎年維持]
	通話試験回数	1回/年(2022)	1回/年以上(毎年)

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

【企業の事業継続支援】

- ・BCP は企業にとってハードルが高いと認識されており、計画の策定が浸透しにくかった背景があるため、「事業継続力強化計画」認定制度が創出され、比較的簡易な申請が可能となっている。引き続き岐阜商工会議所及び柳津町商工会と連携し、BCP 及び事業継続力強化計画の策定率向上に向け、啓発やセミナーなどを開催する必要がある。

【企業誘致の推進】

- ・市内産業の生産力・競争力向上に繋がる、製造業の工場や物流施設、研究開発施設の誘致を進める必要があり、その一環として、東海環状自動車道の岐阜三輪スマートインターチェンジが開通した三輪地域に、その受け皿となる「ものづくり産業等集積地整備」を推進する必要がある。しかし、三輪地域は、農振法上の農用地区域であり、農地以外の利用は不許可であることから、三輪地域の特性を活かした「農業の6次産業化事業」の実施に向けた可能性調査をしていく必要がある。

【大規模工場における浸水防止】

- ・大規模工場は、災害時の機能停止が雇用やサプライチェーンの寸断に繋がることから、水防法において、浸水防止計画の作成、訓練の実施に努めることとされており、市内の大規模工場における浸水防止対策を促す必要がある。

【中小企業振興融資による資金繰りの支援】

- ・地震、風水害、火災等の災害により著しい影響を受け、資金調達が困難な中小企業者等の災害復旧のための融資を行う必要がある。

【小規模事業者の支援に関する法律に基づく支援】

- ・地域の防災を担う本市と商工会及び商工会議所が連携し、自然災害等に備える小規模事業者の取り組みを支援する計画を作成する必要がある。

(指標)		<現状値>	<目標値>
【企業の事業継続支援】	企業のBCP策定率	策定済 24.1%(2022)	—
		策定中 18.1%(2022)	—
【企業誘致の推進】	ものづくり産業等集積地整備(三輪地域) 事業実施面積	0ha(2022)	6ha

5-2) 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

【緊急輸送道路沿いの建物の耐震対策】

- ・緊急輸送道路沿いの建築物(3号特定建築物)は、地震によって倒壊した場合に多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を妨げるおそれがあるため、緊急輸送道路沿いの建築物のうち旧基準建築物の耐震化を重点的に図る必要がある。

【道路ネットワークの確保】

- ・大規模な災害が発生した際に、道路施設が被災し、緊急車両等の通行が不能となることにより、生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じる事態を回避するため、防災拠点を結ぶ幹線道路の整備や、緊急輸送道路上の橋梁耐震対策、道路法面对策、無電柱化対策を進めていく必要がある。また、緊急輸送道路には指定されていないものの、避難施設への経路等、災害時の重要性が高い道路についても、橋梁の耐震化、道路法面对策、無電柱化対策等、災害対策を進めていく必要がある。

【幹線道路、東海環状アクセス道路整備】

・大規模な災害が発生した際に、道路施設が被災し、緊急車両等の通行が不能となることにより、生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じる事態を回避することが求められる。また、本市は沿岸部からは一定の距離があり、津波、高潮などの災害に際し、名古屋圏のゼロメートル地帯に位置する中枢機能のバックアップ機能を果たすことも期待される。そのため、東海環状自動車道、岐阜南部横断ハイウェイなどの高規格道路や、それらのアクセス道路の整備を促進し、道路の代替性や多重性の観点を踏まえつつ、市内の幹線道路ネットワークの構築を図っていく必要がある。

【道路施設の維持・長寿命化対策】

・高度経済成長期以降の集中的な道路整備に伴い、多数の道路橋等が建設され、今後、それらの老朽化の進行が見込まれるため、舗装、トンネルなどの道路施設に係る長寿命化修繕計画に基づき修繕工事を進めるなど、引き続き予防保全的な対策を計画的に進め、健全な道路ネットワークの維持に努める必要がある。

(指標)	<現状値>	<目標値>
【緊急輸送道路沿いの建築物の耐震対策】		
緊急輸送道路沿いの建築物（3号特定建築物）の耐震化率	65% (2022.11)	—
【道路ネットワークの確保】 事業中の幹線道路（都市計画道路）の完成数	0 路線 (2022)	1 路線 (2026)
緊急輸送路を補完する補助ネットワークとしての橋梁の耐震補強数	108 橋 (2022)	130 橋 (2026)
道路法面の対策箇所数（市整備区間）	12 箇所 (2021)	13 箇所 (2024)
岐阜市管理道路の無電柱化整備済延長	11.74km (2021)	14.44km (2025)
【幹線道路、東海環状アクセス道路整備】		
東海環状自動車道 I C アクセス道路整備率（市整備区間）	94.2% (2021)	100% (2023)
【道路施設の維持・長寿命化対策】 橋梁長寿命化修繕計画対象の道路橋	40% (2022)	100% (2025)
横断歩道橋	100% (2021)	100% (2027)
トンネル	100% (2021)	100% (2027)

5-3) 食料等の安定供給の停滞

【協定締結の促進】

・民間企業等と協定を締結し、食料等の確保体制を構築している。引き続き体制を維持するとともに、平常時から協定締結先との「顔の見える関係」の構築、協定に基づく訓練に努める必要がある。

【食料等の供給に係る施設の防災力強化】

・市民へ食料等を安定して供給するための施設の防災力強化が求められており、特に、要となる中央卸売市場は、開設から50年程度が経過し、老朽化等の課題が生じていることから、再整備を予定している。再整備により大規模災害発生時においても生鮮食料品や救援物資等の搬送拠点として業務を継続できる施設を目指す必要がある。

【農業水利施設の老朽化対策】

・農業用施設の点検を進め、老朽化した農業用施設の更新を計画的に進める必要がある。

【農地の保全】

・農地は、延焼防止や緊急時の退避場所としての機能も果たし得るため、それらの機能が発揮されるよう努める必要がある。

【地産食料品の普及】

- ・ 県産食品の普及拡大に向けて、衛生管理の認証取得及び新商品開発から国内外への販路拡大まで一体的な支援を行う必要がある。
- ・ 卸売業と県内食関連産業を主な対象として、市内卸売業と県内各都市の現地食品メーカーとの商談会の開催や首都圏の大規模な見本市への出展、セミナー等の開催を支援していく必要がある。

(指標)	<現状値>	<目標値>
【協定締結の促進】 物資の確保、供給に係る民間団体との協定数	17件(2022)	維持

6 ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1) ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止

【ライフライン事業者との協力連携の強化】

- ・ライフライン事業者の復旧活動拠点候補地として、災害時のオープンスペースの利用に関する協定を締結するなど、ライフラインの復旧への協力体制を整えている。平常時から岐阜ライフライン防災ネットワーク会議等を通じた情報交換や訓練に参加いただくなど、引き続き連携の強化に努める必要がある。

【再生可能エネルギーの導入拡大】

- ・2050年度までに脱炭素社会の実現を達成するため、再生可能エネルギーを最大限活用することが必要であり、本市では、長い日照時間を活用した太陽光発電や、豊かな地下水を活用した地中熱システムの普及が可能である。避難所等を含む公共施設、住宅や事業所などエネルギーを使用するあらゆる建物に、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーを積極的に導入することで、エネルギーの地産地消を進める必要がある。また、こうした再生可能エネルギーを災害時にも有効に活用できるよう整備するなどして、地域のレジリエンス強化を図っていく必要がある。

【処理施設における排熱の活用】

- ・現在のごみ焼却施設は、排熱を場内・外の給湯、または電力の発電に利用しており、場内利用分を除く余剰電力は売電や他の市有施設に自己託送をしている。また、現在計画中の次期クリーンセンターは、災害時も安定して稼働できる施設であることは元より、災害時のエネルギー拠点として活用を図る必要がある。

【上下水道施設の耐震化・老朽化対策】

- ・水源などの施設及び管路のシステム全体で耐震化を進める必要があるため、防災上重要な基幹施設として位置付けた施設のうち、耐震対策が必要な水源地、配水池、基幹管路及び防災上重要な管路について、優先的に耐震化を図ってきており、更なる耐震化を促進する必要がある。
- ・耐震対策指針改定前に建設された施設について、重要な管渠、マンホール及び処理施設の耐震補強を進めているが、更なる耐震補強を進める必要がある。

【埋設ガス管の耐震化】

- ・ガスの事業者と連携し施設の建て替え工事等にあわせて埋設管の耐震化工事を進めていく必要がある。

【水道施設の耐震化】

- ・水源などの施設及び管路のシステム全体で耐震化を進める必要があるため、防災上重要な基幹施設として位置付けた施設のうち、耐震対策が必要な水源地、配水池、基幹管路及び防災上重要な管路について、優先的に耐震化を図ってきており、更なる耐震化を促進する必要がある。

【下水道施設の耐震化・耐水化】

- ・衛生環境の維持においては、下水道が機能することが重要である。耐震対策指針改定前に建設された施設について、重要な管渠、マンホール及び処理施設の耐震補強を進めているが、更なる耐震補強を進める必要がある。また、河川氾濫等の災害時においても一定の下水道機能を確保し、下水道施設被害による社会的影響を最小限にするため、施設浸水対策を進める必要がある。

(指標)		<現状値>	<目標値>
【ライフライン事業者との協力連携の強化】	防災フェアに参加する事業者	6 機関(2022)	6 機関以上(毎年)
【再生可能エネルギーの導入拡大】	市内太陽光発電導入容量(累計)	累計 138MW(2021)	累計 266MW(2030)
【上下水道施設の耐震化・老朽化対策】	水源施設の耐震化率(浄水施設能力ベース)	66.0%(2022)	67.0%(2024)
	排水池の耐震化率(容量ベース)	81.0%(2022)	90.0%(2024)
	下水道総合地震対策計画に基づく処理場・ポンプ場の耐震対策実施率	66.7%(2022)	77.8%(2024)

【水道施設の耐震化】	ストックマネジメント計画に基づく管路耐震化実施率	12.2%(2022)	100%(2025)
	水源施設の耐震化率（浄水施設能力ベース）	66.0%(2022)	67.0%(2024)
【下水道施設の耐震化】	配水池の耐震化率（容量ベース）	81.0%(2022)	90.0%(2024)
	下水道総合地震対策計画に基づく処理場・ポンプ場の耐震対策実施率	66.7%(2022)	77.8%(2024)
	処理場・ポンプ場の耐水化による揚水機能の確保率	0%(2022)	57.1%(2025)
	ストックマネジメント計画に基づく管路耐震化実施率	12.2%(2021)	100%(2025)

6-2) 地域交通ネットワークが分断する事態

【道路等の復旧に係る協定締結】

- ・関係団体による被害状況の調査や、公共施設の応急復旧活動への協力について、協定を締結し、体制の構築に努めている。協定締結によるインセンティブを充実させるなど、締結先の拡大に引き続き務めるとともに、平時から連絡を密にし、連携の強化に努める必要がある。

【道路ネットワークの確保】

- ・大規模な災害が発生した際に、道路施設が被災し、緊急車両等の通行が不能となることにより、生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じる事態を回避するため、防災拠点を結ぶ幹線道路の整備や、緊急輸送道路上の橋梁耐震対策、道路法面对策、無電柱化対策を進めていく必要がある。また、緊急輸送道路には指定されていないものの、避難施設への経路等、災害時の重要性が高い道路についても、橋梁の耐震化、道路法面对策、無電柱化対策等、災害対策を進めていく必要がある。

【幹線道路、東海環状アクセス道路整備】

- ・大規模な災害が発生した際に、道路施設が被災し、緊急車両等の通行が不能となることにより、生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じる事態を回避することが求められる。また、本市は沿岸部からは一定の距離があり、津波、高潮などの災害に際し、名古屋圏のゼロメートル地帯に位置する中枢機能のバックアップ機能を果たすことも期待される。そのため、東海環状自動車道、岐阜南部横断ハイウェイなどの高規格道路や、それらのアクセス道路の整備を促進し、道路の代替性や多重性の観点を踏まえつつ、市内の幹線道路ネットワークの構築を図っていく必要がある。

【道路施設の維持・長寿命化対策】

- ・高度成長期以降の、集中的な道路整備に伴い、多数の道路橋等が建設され、今後、それらの老朽化の進行が見込まれるため、長寿命化修繕計画を策定し計画的に修繕工事を進めている。引き続き予防保全的な対策を進め、健全な道路ネットワークの維持に努める必要がある。

【ICT技術を活用した情報収集等】

- ・被害情報の迅速な収集するため、遠隔監視可能箇所拡大、協定等による小型無人機による情報収集体制確保など、ICT技術を活用した情報収集体制を進める必要がある。

(指標)	<現状値>	<目標値>
【道路等の復旧に係る協定締結】 公共施設復旧に資する土木・建築関連団体との協定数	10件(2022)	10件[維持]
【道路ネットワークの確保】 事業中の幹線道路（都市計画道路）の完成数	0路線(2022)	1路線(2026)
緊急輸送路を補完する補助ネットワークとしての橋梁の耐震補強数	108橋(2022)	130橋(2026)
道路法面の対策箇所数（市整備区間）	12箇所(2021)	13箇所(2024)
岐阜市管理道路の無電柱化整備済延長	11.74km(2021)	14.44km(2025)

【幹線道路、東海環状アクセス道路整備】			
	東海環状道 I C アクセス道路整備率（市整備区間）	94.2% (2021)	100% (2023)
【ICT 技術を活用した情報収集等】	クラウド監視導入済のアンダーパス	11 箇所 (2022)	12 箇所 (2027)
【道路施設の維持・長寿命化対策】	橋梁長寿命化修繕計画対象の道路橋	40% (2022)	100% (2025)
	横断歩道橋	100% (2021)	100% (2027)
	トンネル	100% (2021)	100% (2027)

6-3) 異常湧水等により用水の供給の途絶

【給水体制の維持】

- ・給水車や給水袋など地震災害等に備え配備した既存の資機材の活用を図るほか、湧水時の給水体制を構築するため、湧水対策マニュアルを策定した。引き続き、湧水時の給水体制を維持していく必要がある。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1) 市街地での大規模火災の発生

【消防力の強化】

- ・巨大地震発生時において、効果的な消防活動を実施し被害の軽減を図るため、大震消防対策を策定しており、効果的な消防活動を行うため、大震消防対策を定期的に見直す必要がある。また、現状の消防力を上回る災害が発生した場合は、岐阜県広域消防相互応援基本計画及び緊急消防援助隊を要請することで消防力を増強し対応するため、近隣の消防機関等と訓練を実施し、連携の強化を図る必要がある。
- ・常備消防の庁舎の老朽化に伴い、倒壊危険の高い庁舎から、岐阜市消防本部消防庁舎整備計画に基づき順次建て替えを実施していく必要がある。また、消防広域化による消防力の不均衡を速やかに解消するため、岐阜市消防本部消防庁舎適正配置計画に基づき、岐阜北消防署及び消防本部整備工場移転建設事業を推進するとともに引き続き事業の進捗を図る必要がある。
- ・消防団施設の老朽化に伴い、倒壊危険の高い施設から、岐阜市消防団拠点整備事業計画に基づき順次建て替えを実施しており、引き続き事業の進捗を図る必要がある。

【初期消火対策】

- ・巨大地震発生時において、火災が発生した際に、地域住民が初期消火を行うために、街頭消火器を市街地、準市街地を中心に 6,633 本設置しており、更新計画に基づき、定期的に更新するとともに、大規模地震が発生した場合、その効果について検証する必要がある。

【出火防止対策】

- ・平素の消防同意事務を通じて、建築物の防火に関する法令の規定を踏まえ、防火上の安全性及び消火活動上の観点から審査、指導を行なっているため、随時法令改正の対応が必要である。
- ・防火対象物の立入検査を 3~5 年に 1 回以上実施し、消防法令等の違反について随時指導若しくは、行政処分を含めた違反処理の実施をしている。引き続き適切な消防検査、対応を行う必要がある。

【埋設ガス管の耐震化】

- ・ガスの事業者と連携し施設の建て替え工事等にあわせて埋設管の耐震化工事を進めていく必要がある。

【市街地整備の促進】

- ・都市の防災機能を向上させるため、老朽化又は非耐火建築物が密集している地区等において、建物の耐震化、不燃化等を図る市街地再開発事業を促進する必要がある。

【土地区画整理事業の促進】

- ・土地区画整理事業を促進することにより、狭あい道路の解消を行い、火災の延焼防止等、都市の防災機能を向上させる必要がある。

【公園整備の促進】

- ・公園・広場・緑地等は、災害時に避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、「岐阜市みどりの基本計画」や「岐阜市地域防災計画」等の計画と連携し、防災機能の強化に努める必要がある。
- ・公園・広場・緑地等が安全・安心に利用できるよう、「岐阜市みどりの基本計画」や「岐阜市公園施設長寿命化計画」等に基づき、計画的な公園等の施設の改修・更新および適切な維持管理に努めていく必要がある。

【道路整備・狭あい道路解消】

- ・幅員の大きな道路は、火災の延焼防止に効果があることから、未整備の都市計画道路等の整備を促進する必要がある。
- ・狭あい道路は、消火活動や救急活動、あるいは災害時の避難の妨げになる可能性があることから、岐阜市狭あい道路拡幅整備要綱に基づいて、用地の寄附を前提に狭あい道路の拡幅を進めているが、市内には緊急車両が通行不能な狭あい道路が多く存在することから、引き続き事業を推進する必要がある。

(指標)		<現状値>	<目標値>
【消防力の強化】	耐震診断結果に基づく岐阜市消防団拠点整備数	100% (2022)	100%
	緊急消防援助隊の登録数	46 隊 (2022)	[維持]
	防火水槽の耐震化率	19.7% (2022)	22.1% (2029)
	岐阜北消防署及び消防本部整備工場移転	—	岐阜北消防署及び消防本部整備工場移転 (2025)
【初期消火対策】	街頭消火器更新 (6,633 本)	714 本 (2022)	毎年実施
【出火防止対策】	住宅用火災警報器の設置率	77.3% (2022)	80% (2023)
	岐阜市火災予防査察規程に基づく立入検査	100% (2022)	100% (毎年)
【市街地整備の促進】	市街地再開発事業完了面積	4.75ha (2022)	—
【公園整備の促進】	一人当たり都市公園面積	9 m ² /人 (2022)	10 m ² /人 (2035)

7-2) ため池、河川構造物等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【ため池の防災対策】

- 令和2年10月1日に「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」が施行されたことにより、令和3年3月に県が「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」を策定した。この計画に基づき、令和13年3月末までに、岐阜市内の農業用ため池のうち、浸水区域に存在する公共施設や福祉施設、住宅等の有無等から優先度を定め、劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価の実施、およびその結果を踏まえた防災工事の実施あるいは廃止工事の推進計画の策定を行う必要がある。

(指標)		<現状値>	<目標値>
【ため池の防災対策】劣化状況評価の実施	地震・豪雨耐性評価の実施	12 箇所 (2022)	35 箇所
	防災工事の実施	9 箇所 (2022)	17 箇所
	廃止工事の実施	事業中 1 箇所 (2022)	5 箇所 (うち事業中 1 箇所)
		協議中	協議中

7-3) 有害物質の大規模拡散・流出

【環境中の汚染物質の測定体制の充実】

- 大気・水環境中の汚染物質のモニタリングを行うとともに、化学物質の流出対策マニュアルを作成した。今後も汚染物質の環境中への大規模放出が発生した場合に、迅速に覚知し、拡散防止対策が取れるよう、モニタリング体制の維持・強化に努める必要がある。

【危険物施設及び高圧ガス製造施設等への立入検査】

- 消防法及び高圧ガス保安法等による許可申請・届出に対し、適切に指導を行っている。また、各施設へ定期的に立入検査を行い、事故防止等を含めた法令指導を行っている。危険度・緊急性の高い違反については、行政処分を含めた違反処理の実施をしている。引き続き適切な検査、指導に努める必要がある。

(指標)		<現状値>	<目標値>
【危険物施設及び高圧ガス製造施設等への立入検査】	岐阜市火災予防査察規程等に基づく立入検査	実施率 100% (計画数 1,142 件)	100% (毎年)

7-4) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【森林の保全・治山対策】

- ・山地における自然災害を最小限に防止するため、山地災害が危惧される箇所において治山施設（治山ダム・土留め工・流路工等）の設置を進めてきたが、治山施設がその効果を確実に発揮するよう、引き続き維持管理を適宜実施するとともに、必要に応じ災害に対する安全性の向上を図る必要がある。また、安心して森林浴、自然散策を行うため、登山道等の軽微な補修等を行う森林ボランティア団体を支援する必要がある。

【農村資源の保全・推進】

- ・農用地、水路、農道等の農村資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加が懸念されるため、地域ぐるみの共同活動を支援する必要がある。
- ・農業生産基盤に重要な農業用施設の老朽化による破損や不具合が顕在化していることから、施設の更新や長寿命化・耐震整備を図る必要がある。
- ・自然災害等による農作物被害を最小限に食い止めるため、被害状況の把握に努めるとともに、県やJAと連携する中で、技術対策について情報を共有し、生産指導の徹底を図る必要がある。
- ・食料の確保や地域コミュニティの存続を図るため、農地の荒廃化を防止する必要がある。
- ・農地の有効活用を図るため、新規就農者の確保・育成を行う必要がある。

8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【災害廃棄物処理体制の充実強化】

- ・衛生的な生活環境を保持するためには、災害廃棄物を円滑に処理することが必要なため、災害廃棄物処理計画を策定し、仮置き場候補地を選定するなど、災害時でも速やかにごみを処理するための体制を整えているが、計画の更新、災害に強靱なごみ焼却施設の整備などにより、引き続き処理体制の充実を図る必要がある。

(指標)

【災害廃棄物処理体制の充実強化】 災害廃棄物処理に必要な機能を要する施設の新規建設

<現状値>

0 施設 (2021)

<目標値>

1 施設 (2040)

8-2) 人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

【ボランティア対策】

- ・災害ボランティアに対し、大規模災害が発生した際、初期対応に遅れが生ずることなく円滑に活動出来るよう、岐阜市社会福祉協議会などの関係機関と連携し、岐阜市災害ボランティア計画等に基づき毎年「災害ボランティアセンター」の設置訓練及び運営訓練を行っている。実効性を確保するため継続して訓練を実施する必要がある。
- ・岐阜市社会福祉協議会及び岐阜青年会議所との災害時における協力体制に関する協定書に基づき、必要な資機材を調達・支援する方法等について連携強化を図っていく必要がある。

【職員参集体制等の確立】

- ・職員やその家族が被災することにより登庁できない事態や、地域派遣職員が避難所に行けない事態等を回避するため、訓練への参加、研修等により職員の防災意識、自助実践率を高め、防災体制及び避難所の運営体制を確立する必要がある。

【応急危険度判定士育成】

- ・令和4年4月1日現在、市職員による被災建築物応急危険度判定士の有資格者は86人、判定コーディネーターは24人、宅地危険度判定士の有資格者は19人。
- ・不足する場合は県へ派遣要請することとなるが、大規模な応援は見込めないため、市において判定士やコーディネーターを育成し、応急危険度判定体制の強化を図る必要がある。

【被害認定調査の効率化】

- ・大規模災害時には、多くの住宅が被災し、り災証明書の交付申請が集中することが予想される。そのため「岐阜市り災証明書交付事務マニュアル」を策定し、担当部局内での研修等を実施し備えている。また、損害保険事業者と覚書を締結し、り災証明書発行業務の迅速化に資する取り組みも進めているが、り災証明書の交付の遅延は、復旧・復興の遅れにつながることから、更なる発行体制の強化を図るため、必要に応じてマニュアルを改正するほか、職員に対する研修を継続していく必要がある。
- ・被害認定調査に専門的な知識や経験を有する公益社団法人岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会との協力協定により、市民からの相談対応の補助作業の支援により、り災証明の迅速な発行体制の強化を図る必要がある。

(指標)

【職員参集体制等の確立】 職員向け防災研修
情報伝達訓練実施回数

<現状値>

3回/年(2022)

3回/年(2022)

<目標値>

3回/年以上(毎年)

3回/年以上(毎年)

【ボランティア対策】 災害ボランティアセンターの設置訓練及び運営訓練の実施

1回/年(2022)

1回/年以上(毎年)

【応急危険度判定士育成】	応急危険度判定士取得率	93%(2022)	維持
	宅地危険度判定士の人数	19人(2022)	維持

8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【自主防災組織育成】

- ・市内すべての 50 地域で自主防災組織が組織され、防災訓練等積極的な防災活動に取り組んでいる。地域特性に応じ各組織が必要な資機材を配備できるよう、活動補助金などの支援を行っており、引き続き必要な支援を行うとともに地域派遣職員と連携し、訓練等を行い更なる地域の防災力向上を図っていく必要がある。

【防災士育成】

- ・地域が主体的に避難所の運営を行うことにより、平常時のコミュニティを活かした運営の円滑化、職員が他の復旧業務に従事することによる復旧の迅速化も見込むことができるため、高度な防災知識と技能を有する防災士を育成し、地域の避難所運営能力の更なる向上を図る必要がある。
- ・災害対応力を強化する女性の視点を取り入れるため、女性防災士の育成や、育成した防災士の更なる能力向上のためフォローアップを図る必要がある。

【防犯ボランティア団体の育成強化】

- ・ボランティア団体のリーダーを育成するため、防犯活動に関する情報提供等を行う研修会“ホッとタウン”カレッジを年に 2 回開催している。令和 3 年度は 36 団体が研修会に参加した。引き続きボランティア団体のリーダーを育成するため、研修会を開催するとともに、団体に対し研修会の参加を呼びかけていく必要がある。また、団体の活動に必要な物品の支給等により、ボランティア団体の活動を引き続き支援していく必要がある。

【逸走動物対策】

- ・災害発生時、ペット等多くの動物が逸走することにより、混乱が生ずる恐れがあることから、逸走したペット等を收容するための被災動物救護所（岐阜市保健所、畜犬管理センター及び岐阜市畜産センター公園を想定）の設置・運営に向けた対策を講じる必要がある。

【地域内交通の維持確保】

- ・現在 20 地区（デマンド型乗合タクシー1 地区を含む）でコミュニティバスを導入しており、通院や買物など、日常生活の移動手段として利用されている。未導入地区について、コミュニティバスの必要性などについて、各地区に働きかけていく必要がある。

【地域コミュニティ活動支援】

- ・少子高齢化や人口減少、個人の価値観の変化などにより、地域活動の担い手の高齢化や担い手の不足が大きな課題となっていることから、地域コミュニティ機能の維持・発展に向けた対策を行う必要がある。
- ・自治会をはじめ各地域の各種団体の活動が、将来に亘って持続可能なものとするために、市内 50 地域において、「地域と市長との懇話会」を開催し、現在の状況や課題について意見交換を実施している。
- ・協働の取り組みを通じ、将来を担う人材の育成を推進するとともに、地域コミュニティの DX を推進し担い手の負担軽減を図る必要がある。
- ・地域内にある自治会・各種団体等の連携及び意思疎通を促進し、「地域全体(まちづくり協議会)」の枠組みを共有化することで、各団体の得意分野を生かした協力関係により、活動の活性化につながる、あるいは活動に伴う負担を軽減するアイデアが生み出される環境を育て、コミュニティ活動の維持を図る必要がある。

(指標)		<現状値>	<目標値>
【自主防災組織育成】	地域防災訓練実施回数	47 回 (2022)	各地区年 1 回以上
【防災士育成】	市の支援制度等により育成した防災士数 (各地区 1 人以上)	49 地域 (2022)	50 地域 (2027)
【逸走動物対策】	被災動物救護所設置・運営訓練	1 回 (2022)	1 回以上 (毎年)
【地域内交通の維持確保】	コミュニティバス導入地区数	20 地区 (2022)	22 地区 (2027)
【地域コミュニティ活動支援】	自治会加入率	56.9% (2022)	-

まちづくり協議会の設立地区数	44 地区 (2022)	全 50 地区
----------------	--------------	---------

8-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

【文化財の保護対策の推進】

- ・地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、防災・防犯対策の徹底、大規模災害に備えた老朽化対策や、耐震調査・耐震補強等への支援、また、後世への継承や資料の一元管理を図るため、文化財の資料・写真などをデジタルデータとして収集しアーカイブ化を進める必要がある。

8-5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

【応急住宅の円滑かつ迅速な供給】

- ・建設型応急住宅については、必要戸数分の建設可能用地を確保するとともに、岐阜県と連携して、建設型および賃貸型応急住宅の提供体制の強化を図る必要がある。

【地籍調査】

- ・土地の境界等を明確にすることにより、発災後の円滑な境界確認が可能となり、迅速な復旧、復興に繋がるため、地籍調査事業を引き続き促進する必要がある。

(指標)	<現状値>	<目標値>
【地籍調査】地籍調査実施率	9% (2021)	100% (2032)

①行政機能



【緊急地震速報時の対応強化】

- ・不特定多数の人が出入りするすべての市有施設において、緊急地震速報を導入し、各施設において年1回以上の対応訓練を行っている。引き続き、適切な維持管理に努めるとともに、各施設における緊急地震速報対応マニュアルを策定、必要に応じて見直す必要がある。
- ・緊急地震速報は、音声により通知することが目的でなく、受信した各個人が適切な身を守る行動をとることが重要である。防災教育、出前講座等により、緊急地震速報を聞いたときにとっさに身を守る適切な行動がとれるよう引き続き啓発を行う必要がある。

【避難施設の確保】

- ・災害に備え、指定緊急避難場所 564 施設を指定している。民間施設等との協定等により 引き続き避難施設の確保に努めるとともに、ハザードマップ、総合防災安心読本の配布や DX を推進し、避難施設の位置について周知強化に努める必要がある。

【避難所機能の充実】

- ・東日本大震災以降、避難所機能の強化を進め、新型コロナウイルス感染症対策資機材を含む備蓄品、設備等は一定の水準に達しており、整備した備蓄品、設備の適切な更新、維持管理に努める必要がある。
- ・避難施設の確保にあたっては、避難所として必要な機能、感染症への対応について、一定の基準に基づき判断していく必要がある。
- ・災害時に避難施設を効果的に活用するとともに、本来の用途での使用再開時に支障が無いようにするため、災害時に施設のどの部分を開放し、どのようなスペースを設定するかを定めた「施設利用計画」の策定を必要に応じて見直す必要がある。
- ・避難所環境を向上するため、小中学校体育館にエアコンを設置する。併せて避難所の熱源・電源の多重化を検討していく必要がある。

【消防力の強化】

- ・巨大地震発生時において、効果的な消防活動を実施し被害の軽減を図るため、大震消防対策を策定しており、効果的な消防活動を行うため、大震消防対策を定期的に見直す必要がある。また、現状の消防力を上回る災害が発生した場合は、岐阜県広域消防相互応援基本計画及び緊急消防援助隊を要請することで消防力を増強し対応するため、近隣の消防機関等と訓練を実施し、連携の強化を図る必要がある。
- ・常備消防の庁舎の老朽化に伴い、倒壊危険の高い庁舎から、岐阜市消防本部消防庁舎整備計画に基づき順次建て替えを実施していく必要がある。また、消防広域化による消防力の不均衡を速やかに解消するため、岐阜市消防本部消防庁舎適正配置計画に基づき、岐阜北消防署及び消防本部整備工場移転建設事業を推進するとともに引き続き事業の進捗を図る必要がある。
- ・消防団施設の老朽化に伴い、倒壊危険の高い施設から、岐阜市消防団拠点整備事業計画に基づき順次建て替えを実施しており、引き続き事業の進捗を図る必要がある。

【消防人材・消防団員の確保・育成】

- ・令和3年4月に震度6弱以上の地震に限定して出動し、基本団員だけでは対応できない安否確認や避難誘導などの役割を担う「大規模災害団員」を導入した。

- ・消防団員の活動の対価である報酬額を見直す処遇改善を図るとともに、消防団の主な行事を見直し、負担を軽減することで消防団員の確保対策に取り組む必要がある。また、インセンティブ制度、消防団協力事業所表示制度、消防団活動認証制度等により引き続き消防団員の確保対策に努める必要がある。

【初期消火対策】

- ・巨大地震発生時において、火災が発生した際に、地域住民が初期消火を行うために、街頭消火器を市街地、準市街地を中心に 6,633 本設置しており、更新計画に基づき、定期的に更新するとともに、大規模地震が発生した場合、その効果について検証する必要がある。

【出火防止対策】

- ・平素の消防同意事務を通じて、建築物の防火に関する法令の規定を踏まえ、防火上の安全性及び消火活動上の観点から審査、指導を行なっているため、随時法令改正の対応が必要である。
- ・防火対象物の立入検査を 3～5 年に 1 回以上実施し、消防法令等の違反について随時指導若しくは、行政処分を含めた違反処理の実施をしている。引き続き適切な消防検査、対応を行う必要がある。

【危険物施設及び高圧ガス製造施設等への立入検査】

- ・消防法及び高圧ガス保安法等による許可申請・届出に対し、適切に指導を行っている。また、各施設へ定期的に立入検査を行い、事故防止等を含めた法令指導を行っている。危険度・緊急性の高い違反については、行政処分を含めた違反処理の実施をしている。引き続き適切な検査、指導に努める必要がある。

【救命救急体制の充実】

- ・大規模広域災害の発災直後は、救急活動を停止せざるを得ない恐れがある。また、機動力の低下や被災による道路状況の悪化により、活動が困難となる。そのような場合に、消防団員、大規模災害団員及び自主防災隊等による救護や搬送の必要があるため、各種団体への救命講習を引き続き実施していく必要がある。

【防災行政無線】

- ・防災行政無線屋外子局を市内に 471 基設置し、運用している。雷対策や適切な維持管理を進めるとともに、設置から 10 年以上が経過していることから、計画的に更新していく必要がある。
- ・移動式無線 (MCA) について、市内の災害時の拠点施設や関係機関用に約 300 機を配備している。適切な維持管理を行うとともに、訓練時に活用し配備先の使用者が操作方法を把握しておく必要がある。

【情報伝達ツールの多重化】

- ・災害時に避難情報等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、SNS、緊急速報メールやコミュニティ FM への割り込みなど、複数のツールを一括して配信するシステムの導入している。引き続き更なる発信の迅速化に努めていく必要がある。

【総合防災情報システムの維持・更新】

- ・災害情報の発信、集約を効率的に行うため、防災情報システムを更新し、より円滑かつ迅速な災害対応業務が可能となった。今後は、実践に即した研修等により、操作者の習熟度を高めていく必要がある。

【特設公衆電話の配備】

- ・被災者が安否確認に使用する通信手段として、特設公衆電話を市内 54 施設に事前設置している。特設公衆電話による安否確認は、災害用伝言ダイヤル (171) の使用を前提としていることから、地域防災訓練等で総合防災安心読本等による周知や特設公衆電話の体験利用コーナーを設けるなど、災害用伝言ダイヤル (171) の使用法の普及に努める必要がある。また、緊急時に確実に使用できるよう、通信試験を定期的実施する必要がある。

【公的備蓄の充実】

- ・南海トラフ巨大地震被害想定の見直しを行った。想定避難所避難者数は約 20,600 人であるが、想定以上の避難者が発生する可能性もあるため、これまでの災害で得られた教訓により、1.9 倍の約 39,100 人の 3 日分の食料、飲料水、新型コロナウイルス感染症対策資機材等を備蓄しており、引き続き定期的かつ効率的な更新に努める必要がある。

- ・市内 50 地域に発動発電機を 3 台備蓄しているほか、コミュニティセンター等に発電機を計 81 台備蓄している。適切な維持管理に努めるとともに、その使用方法について地域防災訓練等の場を活用し、より多くの地域住民に周知していく必要がある。

【災害用トイレ対策】

- ・災害時にトイレが不足する事態に備え、小中学校等に簡易トイレ、固液分離型トイレ、水が使用できない状況下でも除菌清掃ができる感染対策災害時清掃キット、汚物圧縮保管袋等の備蓄を行っている。また、小学校等各地域の拠点避難所にマンホールトイレを各 5 基設置している。必要に応じ、備蓄数の見直しや施設の追加整備を検討する必要がある。
- ・過去の災害においては、避難施設におけるトイレの使用マナーがたびたび問題となっていることから、トイレの適切かつ衛生的な使用方法について、避難所運営マニュアルへの記載や、平常時からの啓発により市民に意識付けしていく必要がある。また、災害用トイレの個人備蓄の必要性を、出前講座や地域の防災訓練等を通じての啓発を進めていく必要がある。

【帰宅困難者対策】

- ・災害被害想定調査の再調査結果に基づき想定避難者数の見直しを行い、南海トラフ巨大地震の災害被害想定調査の基づき岐阜駅周辺の帰宅困難者を 4,000 人、庁舎整備における帰宅困難者を 250 人とした。
- ・帰宅困難者用備蓄品の適切な維持管理に努めるとともに、帰宅困難者の誘導、受け入れ、備蓄品の配布等を明記したマニュアルにより関係機関と情報連絡訓練等を行う必要がある。

【業務継続体制の強化】

- ・岐阜市業務継続計画（BCP）を定期的に更新し、非常時優先業務のための職員の確保体制を維持する必要がある。
- ・岐阜市業務継続計画（BCP）において、非常時優先業務や、職員の安否確認について定めるとともに、毎年、職員の参集予測を実施し、部局間の職員派遣に関する計画を策定している。引き続き非常時優先業務の執行のための職員の確保体制を維持する必要がある。
- ・職員用食料、飲料水を確保し、庁舎整備により電気、ガス、水道、通信のライフライン対策は完了しているが、引き続き非常時優先業務の執行環境の確保に努める必要がある。
- ・ICT 部門の業務継続計画（ICT-BCP）を策定し災害に備えているが、作成した ICT-BCP が形骸化しないよう、継続的な見直しを行う必要がある。

【受援体制の構築】

- ・災害時に、市外からの救援物資や、自衛隊、警察、消防などの応援部隊の受入れ体制を定めた「岐阜市災害時受援・支援計画」を策定している。災害時の支援物資の一時集積配分拠点として 4 施設を設定し、備蓄拠点を経て、各地域の防災拠点へと搬送する体制を確保している。県の施設や東海環状自動車道の開通、国道 21 号の立体化の進捗や、庁舎整備に伴う対応等を踏まえ計画の定期的な見直しを行い、実効性を高めていく必要がある。
- ・北部防災備蓄拠点施設の老朽化等を踏まえ、岐阜北消防署及び消防本部整備工場移転建設事業に併せて、敷地内に防災備蓄拠点施設を整備するとともに、その他の防災備蓄拠点施設を適切に管理する必要がある。

【協定締結の促進】

- ・民間企業等と協定を締結し、食料等の確保体制を構築している。引き続き体制を維持するとともに、平常時から協定締結先との「顔の見える関係」の構築、協定に基づく訓練に努める必要がある。

【ライフライン事業者との協力連携の強化】

- ・ライフライン事業者の復旧活動拠点候補地として、災害時のオープンスペースの利用に関する協定を締結するなど、ライフラインの復旧への協力体制を整えている。平常時から岐阜ライフライン防災ネットワーク会議等を通じた情報交換や訓練に参加いただくなど、引き続き連携の強化に努める必要がある。

【道路等の復旧に係る協定締結】

- ・関係団体による被害状況の調査や、公共施設の応急復旧活動への協力について、協定を締結し、体制の構築に

努めている。協定締結によるインセンティブを充実させるなど、締結先の拡大に引き続き務めるとともに、平時から連絡を密にし、連携の強化に努める必要がある。

【ボランティア対策】

- ・災害ボランティアに対し、大規模災害が発生した際、初期対応に遅れが生ずることなく円滑に活動出来るよう、岐阜市社会福祉協議会などの関係機関と連携し、岐阜市災害ボランティア計画等に基づき毎年「災害ボランティアセンター」の設置訓練及び運営訓練を行っている。実効性を確保するため継続して訓練を実施する必要がある。
- ・岐阜市社会福祉協議会及び岐阜青年会議所との災害時における協力体制に関する協定書に基づき、必要な資機材を調達・支援する方法等について連携強化を図っていく必要がある。

【地域の防災力の向上】

- ・被害を軽減するためには「自助」「共助」「公助」が重要であり、地域ぐるみで自分たちのまちは自分たちで守るための「共助」の取り組みを行っている自主防災組織が市内 50 地域すべてに組織され、訓練等様々な防災活動を展開している。市は、研修会や防災士育成支援等により、自主防災組織の取り組みの支援、フォローアップ等の継続教育の実施及び新たな人材の育成策を充実させ、地域防災力の一層の強化を図る必要がある。
- ・災害のおそれがあるときに、コミュニティバスを利用して避難した場合の利用料を無料とすることで、自家用車を持たない高齢者や障がい者など避難に時間や労力を要する方の早期避難を促し逃げ遅れを防ぐ必要がある。

【職員参集体制等の確立】

- ・職員やその家族が被災することにより登庁できない事態や、地域派遣職員が避難所に行けない事態等を回避するため、訓練への参加、研修等により職員の防災意識、自助実践率を高め、防災体制及び避難所の運営体制を確立する必要がある。

②都市・住宅・土地利用



【民間建築物の耐震化】

- ・平成 30 年住宅・土地統計調査を基にした推計値によると、住宅の耐震化率は 81%。また、令和 3 年 2 月時点の多数の者が利用する建築物（1 号特定建築物）の耐震化率は 87%と推計している。いずれも岐阜市建築物耐震改修促進計画（第 2 期計画）で掲げた目標には至っていないが、耐震性が不十分な住宅等は減少しており、これまでの補助制度や啓発などの施策により一定の成果は得られている。今後も住宅耐震講座などの機会を活用して、耐震化率の向上を図る必要がある

【空き家対策】

- ・空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、平成 29 年度に「岐阜市空家等対策協議会」を設置し、平成 30 年度には「岐阜市空家等対策計画」を策定した。現在、同計画に基づいて各種施策を実施しており、今後も継続していくことが必要である。

【盛土対策】

- ・令和 3 年 7 月に発生した静岡県熱海市の土石流災害を踏まえ、県は不適正な盛土の未然防止を図るとともに、盛土に関する不適正事案に対し迅速かつ的確に対応するため、関係機関と相互に情報共有を行う岐阜地域の組織として岐阜地域連携会議を設置し、本市も連携会議の構成員である。庁内関係部局で情報共有を図るとともに、必要な対策を講ずる。なお、国から依頼のあった盛土総点検の結果、直ちに崩落等の危険のある箇所はな

いとされ、岐阜市において不適正事案はない。

- ・盛土規制法の公布に伴い、盛土等の規制を行っていく必要がある。
- ・抽出した大規模盛土造成地について、定期的に現地確認を行っており、引き続き、国の方針に基づき事業を遂行する必要がある。

【応急危険度判定士育成】

- ・令和4年4月1日現在、市職員による被災建築物応急危険度判定士の有資格者は86人、判定コーディネーターは24人、宅地危険度判定士の有資格者は19人。
- ・不足する場合は県へ派遣要請することとなるが、大規模な応援は見込めないため、市において判定士やコーディネーターを育成し、応急危険度判定体制の強化を図る必要がある。

【市街地整備の促進】

- ・都市の防災機能を向上させるため、老朽化又は非耐火建築物が密集している地区等において、建物の耐震化、不燃化等を図る市街地再開発事業を促進する必要がある。

【土地区画整理事業の促進】

- ・土地区画整理事業を促進することにより、狭あい道路の解消を行い、火災の延焼防止等、都市の防災機能を向上させる必要がある。

【公園整備の促進】

- ・公園・広場・緑地等は、災害時に避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、「岐阜市みどりの基本計画」や「岐阜市地域防災計画」等の計画と連携し、防災機能の強化に努める必要がある。
- ・公園・広場・緑地等が安全・安心に利用できるよう、「岐阜市みどりの基本計画」や「岐阜市公園施設長寿命化計画」等に基づき、計画的な公園等の施設の改修・更新および適切な維持管理に努めていく必要がある。

【ブロック塀の除却推進】

- ・平成30年度から道路に面するブロック塀等を対象として撤去の補助制度を創設し、令和3年度までに668件の補助を行い、およそ11キロメートルに及ぶブロック塀等の撤去に補助を行った。今後も通学路、避難路に面するブロック塀等を中心に撤去の推進を図る必要がある。

【公共下水道（雨水渠）の整備】

- ・気候変動の影響により、豪雨が頻発化し、降雨量が増加すると予想される中、雨水を計画的に排水し、市街地の浸水被害を未然に防止するため、雨水排水・内水対策に係る計画を策定し、公共下水道（雨水渠）の整備の促進を図る必要がある。

【水道施設の耐震化】

- ・水源などの施設及び管路のシステム全体で耐震化を進める必要があるため、防災上重要な基幹施設として位置付けた施設のうち、耐震対策が必要な水源地、配水池、基幹管路及び防災上重要な管路について、優先的に耐震化を図ってきており、更なる耐震化を促進する必要がある。

【下水道施設の耐震化・耐水化】

- ・衛生環境の維持においては、下水道が機能することが重要である。耐震対策指針改定前に建設された施設について、重要な管渠、マンホール及び処理施設の耐震補強を進めているが、更なる耐震補強を進める必要がある。また、河川氾濫等の災害時においても一定の下水道機能を確保し、下水道施設被害による社会的影響を最小限にするため、施設浸水対策を進める必要がある。

【給水体制の維持】

- ・給水車や給水袋など地震災害等に備え配備した既存の資機材の活用を図るほか、渇水時の給水体制を構築するため、渇水対策マニュアルを策定した。引き続き、渇水時の給水体制を維持していく必要がある。

【立地適正化計画の推進】

- ・災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を図り、「コンパクト＋ネットワーク」によるまちづくりを進めるため、立地適正化計画の適宜見直しを行うとともに、防災指針を定め計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組むことが必要である。

【がけ地近接等危険住宅移転補助事業の推進】

- ・土砂災害により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域における住民の安全を確保するため、危険住宅の除却費や住宅の建設費又は購入費及び改修費（借入金利子相当額）の一部を国・県と協調して補助を行い、市内の安全な区域へ住居移転を促す必要がある。

【応急住宅の円滑かつ迅速な供給】

- ・建設型応急住宅については、必要戸数分の建設可能用地を確保するとともに、岐阜県と連携して、建設型および賃貸型応急住宅の提供体制の強化を図る必要がある。

【緊急輸送道路沿いの建物の耐震対策】

- ・緊急輸送道路沿いの建築物（3号特定建築物）は、地震によって倒壊した場合に多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を妨げるおそれがあるため、緊急輸送道路沿いの建築物のうち旧基準建築物の耐震化を重点的に図る必要がある。

【地域内交通の維持確保】

- ・現在 20 地区（デマンド型乗合タクシー1地区を含む）でコミュニティバスを導入しており、通院や買物など、日常生活の移動手段として利用されている。未導入地区について、コミュニティバスの必要性などについて、各地区に働きかけていく必要がある。

③保健医療・福祉



【福祉施設の耐震化】

- ・民間の社会福祉施設に対し、施設の指導や監査の場などを活用して耐震化を促すなど、あらゆる機会を活用して耐震化率の向上を図る必要がある。
- ・社会福祉施設等の耐震化に関するフォローアップ調査を進めていく必要がある。

【医療救護体制の充実】

- ・災害時医療救護計画の更新や、三師会（岐阜市医師会、岐阜市歯科医師会、岐阜市薬剤師会）との連携強化などにより、災害時の医療救護体制の充実を引き続き進める必要がある。
- ・特に、被災後1週間を経過すると、継続的な治療が重要である慢性疾患への対応が必要となるため、避難所等への巡回診療、医薬品の備蓄、避難所の衛生・生活環境の維持、並びに診療等実施可能な医療機関、歯科診療所、調剤薬局等の情報共有に係る課題の解決に向け、岐阜市と三師会等関係団体との連携を進める必要がある。

【医療・介護人材の育成】

- ・要配慮者利用施設における避難確保計画を作成している医療施設や社会福祉施設では、大雨による浸水や土砂災害に備えるため、防災体制の整備、備蓄及び年1回の避難訓練を実施している。また、EMISで医療機関内の被災状況を入力できる体制を整えている。

その他、MCA無線を保有している19医療機関は、岐阜県並びに岐阜市と連携しながら毎月情報伝達訓練を行っている。今後も引き続きEMIS入力体制の確保およびMCA無線の訓練等を実施する必要がある。

- ・避難確保計画作成を推進するため、医療施設及び社会福祉施設については、各施設への計画策定の必要性を周知していくとともに、提出された計画内容等に助言を行い、今後も引き続き避難確保計画の作成を支援する必

要がある。

【感染症対策】

- ・衛生環境の悪化による感染症等の発生及び拡大の防止のため、消毒液を備蓄しているが、備蓄箇所の増強や、配布体制の強化について検討する必要がある。
- ・予防接種により罹患を抑制できる感染症については、予防接種率の向上が被災地でのまん延の防止につながる。そのため、対象者への個別勧奨のほか、広報誌への掲載、医療機関の窓口へのポスターの掲示などにより接種を呼びかけ、接種率の向上に引き続き取り組む必要がある。

【被害認定調査の効率化】

- ・大規模災害時には、多くの住宅が被災し、り災証明書の交付申請が集中することが予想される。そのため「岐阜市り災証明書交付事務マニュアル」を策定し、担当部局内での研修等を実施し備えている。また、損害保険事業者と覚書を締結し、り災証明書発行業務の迅速化に資する取り組みも進めているが、り災証明書の交付の遅延は、復旧・復興の遅れにつながることから、更なる発行体制の強化を図るため、必要に応じてマニュアルを改正するほか、職員に対する研修を継続していく必要がある。
- ・被害認定調査に専門的な知識や経験を有する公益社団法人岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会との協力協定により、市民からの相談対応の補助作業の支援により、り災証明の迅速な発行体制の強化を図る必要がある。

【逸走動物対策】

- ・災害発生時、ペット等多くの動物が逸走することにより、混乱が生ずる恐れがあることから、逸走したペット等を収容するための被災動物救護所（岐阜市保健所、畜犬管理センター及び岐阜市畜産センター公園を想定）の設置・運営に向けた対策を講じる必要がある。

【避難行動要支援者対策】

- ・定期的に避難行動要支援者の把握、名簿の更新を行うとともに、災害リスク及び支援の必要性が特に高い避難行動要支援者の個別避難計画を優先的に策定し、その実効性を確保していく必要がある。

【指定福祉避難所の運営体制確保】

- ・指定福祉避難所が 60 施設指定されている。施設ごとでマニュアル等の理解や訓練の実施状況が異なるため、県が主催する市町村担当者向けの研修会への参加、施設における訓練の実施を通して、指定福祉避難所の運営体制の充実・強化に努めるとともに、施設数の増加に努める必要がある。

④産業



【観光施設等の耐震化】

- ・平成 30 年度に岐阜城復興天守の長寿命化を視野に入れ耐震診断を行った結果、耐震上の課題が明らかになり、令和 2 年度より岐阜城天守閣耐震化検討委員会を設置し、令和 3 年度に岐阜城天守閣耐震化計画を作成した。岐阜城天守閣耐震化計画により耐震化工事を実施する必要がある。

【埋設ガス管の耐震化】

- ・ガスの事業者と連携し施設の建て替え工事等にあわせて埋設管の耐震化工事を進めていく必要がある。

【企業の事業継続支援】

- ・BCP は企業にとってハードルが高いと認識されており、計画の策定が浸透しにくかった背景があるため、「事業継続力強化計画」認定制度が創出され、比較的簡易な申請が可能となっている。引き続き岐阜商工会議所及び柳津町商工会と連携し、BCP 及び事業継続力強化計画の策定率向上に向け、啓発やセミナーな

どを開催する必要がある。

【企業備蓄の推進】

- ・災害発生後で混乱する中、事業所が従業員を一斉に帰宅させることにより、交通結節点等各所で混雑が発生し、集団転倒の発生や、応急救助活動の妨げとなることが考えられるため、「むやみに移動を開始しない」という原則を引き続き広く周知するとともに、各事業所で従業員が待機することができるよう、事業所における備蓄を促進する必要がある。

【企業誘致の推進】

- ・市内産業の生産力・競争力向上に繋がる、製造業の工場や物流施設、研究開発施設の誘致を進める必要があり、その一環として、東海環状自動車道の岐阜三輪スマートインターチェンジが開通した三輪地域に、その受け皿となる「ものづくり産業等集積地整備」を推進する必要がある。しかし、三輪地域は、農振法上の農用地区域であり、農地以外の利用は不許可であることから、三輪地域の特性を活かした「農業の6次産業化事業」の実施に向けた可能性調査をしていく必要がある。

【農地の保全】

- ・農地は、延焼防止や緊急時の退避場所としての機能も果たし得るため、それらの機能が発揮されるよう努める必要がある。

【農業施設の排水機能確保】

- ・農業用施設の経年劣化等の進行に加え、近年、降雨が激甚化（ゲリラ豪雨等）してきており、水害（洪水・内水）のリスクが高まっている。機能保全計画（農業用水利施設保全対策事業計画）の策定（3期目、R5～R9）を進め、限られた予算の中で施設の長寿命化を図るため、計画的に農業用水利施設保全対策事業（目地補修）を実施する必要がある。

【森林の保全・治山対策】

- ・山地における自然災害を最小限に防止するため、山地災害が危惧される箇所において治山施設（治山ダム・土留め工・流路工等）の設置を進めてきたが、治山施設がその効果を確実に発揮するよう、引き続き維持管理を適宜実施するとともに、必要に応じ災害に対する安全性の向上を図る必要がある。また、安心して森林浴、自然散策を行うため、登山道等の軽微な補修等を行う森林ボランティア団体を支援する必要がある。

【食料等の供給に係る施設の防災力強化】

- ・市民へ食料等を安定して供給するための施設の防災力強化が求められており、特に、要となる中央卸売市場は、開設から50年程度が経過し、老朽化等の課題が生じていることから、再整備を予定している。再整備により大規模災害発生時においても生鮮食料品や救援物資等の搬送拠点として業務を継続できる施設を目指す必要がある。

【ため池の防災対策】

- ・令和2年10月1日に「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」が施行されたことにより、令和3年3月に県が「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」を策定した。この計画に基づき、令和13年3月末までに、岐阜市内の農業用ため池のうち、浸水区域に存在する公共施設や福祉施設、住宅等の有無等から優先度を定め、劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価の実施、およびその結果を踏まえた防災工事の実施あるいは廃止工事の推進計画の策定を行う必要がある。

【地産食料品の普及】

- ・県産食品の普及拡大に向けて、衛生管理の認証取得及び新商品開発から国内外への販路拡大まで一体的な支援を行う必要がある。
- ・卸売業と県内食関連産業を主な対象として、市内卸売業と県内各都市の現地食品メーカーとの商談会の開催や首都圏の大規模な見本市への出展、セミナー等の開催を支援する必要がある。

【農村資源の保全・推進】

- ・農用地、水路、農道等の農村資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加が懸念されるため、地域ぐるみの共同活動を支援する必要がある。
- ・農業生産基盤に重要な農業用施設の老朽化による破損や不具合が顕在化していることから、施設の更新や長寿命化・耐震整備を図る必要がある。
- ・自然災害等による農作物被害を最小限に食い止めるため、被害状況の把握に努めるとともに、県やJAと連携する中で、技術対策について情報を共有し、生産指導の徹底を図る必要がある。
- ・食料の確保や地域コミュニティの存続を図るため、農地の荒廃化を防止する必要がある。
- ・農地の有効活用を図るため、新規就農者の確保・育成を行う必要がある。

【文化財の保護対策の推進】

- ・地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、防災・防犯対策の徹底、大規模災害に備えた老朽化対策や、耐震調査・耐震補強等への支援、また、後世への継承や資料の一元管理を図るため、文化財の資料・写真などをデジタルデータとして収集しアーカイブ化を進める必要がある。

⑤国土保全・交通



【輸送計画の策定・更新】

- ・災害時に、支援物資の円滑な輸送を行うための計画（岐阜市災害時救援物資輸送計画、岐阜市受援・支援計画）について、定期的な見直しを行い最新の状態に保つとともに、災害時応援協定締結済の関係団体との、平常時から情報交換や訓練を通して、物資輸送の実効性を高めていく必要がある。

【道路ネットワークの確保】

- ・大規模な災害が発生した際に、道路施設が被災し、緊急車両等の通行が不能となることにより、生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じる事態を回避するため、防災拠点を結ぶ幹線道路の整備や、緊急輸送道路上の橋梁耐震対策、道路法面对策、無電柱化対策を進めていく必要がある。また、緊急輸送道路には指定されていないものの、避難施設への経路等、災害時の重要性が高い道路についても、橋梁の耐震化、道路法面对策、無電柱化対策等、災害対策を進めていく必要がある。

【幹線道路、東海環状アクセス道路整備】

- ・大規模な災害が発生した際に、道路施設が被災し、緊急車両等の通行が不能となることにより、生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じる事態を回避することが求められる。また、本市は沿岸部からは一定の距離があり、津波、高潮などの災害に際し、名古屋圏のゼロメートル地帯に位置する中枢機能のバックアップ機能を果たすことも期待される。そのため、東海環状自動車道、岐阜南部横断ハイウェイなどの高規格道路や、それらのアクセス道路の整備を促進し、道路の代替性や多重性の観点を踏まえつつ、市内の幹線道路ネットワークの構築を図っていく必要がある。

【河川・水路施設等の整備】

- ・気候変動の影響による水災害の頻発化・激甚化を踏まえ、河川、水路、貯留施設の整備など、氾濫をできるだけ防ぐための対策を一層加速させる必要がある。また、氾濫を防ぐための対策とともに、被害対象を減少させる対策や、被害の軽減、早期の復旧・復興のための対策を、流域に関わるあらゆる関係者が協働して行う「流域治水」の取り組みを進める必要がある。

【水防団員等の確保・育成】

- ・本市の水防団は、専任水防団として全国でも有数の大きな組織である。その組織力や技術力を保持していくためには、水防団の活動環境の向上、県で行われている「ありがとね！消防団水防団応援事業所制度」の協力事業者や地域からの協力など、さまざまな面から団員確保に努める必要がある。

【大規模工場における浸水防止】

- ・大規模工場は、災害時の機能停止が雇用やサプライチェーンの寸断に繋がることから、水防法において、浸水防止計画の作成、訓練の実施に努めることとされており、市内の大規模工場における浸水防止対策を促す必要がある。

【急傾斜地及び道路法面の崩壊対策】

- ・市内において、令和4年4月時点で616箇所（土砂災害警戒区域）が指定されており、土砂災害のリスクがある地域が多数存在しており、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な土砂災害対策を進めていく必要がある。
- ・土砂災害により人命等に危害が及ぶおそれがある、急傾斜地崩壊危険箇所（市内指定箇所192箇所）の対策工事を県と連携し計画的に進める必要がある。

【道路整備・狭あい道路解消】

- ・幅員の大きな道路は、火災の延焼防止に効果があることから、未整備の都市計画道路等の整備を促進する必要がある。
- ・狭あい道路は、消火活動や救急活動、あるいは災害時の避難の妨げになる可能性があることから、岐阜市狭あい道路拡幅整備要綱に基づいて、用地の寄附を前提に狭あい道路の拡幅を進めているが、市内には緊急車両が通行不能な狭あい道路が多く存在することから、引き続き事業を推進する必要がある。

【地籍調査】

- ・土地の境界等を明確にすることにより、発災後の円滑な境界確認が可能となり、迅速な復旧、復興に繋がるため、地籍調査事業を引き続き促進する必要がある。

【ICT技術を活用した情報収集等】

- ・被害情報の迅速な収集するため、遠隔監視可能箇所の拡大、協定等による小型無人機による情報収集体制確保など、ICT技術を活用した情報収集体制を進める必要がある。

⑥環境



【合併処理浄化槽への転換促進】

- ・みなし浄化槽（単独処理浄化槽）やくみ取り便所を使用している家庭からの生活雑排水は、生活環境の悪化につながるため、下水道の整備が7年以内に見込まれない地域に合併処理浄化槽への切り替えを促進しているが、災害時には生活環境が悪化することが想定されるため、補助金や啓発活動を通じて合併処理浄化槽への更なる切り替えの促進に努める必要がある。
- ・現存するみなし浄化槽（単独処理浄化槽）は、平成13年度以前に設置されたものであり老朽化が進んでいるため、災害に強い合併処理浄化槽への切り替え促進に努める必要がある。

【災害廃棄物処理体制の充実強化】

- ・衛生的な生活環境を保持するためには、災害廃棄物を円滑に処理することが必要のため、災害廃棄物処理計画を策定し、仮置き場候補地を選定するなど、災害時でも速やかにごみを処理するための体制を整えているが、計画の更新、災害に強靱なごみ焼却施設の整備などにより、引き続き処理体制の充実を図る必要がある。

【火葬体制の確立】

- ・災害時の遺体の取扱い、埋葬を的確に遅滞なく行うため、関係団体との協定を締結するなど、体制の強化に努めており、引き続き体制の充実を図る必要がある。

【再生可能エネルギーの導入拡大】

- ・2050年度までに脱炭素社会の実現を達成するため、再生可能エネルギーを最大限活用することが必要であり、本市では、長い日照時間を活用した太陽光発電や、豊かな地下水を活用した地中熱システムの普及が可能である。避難所等を含む公共施設、住宅や事業所などエネルギーを使用するあらゆる建物に、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーを積極的に導入することで、エネルギーの地産地消を進める必要がある。また、こうした再生可能エネルギーを災害時にも有効に活用できるよう整備するなどして、地域のレジリエンス強化を図っていく必要がある。

【処理施設における排熱の活用】

- ・現在のごみ焼却施設は、排熱を場内・外の給湯、または電力の発電に利用しており、場内利用分を除く余剰電力は売電や他の市有施設に自己託送をしている。また、現在計画中の次期クリーンセンターは、災害時も安定して稼働できる施設であることは元より、災害時のエネルギー拠点として活用を図る必要がある。

【環境中の汚染物質の測定体制の充実】

- ・大気・水環境中の汚染物質のモニタリングを行うとともに、化学物質の流出対策マニュアルを作成した。今後も汚染物質の環境中への大規模放出が発生した場合に、迅速に覚知し、拡散防止対策が取れるよう、モニタリング体制の維持・強化に努める必要がある。

横断的分野 1 リスクコミュニケーション/防災教育/人材育成



【適切な避難行動の周知啓発】

- ・避難とは、難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難する必要はなく、ハザードマップにより自宅周辺の災害の危険性を確認し、自宅で安全が確保される場合は在宅避難を検討することや、安全な地域に住む親戚や友人宅への早期避難など、避難所以外への避難を検討すること、また、避難する場合は、新型コロナウイルス感染症蔓延下での適切な避難行動の周知啓発を進める必要がある。
- ・台風の接近等による大雨によって河川の水位が上昇する時に自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のため、関係する水害リスクや防災情報を「知る」、避難行動に向けた課題に「気づく」、どのように行動するかを「考える」ため、適切な避難行動の周知啓発を進める必要がある。
- ・土砂災害特別警戒区域では、一般住宅が土砂の力によって損壊する恐れがあるなど、早期の立ち退き避難が求められる災害種別であるため、総合防災安心読本のハザードマップを活用し、土砂災害警戒区域の箇所と併せて、適切な避難行動について、一層の周知啓発を進める必要がある。

【要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進】

- ・高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、水防法及び土砂災害防止法に基づき、要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する必要がある。
- ・各施設へ避難確保計画の策定を依頼するとともに、計画作成の支援や、計画内容の確認を進めていく必要がある。

【ハザードマップの活用】

- ・緊急的に命を守るために避難する「指定緊急避難場所」と災害後に避難生活を送る「指定避難所」を指定して

おり、各種ハザードマップや総合防災安心読本による、DXを推進し市民の防災意識の更なる向上を図る必要がある。その際、両者の性質の違いや災害種別によっては使用できない避難場所等があることについても、併せて啓発する必要がある。

- ・多段階の浸水想定図と水害リスクマップ（国土交通省作成）の更なる周知に努める必要がある。

【防災教育の推進】

- ・子どもを通じて、親世代の防災意識の向上を図るため、学校において、これまで培ったノウハウや県の「学校安全指導者派遣事業」等を活用して、家庭や地域と連携した自主的な防災教育の取り組みを継続的に進めていく必要がある。

【緊急地震速報時の対応強化】

- ・不特定多数の人が出入りするすべての市有施設において、緊急地震速報を導入し、各施設において年1回以上の対応訓練を行っている。引き続き、適切な維持管理に努めるとともに、各施設における緊急地震速報対応マニュアルを策定、必要に応じて見直す必要がある。
- ・緊急地震速報は、音声により通知することが目的でなく、受信した各個人が適切な身を守る行動をとることが重要である。防災教育、出前講座等により、緊急地震速報を聞いたときにとっさに身を守る適切な行動がとれるよう引き続き啓発を行うとともに「ぎふシェイクアウト」への参加を呼びかける必要がある。

【家具固定の推進】

- ・過去の地震災害における死傷者のうち、家具類の転倒・移動によるものの割合が高いことから、家具固定の必要性を、あらゆる世代に普及させるとともに、取り付けができない高齢者等向けに、引き続き家具固定器具の取付事業を周知し事業を推進する必要がある。

【個人備蓄の啓発】

- ・大規模災害発生後には、物資供給の停滞により、必要な食料等の入手が困難となる可能性があるため、家庭等において食料品などを3日分以上、できれば一週間の備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組む必要がある。

【外国人への情報伝達】

- ・外国人被災者へ災害情報を伝達することを目的として、平成29年3月に、（公財）岐阜市国際交流協会と岐阜市災害時多言語支援センターの設置及び運営に関する協定を締結し、その円滑な設置・運営のため、毎年度、設置・運営訓練を行っている。令和4年度は訓練を1回実施し、マニュアルの見直しを行った。今後も、訓練等を通して、支援対策の充実を図っていくとともに、同センターの周知を図り、災害時に有効な情報伝達が出来るよう取り組んでいく必要がある。

【自主防災組織育成】

- ・市内すべての50地域で自主防災組織が組織され、防災訓練等積極的な防災活動に取り組んでいる。地域特性に応じ各組織が必要な資機材を配備できるよう、活動補助金などの支援を行っており、引き続き必要な支援を行うとともに地域派遣職員と連携し、訓練等を行い更なる地域の防災力向上を図っていく必要がある。

【防災士育成】

- ・地域が主体的に避難所の運営を行うことにより、平常時のコミュニティを活かした運営の円滑化、職員が他の復旧業務に従事することによる復旧の迅速化も見込むことができるため、高度な防災知識と技能を有する防災士を育成し、地域の避難所運営能力の更なる向上を図る必要がある。
- ・災害対応力を強化する女性の視点を取り入れるため、女性防災士の育成や、育成した防災士の更なる能力向上のためフォローアップを図る必要がある。

【防犯ボランティア団体の育成強化】

- ・ボランティア団体のリーダーを育成するため、防犯活動に関する情報提供等を行う研修会“ホッとタウン”カレッジを年に2回開催している。令和3年度は36団体が研修会に参加した。引き続きボランティア団体のリーダーを育成するため、研修会を開催するとともに、団体に対し研修会の参加を呼びかけていく必要がある。ま

た、団体の活動に必要となる物品の支給等により、ボランティア団体の活動を引き続き支援していく必要がある。

【内水ハザードマップの更新による内水氾濫リスクの周知】

- ・気候変動の影響により、水災害が頻発化、激甚化すると予測されているため、想定最大規模の降雨を対象とした内水による浸水想定を作成するとともに、浸水想定結果に基づく内水ハザードマップを公表することにより内水氾濫のリスクを周知し、市民の避難等の行動に繋げる必要がある。

【主要データ、プログラム滅失対策】

- ・被災等による行政データの破壊及び消失に備え、主要データ、プログラムの保管方法について検討する必要がある。

横断的分野 2 官民連携



【支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化】

- ・生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における応援協定を各分野で締結しており、引き続き新たな協定締結先の検討を進める必要がある。また、災害時において確実に活動できるよう、各協定締結団体と平時からの「顔の見える」関係を構築し、実践的な共同訓練を行う必要がある。

【救出救助に係る連携体制の強化】

- ・大規模災害時、迅速かつ効果的に救出救助が行える様、岐阜市消防本部受援計画、岐阜県広域消防相互応援出場計画及び緊急消防援助隊出動計画に基づき、岐阜県内各消防本部との連携強化により災害対応能力の向上を図っているが、今後も継続して行う必要がある。
- ・救出救助に係る関係機関の連携体制を強化するため、自衛隊、警察、消防等の関係機関及び民間事業者等が相互に連携した実践的な救出救助訓練を引き続き実施する必要がある。
- ・消防本部が所有する、無人航空機（ドローン）を活用することで、早期に情報を収集が可能となり、市役所及び防災機関と情報を共有し、早期に救出救助が行われるよう、今後も連携訓練を行う必要がある。

【災害時における燃料確保体制の整備】

- ・災害時において燃料を確保するため、関係組合と締結している協定の実効性を高めるよう、平時より連携を高める必要がある。

【活動マニュアルの整備・見直し】

- ・各自主防災隊が作成した地域防災コミュニティ計画をはじめとする各種活動マニュアルを、状況に応じて見直しを行う必要がある。

【中小企業振興融資による資金繰りの支援】

- ・地震、風水害、火災等の災害により著しい影響を受け、資金調達が困難な中小企業者等の災害復旧のための融資を行う必要がある。

【小規模事業者の支援に関する法律に基づく支援】

- ・地域の防災を担う本市と商工会及び商工会議所が連携し、自然災害等に備える小規模事業者の取り組みを支援する計画を作成する必要がある。

【地域コミュニティ活動支援】

- ・少子高齢化や人口減少、個人の価値観の変化などにより、地域活動の担い手の高齢化や担い手の不足が大きな課題となっていることから、地域コミュニティ機能の維持・発展に向けた対策が必要である。

- ・自治会をはじめ各地域の各種団体の活動が、将来に亘って持続可能なものとするために、市内 50 地域において、「地域と市長との懇話会」を開催し、現在の状況や課題について意見交換を実施している。
- ・協働の取り組みを通じ、将来を担う人材の育成を推進するとともに、地域コミュニティの DX を推進し担い手の負担軽減を図る必要がある。
- ・地域内にある自治会・各種団体等の連携及び意思疎通を促進し、「地域全体(まちづくり協議会)」の枠組みを共有化することで、各団体の得意分野を生かした協力関係により、活動の活性化につながる、あるいは活動に伴う負担を軽減するアイデアが生み出される環境を育て、コミュニティ活動の維持を図る必要がある。

横断的分野 3 老朽化対策



【公共施設の総合的な管理計画】

- ・高度経済成長期に整備した公共施設等が一斉に耐用年数を迎えることが予想されることから、長期的な視点を持って施設の更新・長寿命化などを実施するため「岐阜市公共施設等総合管理計画」を策定しており、計画に基づき、公共施設等の総合かつ計画的なマネジメントを推進していく必要がある。

【河川・水路施設等の維持・長寿命化対策】

- ・浸水被害の防止、軽減のためには、河川・水路施設が効果を確実に発揮することが求められる。治水対策の推進により増加した河川・水路施設等の経年劣化等が進行しているため、排水機場や樋門等について、予防保全手法への移行を図りつつ、機能保全計画に基づき、計画的に施設の維持管理、長寿命化及び更新を進める必要がある。

【道路施設の維持・長寿命化対策】

- ・高度成長期以降の、集中的な道路整備に伴い、多数の道路橋等が建設され、今後、それらの老朽化の進行が見込まれるため、長寿命化修繕計画を策定し計画的に修繕工事を進めている。引き続き予防保全的な対策を進め、健全な道路ネットワークの維持に努める必要がある。

【農業水利施設の老朽化対策】

- ・農業用施設の点検を進め、老朽化した農業用施設の更新を計画的に進める必要がある。

【上下水道施設の耐震化・老朽化対策】

- ・水源などの施設及び管路のシステム全体で耐震化を進める必要があるため、防災上重要な基幹施設として位置付けた施設のうち、耐震対策が必要な水源地、配水池、基幹管路及び防災上重要な管路について、優先的に耐震化を図ってきており、更なる耐震化を促進する必要がある。
- ・耐震対策指針改定前に建設された施設について、重要な管渠、マンホール及び処理施設の耐震補強を進めているが、更なる耐震補強を進める必要がある。

リスクシナリオごとの推進方針

1 直接死を最大限防ぐ

1-1) 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

【緊急地震速報時の対応強化】

- ・不特定多数の人が出入りするすべての市有施設において、緊急地震速報を導入し、各施設において年 1 回以上の対応訓練を行っている。引き続き、適切な維持管理に努めるとともに、各施設における緊急地震速報対応マニュアルを策定、必要に応じて見直す。
- ・緊急地震速報は、音声により通知することが目的でなく、受信した各個人が適切な身を守る行動をとることが重要である。防災教育、出前講座等により、緊急地震速報を聞いたときにとっさに身を守る適切な行動がとれるよう引き続き啓発を行うとともに「ぎふシェイクアウト」への参加を呼びかける。

【避難施設の確保】

- ・災害に備え、指定緊急避難場所 564 施設を指定している。民間施設等との協定等により引き続き避難施設の確保に努めるとともに、ハザードマップ、総合防災安心読本の配布や防災アプリにより、避難施設の位置について周知強化に努める。

【民間建築物の耐震化】

- ・平成 30 年住宅・土地統計調査を基にした推計値によると、住宅の耐震化率は 81%。また、令和 3 年 2 月時点の多数の者が利用する建築物（1 号特定建築物）の耐震化率は 87%と推計している。いずれも岐阜市建築物耐震改修促進計画（第 2 期計画）で掲げた目標には至っていないが、耐震性が不十分な住宅等は減少しており、これまでの補助制度や啓発などの施策により一定の成果は得られている。今後も住宅耐震講座などの機会を活用して、耐震化率の向上を図る。

【家具固定の推進】

- ・過去の地震災害における死傷者のうち、家具類の転倒・移動によるものの割合が高いことから、家具固定の必要性を、防災訓練や防災教育などを活用し、あらゆる世代に普及させるとともに、取り付けができない高齢者等向けに、引き続き家具固定器具の取付事業を周知し事業を推進する。

【空き家対策】

- ・空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、平成 29 年度に「岐阜市空家等対策協議会」を設置し、平成 30 年度には「岐阜市空家等対策計画」を策定した。現在、同計画に基づいて各種施策を実施しており、今後も継続していく。

【盛土対策】

- ・令和 3 年 7 月に発生した静岡県熱海市の土石流災害を踏まえ、県は不適正な盛土の未然防止を図るとともに、盛土に関する不適正事案に対し迅速かつ的確に対応するため、関係機関と相互に情報共有を行う岐阜地域の組織として岐阜地域連携会議を設置し、本市も連携会議の構成員である。庁内関係部局で情報共有を図るとともに、必要な対策を講ずる。なお、国から依頼のあった盛土総点検の結果、直ちに崩落等の危険のある箇所はないとされ、岐阜市において不適正事案はない。
- ・盛土規制法の公布に伴い、盛土等の規制を行っていく。
- ・大規模盛土造成地については、定期的に現地確認を行っており、引き続き、国の方針に基づき事業を遂行する。

【観光施設等の耐震化】

- ・平成 30 年度に岐阜城復興天守の長寿命化を視野に入れ耐震診断を行った結果、耐震上の課題が明らかになり、令和 2 年度より岐阜城天守閣耐震化検討委員会を設置し、令和 3 年度に岐阜城天守閣耐震化計画を

作成した。令和 4～5 年度で耐震化工事の実施設計を行い、令和 6～8 年度で耐震化工事を実施する予定である。

【市街地整備の促進】

- ・都市の防災機能を向上させるため、老朽化又は非耐火建築物が密集している地区等において、建物の耐震化、不燃化等を図る市街地再開発事業を促進する。

【土地区画整理事業の促進】

- ・土地区画整理事業を促進することにより、狭あい道路の解消を行い、火災の延焼防止等、都市の防災機能を向上させる。

【公園整備の促進】

- ・公園・広場・緑地等は災害時に避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、「岐阜市みどりの基本計画」や「岐阜市地域防災計画」等の計画と連携し、防災機能の強化に努める。
- ・公園・広場・緑地等が安全・安心に利用できるよう、「岐阜市みどりの基本計画」や「岐阜市公園施設長寿命化計画」等に基づき、計画的な公園等の施設の改修・更新および適切な維持管理に努めていく。

【ブロック塀の除却推進】

- ・平成 30 年度から道路に面するブロック塀等を対象として撤去の補助制度を創設し、令和 3 年度までに 668 件の補助を行い、およそ 11 キロメートルに及ぶブロック塀等の撤去に補助を行った。今後も通学路、避難路に面するブロック塀等を中心に撤去の推進を図る。

【消防力の強化】

- ・巨大地震発生時において、効果的な消防活動を実施し被害の軽減を図るため、大震消防対策を策定しており、効果的な消防活動を行うため、大震消防対策を定期的に見直す。また、現状の消防力を上回る災害が発生した場合は、岐阜県広域消防相互応援基本計画及び緊急消防援助隊を要請することで消防力を増強し対応するため、近隣の消防機関等と訓練を実施し、連携の強化に努めている。
- ・常備消防の庁舎の老朽化に伴い、倒壊危険の高い庁舎から、岐阜市消防本部消防庁舎整備計画に基づき順次建て替えを実施していく。また、消防広域化による消防力の不均衡を速やかに解消するため、岐阜市消防本部消防庁舎適正配置計画に基づき、岐阜北消防署及び消防本部整備工場移転建設事業を推進するとともに引き続き事業の進捗を図る。
- ・消防団施設の老朽化に伴い、倒壊危険の高い施設から、岐阜市消防団拠点整備事業計画に基づき順次建て替えを実施しており、引き続き事業の進捗を図る。

【初期消火対策】

- ・巨大地震発生時において、火災が発生した際に、地域住民が初期消火をするため、街頭消火器を市街地、準市街地を中心に 6,633 本設置し更新計画に基づき、定期的に更新するとともに、大規模地震が発生した場合、その効果について検証する。

【出火防止対策】

- ・平素の消防同意事務を通じて、建築物の防火に関する法令の規定を踏まえ、防火上の安全性及び消火活動上の観点から審査、指導を行なっているので、随時法令改正の対応を行う。
- ・防火対象物の立入検査を 3～5 年に 1 回以上実施し、消防法令等の違反について随時指導若しくは、行政処分を含めた違反処理の実施をしている。引き続き適切な消防検査、対応を行う。

【公共施設の総合的な管理計画】

- ・高度経済成長期に整備した公共施設等が一斉に耐用年数を迎えることが予想されることから、長期的な視点を

持って施設の更新・長寿命化などを実施するため「岐阜市公共施設等総合管理計画」を策定しており、計画に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的なマネジメントを推進していく。

【道路ネットワークの確保】

- ・大規模な災害が発生した際に、道路施設が被災し、緊急車両等の通行が不能となることにより、生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じる事態を回避するため、防災拠点を結ぶ幹線道路の整備や、緊急輸送道路上の橋梁耐震対策、道路法面对策、無電柱化対策を進めていく。また、緊急輸送道路には指定されていないものの、避難施設への経路等、災害時の重要性が高い道路についても、橋梁の耐震化、道路法面对策、無電柱化対策等、災害対策を進めていく。

1-2) 集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生

【公共下水道（雨水渠）の整備】

- ・気候変動の影響により、豪雨が頻発化し、降雨量が増加すると予想される中、雨水を計画的に排水し、市街地の浸水被害を未然に防止するため、雨水排水・内水対策に係る計画を策定し、公共下水道（雨水渠）の整備の促進を図る。

【農業施設の排水機能確保】

- ・農業用施設の経年劣化等の進行に加え、近年、降雨が激甚化（ゲリラ豪雨等）してきており、水害（洪水・内水）のリスクが高まっている。機能保全計画（農業用水利施設保全対策事業計画）の策定（3期目、R5～R9）を進め、限られた予算の中で施設の長寿命化を図るため、計画的に農業用水利施設保全対策事業（目地補修）を実施する。

【河川・水路施設等の整備】

- ・気候変動の影響による水災害の頻発化・激甚化を踏まえ、河川、水路、貯留施設の整備など、氾濫をできるだけ防ぐための対策を一層加速させる。また、氾濫を防ぐための対策とともに、被害対象を減少させる対策や、被害の軽減、早期の復旧・復興のための対策を、流域に関わるあらゆる関係者が協働して行う「流域治水」の取り組みを進める。

【河川・水路施設等の維持・長寿命化対策】

- ・浸水被害の防止、軽減のためには、河川・水路施設が効果を確実に発揮することが求められる。治水対策の推進により増加した河川・水路施設等の経年劣化等が進行しているため、排水機場や樋門等について、予防保全手法への移行を図りつつ、機能保全計画に基づき、計画的に施設の維持管理、長寿命化及び更新を進める。

【要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進】

- ・高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、水防法に基づき、要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する。
- ・各施設へ避難確保計画の策定を依頼するとともに、計画作成の支援や、計画内容の確認を進めていく。

【適切な避難行動の周知啓発】

- ・避難とは、難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難する必要はなく、ハザードマップにより自宅周辺の災害の危険性を確認し、自宅で安全が確保される場合は在宅避難を検討することや、安全な地域に住む

親戚や友人宅への早期避難など、避難所以外への避難を検討すること、また、避難所へ避難する場合は、マスクや消毒液、体温計など感染症予防に関する衛生用品などを各自で用意することなど、新型コロナウイルス感染症蔓延下での適切な避難行動の周知啓発を進める。

- ・台風の接近等による大雨によって河川の水位が上昇する時に自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のため、関係する水害リスクや防災情報を「知る」、避難行動に向けた課題に「気づく」、どのように行動するかを「考える」ため、マイタイムラインアプリを活用し、適切な避難行動の周知啓発を進める。

【内水ハザードマップの更新による内水氾濫リスクの周知】

- ・気候変動の影響により、水災害が頻発化、激甚化すると予測されているため、想定最大規模の降雨を対象とした内水による浸水想定を作成するとともに、浸水想定結果に基づく内水ハザードマップを公表することにより内水氾濫のリスクを周知し、市民の避難等の行動に繋げる。

1-3) 大規模土砂災害による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生

【急傾斜地及び道路法面の崩壊対策】

- ・市内において、令和4年4月時点で616箇所の土砂災害警戒区域が指定されており、土砂災害のリスクがある地域が多数存在しており、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な土砂災害対策を進めていく。
- ・土砂災害により人命等に危害が及ぶおそれがある、急傾斜地崩壊危険箇所（市内指定箇所192箇所）の対策工事を県と連携し計画的に進める。

【適切な避難行動の周知啓発】

- ・避難とは、難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難する必要はなく、ハザードマップにより自宅周辺の災害の危険性を確認し、自宅で安全が確保される場合は在宅避難を検討することや、安全な地域に住む親戚や友人宅への早期避難など、避難所以外への避難を検討すること、また、避難所へ避難する場合は、マスクや消毒液、体温計など感染症予防に関する衛生用品などを各自で用意することなど、新型コロナウイルス感染症蔓延下での適切な避難行動の周知啓発を進める。
- ・土砂災害特別警戒区域では、一般住宅が土砂の力によって損壊するおそれがあるなど、早期の立ち退き避難が求められる災害種別であるため、総合防災安心読本のハザードマップを活用し、土砂災害警戒区域の箇所と併せて、適切な避難行動について、一層の周知啓発を進める。

【要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進】

- ・高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、土砂災害防止法に基づき、要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する。
- ・各施設へ避難確保計画の策定を依頼するとともに、計画作成の支援や、計画内容の確認を進めていく。

【立地適正化計画の推進】

- ・災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を図り、「コンパクト＋ネットワーク」によるまちづくりを進めるため、立地適正化計画の適宜見直しを行うとともに、防災指針を定め計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組む。

【がけ地近接等危険住宅移転補助事業の推進】

- ・土砂災害により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域における住民の安全を確保するため、危険住宅の除却費や住宅の建設費又は購入費及び改修費（借入金利子相当額）の一部を国・県と協調して補助を行い、市

内の安全な区域へ住居移転を促す。

1-4) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

【防災行政無線】

- ・防災行政無線屋外子局を市内に 471 基設置し、運用している。雷対策や適切な維持管理を進めるとともに、設置から 10 年以上が経過していることから、計画的に更新していく。
- ・移動式無線（MCA）について、市内の災害時の拠点施設や関係機関用に約 300 機を配備している。適切な維持管理を行うとともに、訓練時に活用し配備先の使用者が操作方法を把握しておく。

【情報伝達ツールの多重化】

- ・災害時に避難情報等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、SNS、緊急速報メールやコミュニティ FM への割り込みなど、複数のツールを一括して配信するシステムの導入している。引き続き更なる発信の迅速化に努めていく。

【外国人への情報伝達】

- ・外国人被災者へ災害情報を伝達することを目的として、平成 29 年 3 月に、（公財）岐阜市国際交流協会と岐阜市災害時多言語支援センターの設置及び運営に関する協定を締結し、その円滑な設置・運営のため、毎年度、設置・運営訓練を行っている。令和 4 年度は訓練を 1 回実施し、マニュアルの見直しを行った。今後も、訓練等を通して、支援対策の充実を図っていくとともに、同センターの周知を図り、災害時に有効な情報伝達が出来るよう取り組んでいく。

【地域の防災力の向上】

- ・被害を軽減するためには「自助」「共助」「公助」が重要であり、地域ぐるみで自分たちのまちは自分たちで守るための「共助」の取り組みを行っている自主防災組織が市内 50 地域すべてに組織され、訓練等様々な防災活動を展開している。平常時は防災知識の普及、防災資機材の点検、防災訓練の実施及び要配慮者、避難行動要支援者対応を行い、災害時には避難所の開設・運営、情報の伝達・収集、初期消火活動、救出、救護活動及び要配慮者、避難行動要支援者支援を行う。市は、研修会や防災士育成支援等により、自主防災組織の取り組みの支援、フォローアップ等の継続教育の実施及び新たな人材の育成策を充実させ、地域防災力の一層の強化を図る。
- ・災害のおそれがあるときに、コミュニティバスを利用して避難した場合の利用料を無料とすることで、自家用車を持たない高齢者や障がい者など避難に時間や労力を要する方の早期避難を促し逃げ遅れを防ぐ。

【ハザードマップの活用】

- ・緊急的に命を守るために避難する「指定緊急避難場所」と災害後に避難生活を送る「指定避難所」を指定しており、各種ハザードマップや総合防災安心読本により、一層の周知を図る。その際、両者の性質の違いや災害種別によっては使用できない場合があることについても、併せて啓発する。

- ・DXの推進として洪水の3Dハザードマップを閲覧できる環境を整備し、市民の防災意識の更なる向上を図る。
- ・多段階の浸水想定図と水害リスクマップ（国土交通省作成）の更なる周知に努める。

【防災教育の推進】

- ・子どもを通じて、親世代の防災意識の向上を図るため、学校において、これまで培ったノウハウや県の「学校安全指導者派遣事業」等を活用して、家庭や地域と連携した自主的な防災教育の取り組みを継続的に進めていく。

【避難行動要支援者対策】

- ・定期的に避難行動要支援者の把握、名簿の更新を行うとともに、災害リスク及び支援の必要性が特に高い避難行動要支援者の個別避難計画を優先的に策定し、その実効性を確保していく。

【ICT技術を活用した情報収集等】

- ・被害情報の迅速な収集するため、遠隔監視可能箇所拡大、協定等による小型無人機による情報収集体制確保など、ICT技術を活用した情報収集体制を進める。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【公的備蓄の充実】

- ・南海トラフ巨大地震被害想定の見直しを行った。想定避難所避難者数は約 20,600 人であるが、想定以上の避難者が発生する可能性もあるため、これまでの災害で得られた教訓により、1.9 倍の約 39,100 人の 3 日分の食料、飲料水、新型コロナウイルス感染症対策資機材等を備蓄しており、引き続き定期的かつ効率的な更新に努める。
- ・市内 50 地域に発動発電機を 3 台備蓄しているほか、コミュニティセンター等に発電機を計 81 台備蓄している。適切な維持管理に努めるとともに、その使用方法について地域防災訓練等の場を活用し、より多くの地域住民に周知していく。

【個人備蓄の啓発】

- ・大規模災害発生後には、物資供給の停滞により、必要な食料等の入手が困難となる可能性があるため、家庭等において食料品など少し多めに購入し、古いものから使い使った分だけ買い足す日常備蓄（ローリングストック）により 3 日以上、できれば一週間の備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組む。

【受援体制の構築】

- ・災害時に、市外からの救援物資や、自衛隊、警察、消防などの応援部隊の受入れ体制を定めた「岐阜市災害時受援・支援計画」を策定している。災害時の支援物資の一時集積配分拠点として 4 施設を設定し、備蓄拠点を経て、各地域の防災拠点へと搬送する体制を確保している。県の施設や東海環状自動車道の開通、国道 21 号の立体化の進捗や、庁舎整備に伴う対応等を踏まえ計画の定期的な見直しを行い、実効性を高めていく。
- ・北部防災備蓄拠点施設の老朽化等を踏まえ、岐阜北消防署及び消防本部整備工場移転建設事業に併せて、敷地内に防災備蓄拠点施設を整備するとともに、その他の防災備蓄拠点施設を適切に管理する。

【輸送計画の策定・更新】

- ・災害時に、支援物資の円滑な輸送を行うための計画（岐阜市災害時救援物資輸送計画、岐阜市受援・支援計画）について、定期的な見直しを行い最新の状態に保つとともに、災害時応援協定締結済の関係団体との、平常時からの情報交換や訓練を通して、物資輸送の実効性を高めていく。

【水道施設の耐震化】

- ・水源などの施設及び管路のシステム全体で耐震化を進める必要があるため、防災上重要な基幹施設として位置付けた施設のうち、耐震対策が必要な水源地、配水池、基幹管路及び防災上重要な管路について、優先的に耐震化を図ってきており、更なる耐震化を促進する。

【道路ネットワークの確保】

- ・大規模な災害が発生した際に、道路施設が被災し、緊急車両等の通行が不能となることにより、生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じる事態を回避するため、防災拠点を結ぶ幹線道路の整備や、緊急輸送道路上の橋梁耐震対策、道路法面对策、無電柱化対策を進めていく。また、緊急輸送道路には指定されていないものの、避難施設への経路等、災害時の重要性が高い道路についても、橋梁の耐震化、道路法面对策、無電柱化対策等、災害対策を進めていく。

【総合防災情報システムの維持・更新】

- ・災害情報の発信、集約を効率的に行うため、防災情報システムを更新し、より円滑かつ迅速な災害対応業務が可能となった。今後は、実践に即した研修等により、操作者の習熟度を高めていく。

【支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化】

- ・生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における応援協定を各分野で締結しており、引き続き新たな協定締結先の検討を進める。また、災害時において確実に活動できるよう、各協定締結団体と平時からの「顔の

見える」関係を構築し、実践的な共同訓練を行う。

2-2) 消防等の被災等による救助・救急活動の遅れ及び重大な不足

【消防力の強化】

- ・巨大地震発生時において、効果的な消防活動を実施し被害の軽減を図るため、大震消防対策を策定しており、効果的な消防活動を行うため、大震消防対策を定期的に見直す。また、現状の消防力を上回る災害が発生した場合は、岐阜県広域消防相互応援基本計画及び緊急消防援助隊を要請することで消防力を増強し対応するため、近隣の消防機関等と訓練を実施し、連携の強化に努めている。
- ・常備消防の庁舎の老朽化に伴い、倒壊危険の高い庁舎から、岐阜市消防本部消防庁舎整備計画に基づき順次建て替えを実施していく。また、消防広域化による消防力の不均衡を速やかに解消するため、岐阜市消防本部消防庁舎適正配置計画に基づき、岐阜北消防署及び消防本部整備工場移転建設事業を推進するとともに引き続き事業の進捗を図る。
- ・消防団施設の老朽化に伴い、倒壊危険の高い施設から、岐阜市消防団拠点整備事業計画に基づき順次建て替えを実施しており、引き続き事業の進捗を図る。

【消防人材・消防団員の確保・育成】

- ・令和3年4月に震度6弱以上の地震に限定して出動し、基本団員だけでは対応できない安否確認や避難誘導などの役割を担う「大規模災害団員」を導入した。
- ・消防団員の活動の対価である報酬額を見直す処遇改善を図るとともに、消防団の主な行事を見直し、負担を軽減することで消防団員の確保対策に取り組んでいる。また、インセンティブ制度、消防団協力事業所表示制度、消防団活動認証制度等により引き続き消防団員の確保対策に努める。

【受援体制の構築】

- ・災害時に、市外からの救援物資や、自衛隊、警察、消防などの応援部隊の受入れ体制を定めた「岐阜市災害時受援・支援計画」を策定している。災害時の支援物資の一時集積配分拠点として4施設を設定し、備蓄拠点を経て、各地域の防災拠点へと搬送する体制を確保している。県の施設や東海環状自動車道の開通、国道21号の立体化の進捗や、庁舎整備に伴う対応等を踏まえ計画の定期的な見直しを行い、実効性を高めていく。

- ・北部防災備蓄拠点施設の老朽化等を踏まえ、岐阜北消防署及び消防本部整備工場移転建設事業に併せて、敷地内に防災備蓄拠点施設を整備するとともに、その他の防災備蓄拠点施設を適切に管理する。

【水防団員等の確保・育成】

- ・本市の水防団は、専任水防団として全国でも有数の大きな組織である。その組織力や技術力を保持していくためには、水防団の活動環境の向上、県で行われている「ありがとね！消防団水防団応援事業所制度」の協力事業者や地域からの協力など、さまざまな面から団員確保に努める。

【道路ネットワークの確保】

- ・大規模な災害が発生した際に、道路施設が被災し、緊急車両等の通行が不能となることにより、生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じる事態を回避するため、防災拠点を結ぶ幹線道路の整備や、緊急輸送道路上の橋梁耐震対策、道路法面对策、無電柱化対策を進めていく。また、緊急輸送道路には指定されていないものの、避難施設への経路等、災害時の重要性が高い道路についても、橋梁の耐震化、道路法面对策、無電柱化対策等、災害対策を進めていく。

【道路整備・狭あい道路解消】

- ・幅員の大きな道路は、火災の延焼防止に効果があることから、未整備の都市計画道路等の整備を促進する。
- ・狭あい道路は、消火活動や救急活動、あるいは災害時の避難の妨げになる可能性があることから、岐阜市狭あい道路拡幅整備要綱に基づいて、用地の寄附を前提に狭あい道路の拡幅を進めているが、市内には緊急車両が通行不能な狭あい道路が多く存在することから、引き続き事業を推進する。

【救出救助に係る連携体制の強化】

- ・大規模災害時、迅速かつ効果的に救出救助が行える様、岐阜市消防本部受援計画、岐阜県広域消防相互応援出場計画及び緊急消防援助隊出動計画に基づき、岐阜県内各消防本部との連携強化により災害対応能力の向上を図っているが、今後も継続して行う。
- ・救出救助に係る関係機関の連携体制を強化するため、自衛隊、警察、消防等の関係機関及び民間事業者等が相互に連携した実践的な救出救助訓練を引き続き実施する。
- ・消防本部が所有する、無人航空機（ドローン）を活用することで、早期に情報を収集が可能となり、市役所及び防災機関と情報を共有し、早期に救出救助が行われるよう、今後も連携訓練を行う。

2-3) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

【帰宅困難者対策】

- ・南海トラフ巨大地震の災害被害想定調査に基づき岐阜駅周辺の帰宅困難者を 4,000 人、庁舎整備における帰宅困難者を 250 人とした。
- ・帰宅困難者用備蓄品の適切な維持管理に努めるとともに、帰宅困難者の誘導、受け入れ、備蓄品の配布等を明記したマニュアルにより関係機関と情報連絡訓練等を行う。

【企業の事業継続支援】

- ・BCP は企業にとってハードルが高いと認識されており、計画の策定が浸透しにくかった背景があるため、「事業継続力強化計画」認定制度が創出され、比較的簡易な申請が可能となっている。引き続き岐阜商工会議所及び柳津町商工会と連携し、BCP 及び事業継続力強化計画の策定率向上に向け、啓発やセミナーなどを開催する。

【企業備蓄の推進】

- ・災害発生後で混乱する中、事業所が従業員を一斉に帰宅させることにより、交通結節点等各所で混雑が発生し、

集団転倒の発生や、応急救助活動の妨げとなることが考えられるため、「むやみに移動を開始しない」という原則を引き続き広く周知するとともに、各事業所で従業員が待機することができるよう、事業所における備蓄を促進する。

2-4) 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

【救命救急体制の充実】

- ・大規模広域災害の発災直後は、救急活動を停止せざるを得ないおそれがある。また、機動力の低下や被災による道路状況の悪化により、活動が困難となる。そのような場合に、消防団員、大規模災害団員及び自主防災隊等による救護や搬送の必要があるため、各種団体への救命講習を引き続き実施していく。

【医療救護体制の充実】

- ・災害時医療救護計画の更新や、三師会（岐阜市医師会、岐阜市歯科医師会、岐阜市薬剤師会）との連携強化などにより、災害時の医療救護体制の充実を引き続き進める。
- ・特に、被災後1週間を経過すると、継続的な治療が重要である慢性疾患への対応が必要となるため、避難所等への巡回診療、医薬品の備蓄、避難所の衛生・生活環境の維持、並びに診療等実施可能な医療機関、歯科診療所、調剤薬局等の情報共有に係る課題の解決に向け、岐阜市と三師会等関係団体との連携を進める。

【医療・介護人材の育成】

- ・要配慮者利用施設における避難確保計画を作成している医療施設や社会福祉施設では、大雨による浸水や土砂災害に備えるため、防災体制の整備、備蓄及び年1回の避難訓練を実施している。また、EMISで医療機関内の被災状況を入力できる体制を整えている。
- ・その他、MCA無線を保有している19医療機関は、岐阜県並びに岐阜市と連携しながら毎月情報伝達訓練を行っている。今後も引き続きEMIS入力体制の確保およびMCA無線の訓練等を実施する。
- ・避難確保計画作成を推進するため、医療施設及び社会福祉施設については、各施設への計画策定の必要性を周知していくとともに、提出された計画内容等に助言を行い、今後も引き続き避難確保計画の作成を支援する。

【福祉施設の耐震化】

- ・民間の社会福祉施設に対し、施設の指導や監査の場などを活用して耐震化を促すなど、あらゆる機会を活用して耐震化率の向上を図る。
- ・社会福祉施設等の耐震化に関するフォローアップ調査を進めていく。

【道路ネットワークの確保】

- ・大規模な災害が発生した際に、道路施設が被災し、緊急車両等の通行が不能となることにより、生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じる事態を回避するため、防災拠点を結ぶ幹線道路の整備や、緊急輸送道路上の橋梁耐震対策、道路法面对策、無電柱化対策を進めていく。また、緊急輸送道路には指定されていないものの、避難施設への経路等、災害時の重要性が高い道路についても、橋梁の耐震化、道路法面对策、無電柱化対策等、災害対策を進めていく。

2-5) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【災害用トイレ対策】

- ・災害時にトイレが不足する事態に備え、小中学校等に簡易トイレ、固液分離型トイレ、水が使用できない状況下でも除菌清掃ができる感染対策災害時清掃キット、汚物圧縮保管袋等の備蓄を行っている。また、小学校等各地域の拠点避難所にマンホールトイレを各5基設置している。必要に応じ、備蓄数の見直しや施設の追加整備を検討する。
- ・過去の災害においては、避難施設におけるトイレの使用マナーがたびたび問題となっていることから、トイレの適切かつ衛生的な使用方法について、避難所運営マニュアルへの記載や、平常時からの啓発により市民に意識付けしていく。また、災害用トイレの個人備蓄の必要性を、出前講座や地域の防災訓練等を通じての啓発を進めていく。

【合併処理浄化槽への転換促進】

- ・みなし浄化槽（単独処理浄化槽）やくみ取り便所を使用している家庭からの生活雑排水は、生活環境の悪化につながるため、下水道の整備が7年以内に見込まれない地域に合併処理浄化槽への切り替えを促進しているが、災害時には生活環境が悪化することが想定されるため、補助金や啓発活動を通じて合併処理浄化槽への更なる切り替えの促進に努める。
- ・現存するみなし浄化槽（単独処理浄化槽）は、平成13年度以前に設置されたものであり老朽化が進んでいるため、災害に強い合併処理浄化槽への切り替え促進に努める。

【下水道施設の耐震化・耐水化】

- ・衛生環境の維持においては、下水道が機能することが重要である。耐震対策指針改定前に建設された施設について、重要な管渠、マンホール及び処理施設の耐震補強を進めているが、更なる耐震補強を進める。また、河川氾濫等の災害時においても一定の下水道機能を確保し、下水道施設被害による社会的影響を最小限にするため、施設浸水対策を進める。

【災害廃棄物処理体制の充実強化】

- ・衛生的な生活環境を保持するためには、災害廃棄物を円滑に処理することが必要なため、災害廃棄物処理計画を策定し、仮置き場候補地を選定するなど、災害時でも速やかにごみを処理するための体制を整えているが、計画の更新、災害に強靱なごみ焼却施設の整備などにより、引き続き処理体制の充実を図る。

【火葬体制の確立】

- ・災害時の遺体の取扱い、埋葬を的確に遅滞なく行うため、関係団体との協定を締結するなど、体制の強化に努めており、引き続き体制の充実を図る。

【感染症対策】

- ・衛生環境の悪化による感染症等の発生及び拡大の防止のため、消毒液を備蓄しているが、備蓄箇所の増強や、配布体制の強化について検討する。
- ・予防接種により罹患を抑制できる感染症については、予防接種率の向上が被災地でのまん延の防止につながる。そのため、対象者への個別勧奨のほか、広報誌への掲載、医療機関の窓口へのポスターの掲示などにより接種を呼びかけ、接種率の向上に引き続き取り組む。

【災害時における燃料確保体制の整備】

- ・災害時において燃料を確保するため、関係組合と締結している協定の実効性を高めるよう、平時より連携を高める。

2-6) 劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

【応急住宅の円滑かつ迅速な供給】

- ・建設型応急住宅については、必要戸数分の建設可能用地を確保するとともに、岐阜県と連携して、建設型および賃貸型応急住宅の提供体制の強化を図る。

【指定福祉避難所の運営体制確保】

- ・指定福祉避難所が 60 施設指定されている。施設ごとにマニュアル等の理解や訓練の実施状況が異なるため、県が主催する市町村担当者向けの研修会への参加、施設における訓練の実施を通して、指定福祉避難所の運営体制の充実・強化に努めるとともに、施設数の増加に努める。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【業務継続体制の強化】

- ・岐阜市業務継続計画（BCP）を定期的に更新し、非常時優先業務のための職員の確保体制を維持する。
- ・岐阜市業務継続計画（BCP）において、非常時優先業務や、職員の安否確認について定めるとともに、毎年、職員の参集予測を実施し、部局間の職員派遣に関する計画を策定している。引き続き非常時優先業務の執行のための職員の確保体制を維持する。
- ・職員用食料、飲料水を確保し、庁舎整備により電気、ガス、水道、通信のライフライン対策は完了しているが、引き続き非常時優先業務の執行環境の確保に努める。
- ・ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）を策定し災害に備えているが、作成したICT-BCPが形骸化しないよう、継続的な見直しを行う。

【埋設ガス管の耐震化】

- ・ガスの事業者と連携し施設の建て替え工事等にあわせて埋設管の耐震化工事を進めていく。

【受援体制の構築】

- ・災害時に、市外からの救援物資や、自衛隊、警察、消防などの応援部隊の受入れ体制を定めた「岐阜市災害時受援・支援計画」を策定している。災害時の支援物資の一時集積配分拠点として4施設を設定し、備蓄拠点を経て、各地域の防災拠点へと搬送する体制を確保している。県の施設や東海環状自動車道の開通、国道21号の立体化の進捗や、庁舎整備に伴う対応等を踏まえ計画の定期的な見直しを行い、実効性を高めていく。
- ・北部防災備蓄拠点施設の老朽化等を踏まえ、岐阜北消防署及び消防本部整備工場移転建設事業に併せて、敷地内に防災備蓄拠点施設を整備するとともに、その他の防災備蓄拠点施設を適切に管理する。

【避難所機能の充実】

- ・東日本大震災以降、避難所機能の強化を進め、新型コロナウイルス感染症対策資機材を含む備蓄品、設備等は一定の水準に達しており、整備した備蓄品、設備の適切な更新、維持管理に努める。
- ・避難施設の確保にあたっては、避難所として必要な機能、感染症への対応について、一定の基準に基づき判断していく。
- ・災害時に避難施設を効果的に活用するとともに、本来の用途での使用再開時に支障が無いようにするため、災害時に施設のどの部分を開放し、どのようなスペースを設定するかを定めた「施設利用計画」の策定を必要に応じて見直す。
- ・避難所環境を向上するため、小中学校体育館にエアコンを設置する。併せて避難所の熱源・電源の多重化を検討していく。

【主要データ、プログラム滅失対策】

- ・被災等による行政データの破壊及び消失に備え、主要データ、プログラムの保管方法について検討する。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1) 情報通信の長期停止による災害情報が伝達できない事態

【情報伝達ツールの多重化】

- ・災害時に避難情報等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、SNS、緊急速報メールやコミュニティ FM への割り込みなど、複数のツールを一括して配信するシステムの導入している。引き続き更なる発信の迅速化に努めていく。

【特設公衆電話の配備】

- ・被災者が安否確認に使用する通信手段として、特設公衆電話を市内 54 施設に事前設置している。特設公衆電話による安否確認は、災害用伝言ダイヤル（171）の使用を前提としていることから、地域防災訓練等で総合防災安心読本等による周知や特設公衆電話の体験利用コーナーを設けるなど、災害用伝言ダイヤル（171）の使用法の普及に努める。また、緊急時に確実に使用できるよう、通信試験を定期的実施する。

【活動マニュアルの整備・見直し】

- ・各自主防災隊が作成した地域防災コミュニティ計画をはじめとする各種活動マニュアルを、状況に応じて見直しを行う。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

【企業の事業継続支援】

- ・BCP は企業にとってハードルが高いと認識されており、計画の策定が浸透しにくかった背景があるため、「事業継続力強化計画」認定制度が創出され、比較的簡易な申請が可能となっている。引き続き岐阜商工会議所及び柳津町商工会と連携し、BCP 及び事業継続力強化計画の策定率向上に向け、啓発やセミナーなどを開催する。

【企業誘致の推進】

- ・市内産業の生産力・競争力向上に繋がる、製造業の工場や物流施設、研究開発施設の誘致を進める必要があり、その一環として、東海環状自動車道の岐阜三輪スマートインターチェンジが開通した三輪地域に、その受け皿となる「ものづくり産業等集積地整備」を推進する必要がある。しかし、三輪地域は、農振法上の農用地区域であり、農地以外の利用は不許可であることから、三輪地域の特性を活かした「農業の6次産業化事業」の実施に向けた可能性調査をしていく。

【大規模工場における浸水防止】

- ・大規模工場は、災害時の機能停止が雇用やサプライチェーンの寸断に繋がることから、水防法において、浸水防止計画の作成、訓練の実施に努めることとされており、市内の大規模工場における浸水防止対策を促す。

【中小企業振興融資による資金繰りの支援】

- ・地震、風水害、火災等の災害により著しい影響を受け、資金調達が困難な中小企業者等の災害復旧のための融資を行う。

【小規模事業者の支援に関する法律に基づく支援】

- ・地域の防災を担う本市と商工会及び商工会議所が連携し、自然災害等に備える小規模事業者の取り組みを支援する計画を作成する。

5-2) 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

【緊急輸送道路沿いの建物の耐震対策】

- ・緊急輸送道路沿いの建築物（3号特定建築物）は、地震によって倒壊した場合に多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を妨げるおそれがあるため、緊急輸送道路沿いの建築物のうち旧基準建築物の耐震化を重点的に図る。

【道路ネットワークの確保】

- ・大規模な災害が発生した際に、道路施設が被災し、緊急車両等の通行が不能となることにより、生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じる事態を回避するため、防災拠点を結ぶ幹線道路の整備や、緊急輸送道路上の橋梁耐震対策、道路法面对策、無電柱化対策を進めていく。また、緊急輸送道路には指定されていないものの、避難施設への経路等、災害時の重要性が高い道路についても、橋梁の耐震化、道路法面对策、無電柱化対策等、災害対策を進めていく。

【幹線道路、東海環状アクセス道路整備】

- ・大規模な災害が発生した際に、道路施設が被災し、緊急車両等の通行が不能となることにより、生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じる事態を回避することが求められる。また、本市は沿岸部からは一定の距離があり、津波、高潮などの災害に際し、名古屋圏のゼロメートル地帯に位置する中枢機能のバックアップ機能を果たすことも期待される。そのため、東海環状自動車道、岐阜南部横断ハイウェイなどの高規格道路や、それらのアクセス道路の整備を促進し、道路の代替性や多重性の観点を踏まえつつ、市内の幹線道路ネットワ

ークの構築を図っていく。

【道路施設の維持・長寿命化対策】

- ・高度経済成長期以降の集中的な道路整備に伴い、多数の道路橋等が建設され、今後、それらの老朽化の進行が見込まれるため、舗装、トンネルなどの道路施設に係る長寿命化修繕計画に基づき修繕工事を進めるなど、引き続き予防保全的な対策を計画的に進め、健全な道路ネットワークの維持に努める。

5-3) 食料等の安定供給の停滞

【協定締結の促進】

- ・民間企業等と協定を締結し、食料等の確保体制を構築している。引き続き体制を維持するとともに、平常時から協定締結先との「顔の見える関係」の構築、協定に基づく訓練に努める。

【食料等の供給に係る施設の防災力強化】

- ・市民へ食料等を安定して供給するための施設の防災力強化が求められており、特に、要となる中央卸売市場は、開設から50年程度が経過し、老朽化等の課題が生じていることから、再整備を予定している。再整備により大規模災害発生時においても生鮮食料品や救援物資等の搬送拠点として業務を継続できる施設を目指す。

【農業水利施設の老朽化対策】

- ・農業用施設の点検を進め、老朽化した農業用施設の更新を計画的に進める。

【農地の保全】

- ・農地は、延焼防止や緊急時の退避場所としての機能も果たし得るため、それらの機能が発揮されるよう努める。

【地産食料品の普及】

- ・県産食品の普及拡大に向けて、衛生管理の認証取得及び新商品開発から国内外への販路拡大まで一体的な支援を行う。
- ・卸売業と県内食関連産業を主な対象として、市内卸売業と県内各都市の現地食品メーカーとの商談会の開催や首都圏の大規模な見本市への出展、セミナー等の開催を支援する。

6 ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1) ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止

【ライフライン事業者との協力連携の強化】

- ・ ライフライン事業者の復旧活動拠点候補地として、災害時のオープンスペースの利用に関する協定を締結するなど、ライフラインの復旧への協力体制を整えている。平常時から岐阜ライフライン防災ネットワーク会議等を通じた情報交換や訓練に参加いただくなど、引き続き連携の強化に努める。

【再生可能エネルギーの導入拡大】

- ・ 2050年度までに脱炭素社会の実現を達成するため、再生可能エネルギーを最大限活用することが必要であり、本市では、長い日照時間を活用した太陽光発電や、豊かな地下水を活用した地中熱システムの普及が可能である。避難所等を含む公共施設、住宅や事業所などエネルギーを使用するあらゆる建物に、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーを積極的に導入することで、エネルギーの地産地消を進める。また、こうした再生可能エネルギーを災害時にも有効に活用できるよう整備するなどして、地域のレジリエンス強化を図っていく。

【処理施設における排熱の活用】

- ・ 現在のごみ焼却施設は、排熱を場内・外の給湯、または電力の発電に利用しており、場内利用分を除く余剰電力は売電や他の市有施設に自己託送をしている。また、現在計画中の次期クリーンセンターは、災害時も安定して稼働できる施設であることは元より、災害時のエネルギー拠点として活用できる施設を予定している。

【上下水道施設の耐震化・老朽化対策】

- ・ 水源などの施設及び管路のシステム全体で耐震化を進める必要があるため、防災上重要な基幹施設として位置付けた施設のうち、耐震対策が必要な水源地、配水池、基幹管路及び防災上重要な管路について、優先的に耐震化を図ってきており、更なる耐震化を促進する。
- ・ 耐震対策指針改定前に建設された施設について、重要な管渠、マンホール及び処理施設の耐震補強を進めているが、更なる耐震補強を進める。

【埋設ガス管の耐震化】

- ・ ガスの事業者と連携し施設の建て替え工事等にあわせて埋設管の耐震化工事を進めていく。

【水道施設の耐震化】

- ・ 水源などの施設及び管路のシステム全体で耐震化を進める必要があるため、防災上重要な基幹施設として位置付けた施設のうち、耐震対策が必要な水源地、配水池、基幹管路及び防災上重要な管路について、優先的に耐震化を図ってきており、更なる耐震化を促進する。

【下水道施設の耐震化・耐水化】

- ・ 衛生環境の維持においては、下水道が機能することが重要である。耐震対策指針改定前に建設された施設について、重要な管渠、マンホール及び処理施設の耐震補強を進めているが、更なる耐震補強を進める。また、河川氾濫等の災害時においても一定の下水道機能を確保し、下水道施設被害による社会的影響を最小限にするため、施設浸水対策を進める。

6-2) 地域交通ネットワークが分断する事態

【道路等の復旧に係る協定締結】

- ・関係団体による被害状況の調査や、公共施設の応急復旧活動への協力について、協定を締結し、体制の構築に努めている。協定締結によるインセンティブを充実させるなど、締結先の拡大に引き続き務めるとともに、平時から連絡を密にし、連携の強化に努める。

【道路ネットワークの確保】

- ・大規模な災害が発生した際に、道路施設が被災し、緊急車両等の通行が不能となることにより、生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じる事態を回避するため、防災拠点を結ぶ幹線道路の整備や、緊急輸送道路上の橋梁耐震対策、道路法面对策、無電柱化対策を進めていく。また、緊急輸送道路には指定されていないものの、避難施設への経路等、災害時の重要性が高い道路についても、橋梁の耐震化、道路法面对策、無電柱化対策等、災害対策を進めていく。

【幹線道路、東海環状アクセス道路整備】

- ・大規模な災害が発生した際に、道路施設が被災し、緊急車両等の通行が不能となることにより、生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じる事態を回避することが求められる。また、本市は沿岸部からは一定の距離があり、津波、高潮などの災害に際し、名古屋圏のゼロメートル地帯に位置する中枢機能のバックアップ機能を果たすことも期待される。そのため、東海環状自動車道、岐阜南部横断ハイウェイなどの高規格道路や、それらのアクセス道路の整備を促進し、道路の代替性や多重性の観点を踏まえつつ、市内の幹線道路ネットワークの構築を図っていく。

【道路施設の維持・長寿命化対策】

- ・高度経済成長期以降の集中的な道路整備に伴い、多数の道路橋等が建設され、今後、それらの老朽化の進行が見込まれるため、舗装、トンネルなどの道路施設に係る長寿命化修繕計画に基づき修繕工事を進めるなど、引き続き予防保全的な対策を計画的に進め、健全な道路ネットワークの維持に努める。

【ICT技術を活用した情報収集等】

- ・被害情報の迅速な収集するため、遠隔監視可能箇所の拡大、協定等による小型無人機による情報収集体制確保など、ICT技術を活用した情報収集体制を進める。

6-3) 異常湧水等により用水の供給の途絶

【給水体制の維持】

- ・給水車や給水袋など地震災害等に備え配備した既存の資機材の活用を図るほか、湧水時の給水体制を構築するため、湧水対策マニュアルを策定した。引き続き、湧水時の給水体制を維持していく。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1) 市街地での大規模火災の発生

【消防力の強化】

- ・巨大地震発生時において、効果的な消防活動を実施し被害の軽減を図るため、大震消防対策を策定しており、効果的な消防活動を行うため、大震消防対策を定期的に見直す。また、現状の消防力を上回る災害が発生した場合は、岐阜県広域消防相互応援基本計画及び緊急消防援助隊を要請することで消防力を増強し対応するため、近隣の消防機関等と訓練を実施し、連携の強化に努めている。
- ・常備消防の庁舎の老朽化に伴い、倒壊危険の高い庁舎から、岐阜市消防本部消防庁舎整備計画に基づき順次建て替えを実施していく。また、消防広域化による消防力の不均衡を速やかに解消するため、岐阜市消防本部消防庁舎適正配置計画に基づき、岐阜北消防署及び消防本部整備工場移転建設事業を推進するとともに引き続き事業の進捗を図る。
- ・消防団施設の老朽化に伴い、倒壊危険の高い施設から、岐阜市消防団拠点整備事業計画に基づき順次建て替えを実施しており、引き続き事業の進捗を図る。

【初期消火対策】

- ・巨大地震発生時において、火災が発生した際に、地域住民が初期消火をするため、街頭消火器を市街地、準市街地を中心に 6,633 本設置し更新計画に基づき、定期的に更新するとともに、大規模地震が発生した場合、その効果について検証する。

【出火防止対策】

- ・平素の消防同意事務を通じて、建築物の防火に関する法令の規定を踏まえ、防火上の安全性及び消火活動上の観点から審査、指導を行なっているため、随時法令改正の対応を行う。
- ・また、防火対象物の立入検査を 3~5 年に 1 回以上実施し、消防法令等の違反について随時指導若しくは、行政処分を含めた違反処理の実施をしている。引き続き適切な消防検査、対応を行う。

【埋設ガス管の耐震化】

- ・ガスの事業者と連携し施設の建て替え工事等にあわせて埋設管の耐震化工事を進めていく。

【市街地整備の促進】

- ・都市の防災機能を向上させるため、老朽化又は非耐火建築物が密集している地区等において、建物の耐震化、不燃化等を図る市街地再開発事業を促進する。

【土地区画整理事業の促進】

- ・土地区画整理事業を促進することにより、狭あい道路の解消を行い、火災の延焼防止等、都市の防災機能を向上させる。

【公園整備の促進】

- ・公園・広場・緑地等は災害時に避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、「岐阜市みどりの基本計画」や「岐阜市地域防災計画」等の計画と連携し、防災機能の強化に努める。
- ・公園・広場・緑地等が安全・安心に利用できるよう、「岐阜市みどりの基本計画」や「岐阜市公園施設長寿命化計画」等に基づき、計画的な公園等の施設の改修・更新および適切な維持管理に努めていく。

【道路整備・狭あい道路解消】

- ・幅員の大きな道路は、火災の延焼防止に効果があることから、未整備の都市計画道路等の整備を促進する。
- ・狭あい道路は、消火活動や救急活動、あるいは災害時の避難の妨げになる可能性があることから、岐阜市狭あい道路拡幅整備要綱に基づいて、用地の寄附を前提に狭あい道路の拡幅を進めているが、市内には緊

急車両が通行不能な狭あい道路が多く存在することから、引き続き事業を推進する。

7-2) ため池、河川構造物等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【ため池の防災対策】

- ・令和2年10月1日に「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」が施行されたことにより、令和3年3月に県が「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」を策定した。この計画に基づき、令和13年3月末までに、岐阜市内の農業用ため池のうち、浸水区域に存在する公共施設や福祉施設、住宅等の有無等から優先度を定め、劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価の実施、およびその結果を踏まえた防災工事の実施あるいは廃止工事の推進計画の策定を行う。

7-3) 有害物質の大規模拡散・流出

【環境中の汚染物質の測定体制の充実】

- ・大気・水環境中の汚染物質のモニタリングを行うとともに、化学物質の流出対策マニュアルを作成した。今後も汚染物質の環境中への大規模放出が発生した場合に、迅速に覚知し、拡散防止対策が取れるよう、モニタリング体制の維持・強化に努める。

【危険物施設及び高圧ガス製造施設等への立入検査】

- ・消防法及び高圧ガス保安法等による許可申請・届出に対し、適切に指導を行っている。また、各施設へ定期的に立入検査を行い、事故防止等を含めた法令指導を行っている。危険度・緊急性の高い違反については、行政処分を含めた違反処理の実施をしている。引き続き適切な検査、指導に努める。

7-4) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【森林の保全・治山対策】

- ・山地における自然災害を最小限に防止するため、山地災害が危惧される箇所において治山施設（治山ダム・土留め工・流路工等）の設置を進めてきたが、治山施設がその効果を確実に発揮するよう、引き続き維持管理を適宜実施するとともに、必要に応じ災害に対する安全性の向上を図る。また、安心して森林浴、自然散策を行うため、登山道等の軽微な補修等を行う森林ボランティア団体を支援する。

【農村資源の保全・推進】

- ・農用地、水路、農道等の農村資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加が懸念されるため、地域ぐるみの共同活動を支援する。
- ・農業生産基盤に重要な農業用施設の老朽化による破損や不具合が顕在化していることから、施設の更新や長寿命化・耐震整備を図る。

- ・自然災害等による農作物被害を最小限に食い止めるため、被害状況の把握に努めるとともに、県やJ Aと連携する中で、技術対策について情報を共有し、生産指導の徹底を図る。
- ・食料の確保や地域コミュニティの存続を図るため、農地の荒廃化を防止する。
- ・農地の有効活用を図るため、新規就農者の確保・育成を行う。

8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【災害廃棄物処理体制の充実強化】

- ・災害廃棄物を円滑に処理するため、災害廃棄物処理計画を策定し、仮置き場候補地を選定するなど、災害時でも速やかにごみを処理するための体制を整えているが、計画の更新、災害に強靱なごみ焼却施設の整備などにより、引き続き処理体制の充実を図る。

8-2) 人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

【ボランティア対策】

- ・災害ボランティアに対し、大規模災害が発生した際、初期対応に遅れが生ずることなく円滑に活動出来るよう、岐阜市社会福祉協議会などの関係機関と連携し、岐阜市災害ボランティア計画等に基づき毎年「災害ボランティアセンター」の設置訓練及び運営訓練を行っている。実効性を確保するため継続して訓練を実施する。
- ・岐阜市社会福祉協議会及び岐阜青年会議所との災害時における協力体制に関する協定書に基づき、必要な資機材を調達・支援する方法等について連携強化を図っていく。

【職員参集体制等の確立】

- ・職員やその家族が被災することにより登庁できない事態や、地域派遣職員が避難所に行けない事態等を回避するため、訓練への参加、研修等により職員の防災意識、自助実践率を高め、防災体制及び避難所の運営体制を確立する。

【応急危険度判定士育成】

- ・令和4年4月1日現在、市職員による被災建築物応急危険度判定士の有資格者は86人、判定コーディネーターは24人、宅地危険度判定士の有資格者は19人。
- ・不足する場合は県へ派遣要請することとなるが、大規模な応援は見込めないため、市において判定士やコーディネーターを育成し、応急危険度判定体制の強化を図る。

【被害認定調査の効率化】

- ・大規模災害時には、多くの住宅が被災し、り災証明書の交付申請が集中することが予想される。そのため「岐阜市り災証明書交付事務マニュアル」を策定し、担当部局内での研修等を実施し備えている。また、損害保険事業者と覚書を締結し、り災証明書発行業務の迅速化に資する取り組みも進めているが、り災証明書の交付の遅延は、復旧・復興の遅れにつながることから、更なる発行体制の強化を図るため、必要に応じてマニュアルを改正するほか、職員に対する研修を継続していく。
- ・被害認定調査に専門的な知識や経験を有する公益社団法人岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会との協力協定により、市民からの相談対応の補助作業の支援により、り災証明の迅速な発行体制の強化を図る。

8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【自主防災組織育成】

- ・市内すべての 50 地域で自主防災組織が組織され、防災訓練等積極的な防災活動に取り組んでいる。地域特性に応じ各組織が必要な資機材を配備できるよう、活動補助金などの支援を行っており、引き続き必要な支援を行うとともに地域派遣職員と連携し、訓練等を行い更なる地域の防災力向上を図っていく。

【防災士育成】

- ・地域が主体的に避難所の運営を行うことにより、平常時のコミュニティを活かした運営の円滑化、職員が他の復旧業務に従事することによる復旧の迅速化も見込むことができるため、高度な防災知識と技能を有する防災士を育成し、地域の避難所運営能力の更なる向上を図る。
- ・災害対応力を強化する女性の視点を取り入れるため、女性防災士の育成を図る。
- ・育成した防災士の更なる能力向上のためフォローアップを図る。

【防犯ボランティア団体の育成強化】

- ・ボランティア団体のリーダーを育成するため、防犯活動に関する情報提供等を行う研修会“ホッとタウン”カレッジを年に 2 回開催している。令和 3 年度は 36 団体が研修会に参加した。引き続きボランティア団体のリーダーを育成するため、研修会を開催するとともに、団体に対し研修会の参加を呼びかけていく。また、団体の活動に必要な物品の支給等により、ボランティア団体の活動を引き続き支援していく。

【逸走動物対策】

- ・災害発生時、ペット等多くの動物が逸走することにより、混乱が生ずる恐れがあることから、逸走したペット等を収容するための被災動物救護所（岐阜市保健所、畜犬管理センター及び岐阜市畜産センター公園を想定）の設置・運営に向けた対策を講じる。

【地域内交通の維持確保】

- ・現在 20 地区（デマンド型乗合タクシー 1 地区を含む）でコミュニティバスを導入しており、通院や買物など、日常生活の移動手段として利用されている。未導入地区について、コミュニティバスの必要性などについて、各地区に働きかけていく。

【地域コミュニティ活動支援】

- ・少子高齢化や人口減少、個人の価値観の変化などにより、地域活動の担い手の高齢化や担い手の不足が大きな課題となっていることから、地域コミュニティ機能の維持・発展に向けた対策を行う。
- ・自治会をはじめ各地域の各種団体の活動が、将来に亘って持続可能なものとするために、市内 50 地域において、「地域と市長との懇話会」を開催し、現在の状況や課題について意見交換を実施している。
- ・協働の取り組みを通じ、将来を担う人材の育成を推進するとともに、地域コミュニティの DX を推進し担い手の負担軽減を図る。
- ・地域内にある自治会・各種団体等の連携及び意思疎通を促進し、「地域全体(まちづくり協議会)」の枠組みを共有化することで、各団体の得意分野を生かした協力関係により、活動の活性化につながる、あるいは活動に伴う負担を軽減するアイデアが生み出される環境を育て、コミュニティ活動の維持を図る。

8-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

【文化財の保護対策の推進】

- ・地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、防災・防犯対策の徹底、大規模災害に備えた老朽化対策や、耐震調査・耐震補強等への支援、また、後世への継承や資料の一元管理を図るため、文化財の資料・写真などをデジタルデータとして収集しアーカイブ化を進める。

8-5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

【地籍調査】

- ・土地の境界等を明確にすることにより、発災後の円滑な境界確認が可能となり、迅速な復旧、復興に繋がるため、地籍調査事業を引き続き促進する。

【応急住宅の円滑かつ迅速な供給】

- ・建設型応急住宅については、必要戸数分の建設可能用地を確保するとともに、岐阜県と連携して、建設型および賃貸型応急住宅の提供体制の強化を図る。